

「(独)国際協力機構コンピュータシステム運用等業務の調達における民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応

意見募集期間:2015年6月30日(火)～2015年7月21日(火)

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
1	I 実施要項(案)	P01	2(1)ア(ウ)本業務の規模	ヘルプデスクへの問合せ件数について、TV会議の要件が加わっているため、TV会議に関する月間の問合せ件数も併記(または加算)されることを提案いたします。	問い合わせ件数に関しては、2014年度実績に修正のうえ、TV会議に関する問い合わせ数も加味した数を記載いたします。	有	実施要項(案) 2(1)ア(ウ)を以下の通り修正。 修正前「ヘルプデスクへの問い合わせ件数は月間約1100～1200件程度である。(いずれも2013年度実績)」 修正後「ヘルプデスクへの問い合わせ件数は月間約1430～1630件(うちTV会議システムヘルプデスクへの問い合わせ数は30件程度)程度である。(いずれも2014年度実績)」
2	I 実施要項(案)	P01	2本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	多岐に亘る運用業務を一括発注されることで、運用開始後の貴機構業務負荷やリスクが軽減されるであろうことは十分に理解できます。しかし受託側は、受託決定後運用開始迄の間に、相当な規模の開発や運用開始に向けた準備を行わなければならない、弊財団のような中小零細組織(法人)では体制的資金的に応札は不可能です。中小零細組織でもこのような分野に参入できるよう、分割した発注にさせていただきますよう切に希望します。 特に、本業務内容の中の「TV会議システム運用・保守サービス」は、今まで単独で発注されており、他の業務と一括して発注されなくても業務に支障がないと判断されますので、ぜひ本入札と切り離れた単独での発注をご検討いただけますようお願い致します。	ご指摘のとおり、本業務は広範囲に亘っております。しかしながら、当機構は規模も大きく、実施要項にも記載しております通り、情報システムに特化した人員等も配置していないことから、分割発注した場合のそれを取りまとめる人力が充分とはいえない状況である点をご配慮下さい。そのため一括調達としております。実施要項「4(6)」に示すとおり、単独で実施が困難または単独で実施するより業務上の優位性が発揮できると判断された場合には、共同企業体でご提案いただいても結構です。	無	
3	I 実施要項(案)	P02	2(1)イ(カ)ITコンシェルジュサービス	「調達仕様書作成支援」とありますが、別調達されている「情報システム全体PMO支援業務」で行われる業務との分担があるのでしょうか。業務範囲が不明瞭ですので、明記願います。	「情報システム全体PMO支援業務」における「調達仕様書作成支援」の対象は、主に大規模システムを想定しておりますが、本業務のITコンシェルジュサービスにおける同支援の対象は、主に小規模システムを想定しております。	無	
4	I 実施要項(案)	P03	2(1)ウ(ア)情報システム刷新計画アクションプランへの対応 「情報システム刷新計画アクションプランの他の施策の実施状況によっては、当機構のIT環境が変化することも考えられる。それによって、本調達の実施内容の見直しが必要となった場合には、当機構と受託者間で協議のうえ、対応にに応じること。」	左記に記載の「当機構と受託者間で協議のうえ」とは、費用を含めた協議という理解でよろしいでしょうか。左記に記載の対応は、本件の入札金額には含まないと理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。本件の入札金額に含みません。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
5	I 実施要項(案)	P04	2(2)イ 呼損率	現行の呼損率の算出方法について教えてください。システム化されている場合は、継続使用させていただくことは可能でしょうか	現行の呼損率の算出方法は、(問い合わせにおいて、とることができなかった電話の本数÷かかってきた電話の本数)×100です。ヘルプデスク業務は、現事業者のサービスとして提供されており、仕組みを引き継ぐことは出来ません。次事業者にご準備頂くことを想定しております。	無	
6	I 実施要項(案)	P04	2(2)ウ 一次窓口解決率	記載の計算式は「エ 回答目標時間遵守率」と同じになっておりますが、誤ってないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。一次窓口解決率＝一時窓口解決数÷総問合せ件数×100と訂正いたします。	有	実施要項(案) 2(2)ウ 一次窓口解決率を以下の通り修正します。 「一次窓口解決率＝一時窓口解決数÷総問合せ件数×100」
7	I 実施要項(案)	P04	2(2)エ 回答目標時間遵守率	回答完了の定義は何でしょうか	問合せを受けた内容に、回答出来た時点で完了となります	無	
8	I 実施要項(案)	P04	2(2)オ システム稼働率	システム稼働率の定義が「大部分が利用できる時間」とありますが、定義があいまいです。システムが複数あるため、システム毎に稼働率は算出すべきと考えます。参考までに、弊社ではこのような式を採用しています。月間目標稼働率＝(稼働時間－停止時間)÷稼働時間	稼働時間の定義として、プログラム等の軽微なバグで画面が一部乱れる等、大きく業務に支障をきたさない場合は稼働と見なしております。また、ご指摘のようにシステム毎に稼働率は算出しておりますが、計画停止時間等は、稼働時間には含めておりません。また、ハウジング業務対象である個別業務システムのトラブルによるシステム停止も対象外となります。	無	
9	I 実施要項(案)	P04	2(2)オ システム稼働率	システム稼働率は四半期で評価するのでしょうか。月間でしょうか。ペナルティとなる稼働率を明確に定義いただければ幸いです。	月間で管理しております。稼働率に関しては、原則99.9%(本意見募集の結果をうけ、99.99%から99.9%に修正予定)となりますが、システム毎にSLAを別途、機構と受託者が協議の上定める予定です。	有	実施要項(案) 2(2)末尾の説明を以下の通り修正します。 修正前「モニタリング項目に基づく定量・定性評価を、実施する」 修正後「モニタリング項目に基づく定量・定性評価を、 月次で実施する 」
10	I 実施要項(案)	P05	2(4) 契約の形態及び支払	「業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当機構は、委託費の支払を行わないことができる。」とありますが、達成可能と認められた時点で、ペナルティによる減額を除き、支払われなかった期間を遡って請求が可能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識いただいている通りです。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
11	I 実施要項(案)	P06	4 入札参加資格に関する事項	弊社のような小さな組織(法人)でも今回のような多岐にわたる運用業務の一部に参入できるように、複数の本件入札参加希望業者から「共同企業体」の結成や「補強」の依頼があった場合は、複数業者に対して同意したいと考えておりますが、問題ないでしょうか。	本件は、制限を加えると参入できる事業者も限られるため、競争性確保の観点から、制限をしておりますので、複数の参加者の共同企業体の構成員または補強に入ることは問題ございません。 なお、談合等不正行為に対する措置については厳しく処罰されますので、入札参加者の間で入札金額の漏えいその他適正な競争を阻害する状況が発生しないよう充分ご注意ください。	無	
12	I 実施要項(案)	P08	5(2)ウ 下見積書 人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ下見積書ただし、契約後に発生する経費のみとする。	人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書とは、どのようなものでしょうか。	下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印をいただきましたうえでご提出いただけます。下見積書には人件費単価等を含む内訳書を添付してご提出いただけますので、別添様式の内訳書を下見積書とあわせてご提出いただくことで、人件費の単価証明書、物件費の価格証明書等の証明書をご提出いただいたものと判断致します。なお、内訳書の様式については、入札公告時に添付致します。	無	
13	I 実施要項(案)	P11	7(2) 資料の閲覧	従来の実施方法の詳細な情報の開示は、従来の受託者以外の者が業務内容を適切に理解し見積もるために重要であるため、以下に示す資料の開示は所定の手続のもと、閲覧可能かどうかご教授願います。 ・収支報告書・資産管理情報 ・要件定義書 ・ネットワーク構成図(物理) ・ネットワーク構成図(論理) ・IPアドレス管理表 ・基本設計書 ・詳細設計書(各サービス毎)、基盤系、AP系双方 ・プログラムソースコード(EAI他) ・各サービス毎の環境定義書(パラメータシート) ・ハードウェア・ソフトウェアの一覧(フリーウェア、OSバンドル製品等含む) ・運用設計資料 ・定常運用に使用しているチェックシート、手順書・定例会資料 ・BCPIに関する指針	ご意見頂いた内容に関する資料は出来る限り開示いたしますが、御社の見積もり試算にとって足りない部分がある場合は、入札説明会を行いますので、その中で機構ルールにおいて可能な範囲で丁寧な説明をさせていただきます。	無	
14	I 実施要項(案) 別紙1従来の実施状況に関する情報の開示		1 従来の実施に要した経費	提示頂いている金額の具体的な内容が不明です。5年間の間に追加開発があったのか?など推移内容が不明確です。見積もりにあたり、既設業者が有利にならないような具体的な記載をお願い致します。	追加開発等、金額の推移内容に関しましては、「1 従来の実施に要した経費」の下方(注記事項)欄に具体的な説明を記載しており、既設業者に有利とは考えておりません。例えば、「平成25年度(2013年度)のシステム運用費の増額理由は、BCP発動時に備えたバックアップデータセンター運用費用の追加等によるものである。」等。もし記載内容にご不明な点があれば入札説明会時に可能な範囲で詳細にお答えいたします。	無	
15	I 実施要項(案) 別紙1従来の実施状況に関する情報の開示		1 従来の実施に要した経費	表中の実績値ですが、税込の金額でしょうか、税抜の金額でしょうか。記載を頂くようお願いいたします。	税抜の金額となります。当該箇所に税抜であることを追記致します。	有	別紙1従来の実施状況に関する情報の開示「1 従来の実施に要した経費」に税抜であることを明記します。

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
16	I 実施要項(案) 別紙1従来の実施状況に関する情報の開示		1従来の実施に要した経費	注記事項⑦、⑧には、平成25年度、26年度のシステム運用費の増額理由が記載されています。平成24年度も平成23年度から増額していますので、増額理由を記載下さい。	ご指摘の通り、平成24年度(2012年度)のシステム運用費の増額理由を追記致します。	有	別紙1従来の実施状況に関する情報の開示「1従来の実施に要した経費」の(注記事項)に、以下を追記し、以降の注記事項の採番を繰り下げます。 「⑥平成24年度(2012年度)のシステム運用費の増額理由は、ハウジング対象システムの追加等によるものである。」
17	I 実施要項(案) 別紙1従来の実施状況に関する情報の開示		1従来の実施に要した経費	TV会議の保守・運用(ライセンスサポートを含む)の費用が含まれていないように推察します。情報開示をお願いいたします。	ご指摘の通り、TV会議システムの運用・機器保守業務の費用を追記致します。	有	別紙1従来の実施状況に関する情報の開示「1従来の実施に要した経費」の表中「委託費」にTV会議システムの運用・機器保守業務の費用欄を追加します。
18	I 実施要項(案) 別紙1従来の実施状況に関する情報の開示		2従来の実施に要した人員	提示頂いている人数が年間延べ人数なのか、具体的な内容が不明です。見積もりあたり、既設業者が有利にならないような具体的な記載をお願い致します。	記載人数は、ほぼ通年本業務に従事した方の数であり、短期間関与されただけの方は含みませんので、既設業者に有利な記載とは考えておりません。もし記載内容にご不明な点があれば入札説明会時に可能な範囲で詳細にお答えいたします。	無	
19	I 実施要項(案) 別紙1従来の実施状況に関する情報の開示		2従来の実施に要した人員	TV会議の保守・運用(ライセンスサポートを含む)の人員が含まれていないように推察します。情報開示をお願いいたします。	ご指摘の通り、TV会議システムの運用業務の人員を追記致します。機器保守業務に関しては、メーカーによるサービス保守であるため、本記載の対象外とします。	有	別紙1従来の実施状況に関する情報の開示「1従来の実施に要した人員」の表にTV会議システムの運用業務の人数欄を追加します。
20	I 実施要項(案) 別紙1従来の実施状況に関する情報の開示		4 従来の実施における目的の達成の程度 SLA項目:利用者満足度	2014年度1月に利用者満足度が低下している理由を教えてください。	追加調査およびモニタリングの結果、当該期間に満足度低下の原因となり得る明確な事象は確認できていませんが、「普通」と回答したユーザー数が増加した一方で、「不満」と回答したユーザーの割合は減少していることから、ユーザーの慣れにより、これまで「満足」と回答していたレベルのサービスが普通と評価されるようになり、満足度の数値が低下したのではないかと予想しています。今後はよりユーザーの声を明確に確認できるよう、アンケート形式の改善(「普通」という選択肢をなくす、不満がある場合にはコメントを必須とする等)を図っています。	無	
21	II 別添1調達仕様書	P05	4.1 業務実施体制⑥ITコンシェルジュ	2名体制で配点は2名分の合計と記述がありますが、ITコンシェルジュの2名体制を主担当と副担当のように役割分担した場合には、どのように配点されるのでしょうか。主担当の満点は7点、副担当の満点は3点とする等、評価基準がありましたらご提示ください。	ITコンシェルジュについては、それぞれが記載された能力を有している方を想定しており、正(副)といった切り口では考えておりません。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
22	Ⅱ別添1調達仕様書	P08	(2)対象業務本業務では、基盤系サービス、ハウジングサービスの「サービス利用環境提供業務」と、～を調達範囲として求める。	対象業務が極めて広範囲に亘るため、特定領域に高い知見とノウハウを有する応札希望者にとって応札の障壁となる可能性があります。貴機構が各領域における高い専門性を活用し易くするためにも、対象業務を可能な限り分割されたほうがよいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、本業務は広範囲に亘っております。しかしながら、当機構は規模も大きく、実施要項にも記載しております通り、情報システムに特化した人員等も配置していないことから、分割発注した場合のそれを取りまとめる人力が充分とはいえない状況である点ご配慮下さい。そのため一括調達としております。実施要項「4(6)」に示すとおり、単独で実施が困難または単独で実施するより業務上の優位性が発揮できると判断された場合には、共同企業体でご提案いただいても結構です。	無	
23	Ⅱ別添1調達仕様書	P08	2.2.3	機構、BCP発動時に備えたバックアップDCを本調達対象外とすることをご検討いただけないでしょうか。 【理由】 今回の調達範囲は、極度に広範囲であるため、ある程度機能毎に対象を分割すべきと考えます。 一般的に昨今の政府系金融機関の調達では、「業務AP構築」「DC」「運用」等は分割して調達されるケースが多くなっており、貴機構有償資金協力システムでも同様の形態となっておりますのでDC部分を分割し、単体での調達をお願いします。	本業務はサービス利用の形態(受託者にて基盤系サービスの利用に供される施設、設備及び必要なソフトウェアがインストールされた機器などをすべて用意し、当機構が利用可能なサービスとして提供することで、受託者はそのサービス利用料を受ける)をとっておるため、機構・BCP発動時に備えたバックアップDCも一括調達とさせていただきます。	無	
24	Ⅱ別添1調達仕様書	P10	3.2.2 システム要件 「また、本調達では、機構要件に適合した基盤系サービスの提供ならびに、受託後の環境変化に伴う柔軟な見直しへの対応の必要があることから、クラウドサービスでの提供を採用する場合には、機構占有のプライベートクラウド環境でのサービス提供とすること(パブリッククラウド環境でのサービス提供は不可とする)。」	【記載変更案】 また、本調達では、機構要件に適合した基盤系サービスの提供ならびに、受託後の環境変化に伴う柔軟な見直しへの対応の必要があることから、通常/平常時に利用するシステムにおいて、クラウドサービスでの提供を採用する場合には、機構占有のプライベートクラウド環境でのサービス提供とすること(通常/平常時に利用するシステムにおいてはパブリッククラウド環境でのサービス提供は不可とするが、BCP時に利用するシステムにおいては、パブリッククラウド環境を交えた提案も可とする)。 【理由】 BCP発動時には、パブリッククラウドの電子メールサービス、ファイル共有サービスをご利用する等、通常時プライベートクラウド、BCP時パブリッククラウドを活用したハイブリッド構成も有益な構成であると思われれますので、BCP発動時におけるパブリッククラウドのご提案についてご検討を頂けたら幸いです。	ご意見としては承りましたが、特にセキュリティの観点から「BCP発動時に備えた基盤」についてもクラウドサービスでの提供を採用する場合には、機構占有のプライベートクラウド環境でのサービス提供が前提となります。	無	
25	Ⅱ別添1調達仕様書	P11	2.2.3 (5)業務の引継ぎ	①現行事業者からの引継ぎ内容と、②次期事業者から次々期事業者への引継ぎ内容には差異があります。次期事業者から次々期事業者への引継ぎにおいて「シャドローイング学習への対応」や「移行データの抽出作業及び移行完了後のデータ消去」等が求められていますが、現行事業者からの引継ぎ内容には含まれていません。実施要項(案)P.4において、「当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受託者及び受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する」とありますが、ここには、実施要項(案)P11②次期事業者から次々期事業者への引継ぎ内容で求められている「シャドローイング学習への対応」や「移行データの抽出作業及び移行完了後のデータ消去」も含まれるという認識でよろしいのでしょうか。品質の担保と競争の公平性の観点で質問させていただきます。	現行事業者からの引継ぎ内容は、現行業務の仕様に基づき定められるものであるため、本要件のとおりとなっております。なお、「シャドローイング学習への対応」や「移行データの抽出作業及び移行完了後のデータ消去」については、引継ぎ計画で実施予定です。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
26	II別添1調達仕様書	P11	2.2.3 (5)②次期事業者(受託者)から次々期事業者への引継ぎ	『次々期事業者との定期打合わせ対応(設計フェーズ中、週1回程度)』とありますが、次々期事業者の設計期間が未定と思われます。各社で見積もり条件をそろえるため、期間の設定をお願いします。	次々期調達に関する事項であるため、詳細については次々期調達検討時に確定となる事項ですが、本調達のスケジュールの設計フェーズ(調達仕様書の図表2-6参照)に相当するものと想定しております。	無	
27	II別添1調達仕様書	P12	2.2.3 (5)業務の引継ぎ①現行事業者からの引き継ぎ	記載内容に移行データの抽出やシステム切替に関わる設定変更作業等が含まれていませんが、移行・切替時には現行事業者様が必要な設定変更作業等は運用業務の一環として実施いただけるという認識でよろしいでしょうか。それが困難な場合、現行サービスに落札者がアクセス可能であるという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、移行・切替時に現行事業者側で実施する必要がある作業(移行データの抽出や設定変更作業等)については、現行事業者側にて実施することを想定しています。具体的な手段は引継計画書等の閲覧にて提示します。	無	
28	II別添1調達仕様書	P12	2.2.3-(5) 業務の引継ぎ	業務引継ぎを滞りなく行うために、貴機構において、受託者が運用開始にあたり一定の品質を満たしていることを判定され、また、受託者はそれを満たすための必要な業務(シャドイング学習の実施等)を計画し実施するよう、明記されることを提案いたします。また、引継直後に貴機構業務に及ぼすリスクを最小化するためにも引継の具体的な実施方法について提案を求め、評価されることを提案いたします。	ご意見は承りましたが、引継については現行事業者との契約における「引継計画」に従い実施するものであり、必ずしも次々期事業者にご提案頂いても実現できないことから、記載のままいたします。「引継計画」に関しては、閲覧資料として提示する想定です。	無	
29	II別添1調達仕様書	P13	2.2.4 本業務における提供サービス価値(アウトプット)と対価受託者は、本業務を行うにあたって日々発生するコストを管理し、本業務に係る収支の状況を把握し、定期的に収支報告書として機構へ提示する。	受託者の原価を開示することをもとめられているように見えますがそのような理解でよろしいでしょうか。	受託者の経費という意味での「原価」の提示は求めておりません。収支報告書は業務の改善状況を確認し、より効率的な運用を実施することにより受託者が当機構に提供する価値を維持あるいは向上していること確認することを目的としております。	無	
30	II別添1調達仕様書	P13	2.2.4 本業務における提供サービス価値(アウトプット)と対価収支計画書・報告書	報告内容は、役務提供とサービス利用料についてでよろしいでしょうか。報告様式、項目は決まったものがありますでしょうか。受託者側からのご提案(任意様式)でよろしいでしょうか。	図表2-10に想定している収支計画の報告内容、フォーマットのイメージを記載しておりますのでご確認ください。	無	
31	II別添1調達仕様書	P15	2.2.5 本業務に係る関係事業者間の調整	「かかる責任分界点の間を埋める業務、関連事業者の調整や情報の収集、一元管理等について、それが適切に履行されないために機構または第三者が損害を受けたときは、受託者が一切の責任を負わなければならない。」とありますが、仕様に明記されていない次項に関して、損害の責任を受注者に負わせることは不適切と考えます。責任分界点の間を埋める業務を実施するが、損害賠償義務は対象外とすることをご提案させていただきます。	ご指摘をふまえ、責任分界点の間を埋める業務が適切に履行されない場合の対処に関する記載を修正致します。	有	調達仕様書「2.2.5 本業務に係る関係事業者間の調整」の該当箇所を以下の通り修正します。 修正前「機構または第三者が損害を受けたときは、受託者が一切の責任を負わなければならない。」 修正後「機構または第三者が損害を受けたときには、 機構と協議のうえ、受託者が責任を負うこともあり得る。 」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
32	Ⅱ別添1調達仕様書	P15	2.2.5 本業務に係る関係事業者間の調整	関係事業者間の調整におきまして、「それぞれの業者の業務範囲(責任範囲)の境目に、どの業者も管理していない業務が発生しないよう、受託者が、責任分界点の間を埋めるための業務履行責任を負うこと。受託者と回線事業者(国内網・国際網の設置・運営)の業務範囲(責任範囲)の境目についても同様である。」及び「かかる責任分界点の間を埋める業務、関連事業者間の調整や情報の収集・一元管理等について、それが適切に履行されないために機構又は第三者が損害を受けたときは、受託者が一切の責任を負わなければならない」の記載があります。本記述を削除いただくか、責任範囲を明確にさせていただき、受託者の損害賠償の上限値を設定いただけないでしょうか。 【理由】 責任範囲の上限がないように見受けられます。また、責任範囲が明確でないと精緻な見積りが困難となり、見積金額にリスクを見込まざるをえず貴機構の適正価格での調達の支障となることが想定されるため、ご検討をお願いいたします。	ご指摘をふまえ、責任分界点の間を埋める業務が適切に履行されない場合の対処に関する記載を修正致します。 また、責任分界点の間を埋める作業において、受託者が保守事業者と調整の上責任分界点を明確にすることが主な業務ととらえており、積極的に責任分界点があいまいな部分が存在しないような対応を求めています。従って、通常の運用業務の一環として機構では位置付けております。御社の見積もり試算にとって足りない部分がある場合は、入札説明会を行いますので、その中で機構ルールにおいて可能な範囲で丁寧な説明をさせていただきます。	有	調達仕様書「2.2.5 本業務に係る関係事業者間の調整」の記載内容を以下に修正します。 修正前:「機構または第三者が損害を受けたときは、受託者が一切の責任を負わなければならない。」 修正後:「機構または第三者が損害を受けたときには、 機構と協議のうえ、受託者が責任を負うこともあり得る。 」
33	Ⅱ別添1調達仕様書	P15	2.2.5 本業務に係る関係事業者間の調整	責任分界点の間を埋める業務についての責任負担の記載があります。業務内容が不明確であり、提案リスクを算定することが困難です。公平性の観点から努力義務としての記載にとどめ、責任負担については削除をお願いします。	ご指摘をふまえ、責任分界点の間を埋める業務が適切に履行されない場合の対処に関する記載を修正致します。 また、責任分界点の間を埋める作業において、受託者が保守業者と調整の上責任分界点を明確にすることが主な業務ととらえており、積極的に責任分界点があいまいな部分が存在しないような対応を求めています。従って、通常の運用業務の一環として機構では位置付けております。御社の見積もり試算にとって足りない部分がある場合は、入札説明会を行いますので、その中で機構ルールにおいて可能な範囲で丁寧な説明をさせていただきます。	有	調達仕様書「2.2.5 本業務に係る関係事業者間の調整」の記載内容を以下に修正します。 修正前:「機構または第三者が損害を受けたときは、受託者が一切の責任を負わなければならない。」 修正後:「機構または第三者が損害を受けたときには、 機構と協議のうえ、受託者が責任を負うこともあり得る。 」
34	Ⅱ別添1調達仕様書	P16	図表2-11 機構システムにおける業務範囲(責任範囲)の例	責任分界点の間を埋めるための対応については、定量的に提示いただかないと見積もりが困難です。そのため、あらかじめご提示いただくか、発生の都度見積をさせていただき形が一般的と考えます。そのような契約形態に変更できないでしょうか。	ご指摘は承りましたが、責任分界点の間を埋める作業において、受託者が保守事業者と調整の上責任分界点を明確にすることが主な業務ととらえており、積極的に責任分界点があいまいな部分が存在しないような対応を求めています。従って、通常の運用業務の一環として機構では位置付けております。御社の見積もり試算にとって足りない部分がある場合は、入札説明会を行いますので、その中で機構ルールにおいて可能な範囲で内容については丁寧な説明をさせていただきます。	無	
35	Ⅱ別添1調達仕様書	P16	2.4 本業務の履行責任範囲	「非定型作業や、附帯業務として実施することが必要な以下の業務に関しては、本業務上の自律的な履行責任範囲として位置付け、能動的なアクション・提案の実施を求める」との記述があります。附帯業務という記述を削除いただくか、または、「機構システム機能の現状維持」～「保守作業」の各業務に関し実施回数等のボリュームを提示いただけないでしょうか。 【理由】 附帯業務の内容の記載が曖昧であり、精緻な見積りが困難なためご検討をお願いいたします。	現行仕様そのままとさせていただきますが、入札説明会を行いますので、その中で機構ルールにおいて可能な範囲で丁寧な説明をさせていただきます。	無	
36	Ⅱ別添1調達仕様書	P17	2.4 本業務の履行責任範囲バージョンアップ作業	現在機構様が把握されている具体的なバージョンアップが想定される製品・システム、及び過去対応した実績を一覧にまとめて記載頂けますでしょうか。見積時に誤りが発生する可能性が危惧されるため、ご検討願います。	現行では、ホスティングサービスとして受託者の責任範囲として実施して頂いております。今回もあくまでもサービス提供を前提としており、この業務に必要な製品のバージョンアップ等も含まれているという認識です。機構で保有しているライセンス(「いきなりPDF」、「駅すばあと」、FileMaker、標準端末にインストールされるソフトウェア等)などもここで示すバージョンアップ作業業務の対象となります。説明が適切でなかったため、仕様書の記載を修正いたします。	有	調達仕様書「2.4 本業務の履行責任範囲」を以下の通り修正します。 バージョンアップ作業 バージョンアップ作業:基盤系サービスを提供するうえで受託者が準備し設置する機器、パッケージ製品でバージョンアップが必要な場合は、受託者の責任において実施する。この際、業務への影響が最小限になるように事前に調査・検証・準備のうえ行うこと。セキュリティ面を考慮すると、常に最新の状態に保たれるのが望ましい。また、受託者は標準PCにインストールされるソフトウェア(別添資料05 運用対象標準PC・提供対象機器の仕様 参照)についてもバージョンアップが必要な場合は、同様に実施をすること。

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
37	II別添1調達仕様書	P17	2.4 本業務の履行責任範囲バージョンアップ作業	「保守切れ対応」「関連する作業」など作業内容が不明です。過去の実績、対応内容等具体的に記載をお願い致します。	現行では、ホスティングサービスとして受託者の責任範囲として実施して頂いております。今回もあくまでもサービス提供を前提としており、この業務に必要な製品のバージョンアップ等も含まれているという認識です。機構で保有しているライセンス(「いきなりPDF」、「駅すばあと」、FileMaker、標準端末にインストールされるソフトウェア等)などもバージョンアップ作業業務の対象となります。「関連する作業」は、()書きで記載している通り、「(影響調査、検証環境における事前確認等)」を指し、「保守切れ対応」については、サポート期間終了後のバージョンアップを指します。	有	調達仕様書「2.4 本業務の履行責任範囲」を以下の通り修正します。 バージョンアップ作業 バージョンアップ作業:基盤系サービスを提供するうえで受託者が準備し設置する機器、パッケージ製品でバージョンアップが必要な場合は、受託者の責任において実施する。この際、業務への影響が最小限になるように事前に調査・検証・準備のうえ行うこと。セキュリティ面を考慮すると、常に最新の状態に保たれるのが望ましい。また、受託者は標準PCにインストールされるソフトウェア(別添資料05 運用対象標準PC・提供対象機器の仕様 参照)についてもバージョンアップが必要な場合は、同様に実施をすること。
38	II別添1調達仕様書	P17	2.4 本業務の履行責任範囲クライアントライセンスの増加対応	「当機構のユーザ数が増加した場合の対応」とありますが、受託者負担で購入する物があるのかなどが不明です。具体的に記載をお願い致します。	機構が提供を求める基盤系サービスにて必要となるクライアントライセンスについては、ユーザ数が増加した場合にも、本調達内でご対応いただくことを想定しております。	無	
39	II別添1調達仕様書	P17	2.4 本業務の履行責任範囲バージョンアップ作業	RFPでは、弊社が提供するもの以外で、継続利用するすべての機器等について、保守切れのタイミングと、バージョンを明確にして開示いただけるようお願いします。	現事業者から引継ぎ利用される機器はございません。	無	
40	II別添1調達仕様書	P17	2.4 本業務の履行責任範囲クライアントライセンスの増加対応	増加(最大15%)の対象は、当社より提供するものについてのみでよろしいでしょうか。もしくは、既存で継続利用するものも対象となりますでしょうか。後者の場合は、一覧を提示してください。	ホスティングサービスとして受託者の責任範囲として実施して頂くものが対象となります。機構が保有するクライアントライセンスは対象外です。	無	
41	II別添1調達仕様書	P17	2.5.1 運用作業時間”但し、ヘルプデスク・申請の状況により、開始・終了時間を前後させる可能性がある”	可変条件を明確にご提示ください。	あくまでも可能性であり、実施にあたっては機構と受託者と相談のうえ、進めさせていただきます。	無	
42	II別添1調達仕様書	P17	2.5.1 運用作業時間”また、「TV 会議システム運用の運用・保守サービス」は、午前8時から午後9時まで(日本時間)とする。但し、業務時間外にTV会議等を実施する場合はこの限りではない。”	正確に体制を見積もるために、対応時間を明確にしてください。また、過去の業務時間外の実績についても教えてください。	TV会議システムの運用に関しては、業務時間内に設定されていた会議の超過対応をお願いすることがあります。2014年度実績は合計10時間(20回)程度です。また、少ない頻度(実績は数年間に1回程度)ですが、時間外に有人サポートが必要な会議を実施することがあるため、必要がある場合に、機構と協議のうえ実施していただくよう仕様書にその旨記載を追記します。	有	調達仕様書「2.5.1 運用作業時間」に以下の内容を追記します。 「機構から求めがあった場合は、双方協議のうえ、業務時間外の有人サポート(原則午前8時以降午後11時まで)を実施すること。それ以外の時間帯は可能な範囲で会議が実施できるよう、システムの自動運転等によるサポートを行うこと。 具体的には、日本側が祝日であって海外側が平日の日にTV会議等を行う場合、時差の関係から業務時間外にTV会議等を実施する場合、土日にTV会議等を実施する場合など。(2014年度実績は0回、但し業務時間内に設定されていた会議の超過対応に関しては2014年度実績10時間(20回)程度)」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
43	II別添1調達仕様書	P17	2.4 本業務の履行責任範囲バージョンアップ作業	OSのバージョンアップ作業が含まれておりますが旧JBICイントラネットサーバ等、OSのバージョンアップのみが必要なシステムにおいて上位のアプリケーションの動作については、開発元の支援が必須となるかと思っておりますので、その旨を明記下さい。 またOSバージョンアップ時にアプリケーション動作が正常に行われぬ場合のアプリケーション改修については、開発元以外修正は困難なため、公平性担保のため本委託業務には含まないことをお願いします。	旧JBICイントラネット上のコンテンツは、静的なHTMLファイルが大半であるため、受託業者にて作業を実施することを想定しています(現在も当機構職員がコンテンツ保守・管理を担っており、保守事業者は設けていない)。また、旧JBICイントラネット上のコンテンツは、静的なHTMLファイルが大半であるため、OSバージョンアップ時にアプリケーション改修はほとんど発生しないと想定しています。	無	
44	II別添1調達仕様書	P18	研修・会議用ノートPC 貸出モバイルプリンタ貸出プロジェクター貸出	正確に御見積するために、貸出場所、実績、貸出業務の内容を詳しく教えてください。	貸出場所は本部内ヘルプデスクで、貸出業務の詳細につきましては別添資料09をご参照ください。各貸出業務の申請件数については調達仕様書「2.5.3 ユーザの環境等」に記載しています。	無	
45	II別添1調達仕様書	P18	2.5.3 ユーザ環境等	問い合わせ受付件数やユーザID申請対応の件数について、最新(2014年度以降)の情報の提供をお願いします。	ご指摘のとおり2014年度の実績に修正いたします。	有	調達仕様書「2.5.3ユーザ環境等」の当該箇所を以下の通り修正します。 「・問い合わせ受付件数:平均約1,470件/月(平成26年度(2014年度)合計17,645件) ・ユーザID申請対応:約309件/月(平成26年度(2014年度)合計3,712件)」
46	II別添1調達仕様書	P19	2.5.4 TV会議システムの運用状況について	過去1年間で、ユーザから受けた問い合わせ全件について、受け付けた時間およびその内容を開示して頂きたいと存じます。調達仕様書(案)P.58 5.「受託者に望まれるスキル」を満たす要員を提案させていただくにあたり、問い合わせ内容を分析することで、時間帯ごとのより適切な人員配置・人数構成比率を推定できるようになります。	ご意見頂いた内容に関する資料は出来る限り開示いたしますが、御社の見積もり試算にとって足りない部分がある場合は、入札説明会を行いますので、その中で機構ルールにおいて可能な範囲で丁寧な説明をさせていただきます。	無	
47	II別添1調達仕様書	P19	2.5.5本業務に係る関係事業者間の調整資料・情報等の英文化	【内容】 執務参考資料・申請様式・マニュアル・ガイドライン・ヘルプデスクニュース等の情報提供や在外拠点側で実施すべき作業に係る支援のための資料・情報等については、英文化を原則とする。【図表2-12 英文化対象の資料】操作マニュアル:在外拠点からのヘルプデスクの利用方法、在外拠点の資産登録・削除方法等、FAQ 【意見】 運用マニュアルはDCやヘルプデスク業務内で利用する想定であるため英文化は不要かと思われませんが、英文化の対象資料から削除いただけないでしょうか。 【理由】 作業費用算出の精緻化のため	既存の各種資料のうち必要なものは概ね英文化されているため、既存資料の変更箇所や新規に作成した資料が対象となります。また、表中の運用マニュアルはヘルプデスク業務に利用するものではなく、在外事務所のIT担当職員向けのもを指します。本意見を踏まえ、記載内容を修正します。	有	調達仕様書「資料・情報等の英文化」の当該箇所を以下の通り修正します。 「運用マニュアル(IT担当者向け)、操作マニュアル(在外拠点からのヘルプデスクの利用方法、在外拠点の資産登録・削除方法等、新規で導入・変更されるサービス)、FAQ、ガイドライン」
48	II別添1調達仕様書	P19	2.5.5本業務に係る関係事業者間の調整資料・情報等の英文化	【内容】 執務参考資料・申請様式・マニュアル・ガイドライン・ヘルプデスクニュース等の情報提供や在外拠点側で実施すべき作業に係る支援のための資料・情報等については、英文化を原則とする。【図表2-12 英文化対象の資料】操作マニュアル:在外拠点からのヘルプデスクの利用方法、在外拠点の資産登録・削除方法等、FAQ 【意見】 操作マニュアルの記載で、「在外拠点からのヘルプデスクの利用方法、在外拠点の資産登録・削除方法等」とございますが、「等」についてどのようなものがあるか具体的に明記願います。 【理由】 作業費用算出の精緻化のため	既存の各種資料のうち必要なものは概ね英文化されているため、既存資料の変更箇所や新規に作成した資料が対象となります。本意見を踏まえ、記載内容を修正します。	有	調達仕様書「資料・情報等の英文化」の当該箇所を以下の通り修正します。 「運用マニュアル(IT担当者向け)、操作マニュアル(在外拠点からのヘルプデスクの利用方法、在外拠点の資産登録・削除方法等、新規で導入・変更されるサービス)、FAQ、ガイドライン」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
49	II別添1調達仕様書	P19	2.5.5本業務に係る関係事業者間の調整資料・情報等の英文化	【内容】 執務参考資料・申請様式・マニュアル・ガイドライン・ヘルプデスクニュース等の情報提供や在外拠点側で実施すべき作業に係る支援のための資料・情報等については、英文化を原則とする。【図表2-12 英文化対象の資料】操作マニュアル：在外拠点からのヘルプデスクの利用方法、在外拠点の資産登録・削除方法等、FAQ 【意見】 FAQで想定されている内容とボリュームを明記願います。 【理由】 作業費用算出の精緻化のため	A4 1～2枚程度が主体で、一般的なPC操作、ファイル共有、メール操作に関するもの等で現状、40～50個程度あります。	無	
50	II別添1調達仕様書	P19	2.5.6 在外拠点への現地出張について本業務には、～含まれているが、原則現地への渡航に係る手続きは受託者にて行い、旅費等一切の費用は受託者の負担にて実施すること。	業務従事者が在外拠点へ赴く必要のある作業は、具体的にどのような作業でしょうか。契約期間中にどのくらいの頻度で、どちらへ行く可能性があるか、リストアップをお願いします。過去の実績についても教えてください。	「在外IT支援現地出張」の業務内容に関しては別添資料09システム運用要件に記載しておりますので、ご確認ください。 時期により、支援を必要とする拠点が異なりますが、在外支援に関しては、2013年度：アジア6か国・大洋州1か国・アフリカ1か国、2014年度：中南米2か国・アフリカ3か国に出張しています。（2014年度は現地出張回数を削減するかわり、リモート対応を手厚く実施） また、国内支援に関しては、IT刷新計画により国内拠点のIT環境整備を進めていることから、機構の国内機関15拠点のいずれも対象となり得ること、東京、横浜は出張回数にカウントしないことを明記いたします。	有	別添資料09システム運用要件「10.1責権内・在外利用者向けヘルプデスク」に、出張地域の目安を以下の通り追記します。 「①国内拠点IT支援現地出張 すべての国内機関が支援対象となりますが、年間回数の目安には東京国際センター、横浜国際センターを除く13拠点を出張先の対象とします。 ②在外IT支援現地出張 アジア、大洋州、アフリカ、中南米、中東欧州等すべての地域の在外拠点が支援対象となります。」
51	II別添1調達仕様書	P19	2.5.6 在外拠点等への現地出張について	費用積算する為、具体的な在外拠点、過去の実績（渡航先、対応内容、回数、宿泊先情報など）、リードタイムなど、具体的に記載願います。	「在外IT支援現地出張」の業務内容に関しては別添資料09システム運用要件に記載しておりますので、ご確認ください。 時期により、支援を必要とする拠点が異なりますが、在外支援に関しては、2013年度：アジア6か国・大洋州1か国・アフリカ1か国、2014年度：中南米2か国・アフリカ3か国に出張しています。（2014年度は現地出張回数を削減するかわり、リモート対応を手厚く実施） また、国内支援に関しては、IT刷新計画により国内拠点のIT環境整備を進めていることから、機構の国内機関15拠点のいずれも対象となり得ること、東京、横浜は出張回数にカウントしないことを明記いたします。	有	別添資料09システム運用要件「10.1責権内・在外利用者向けヘルプデスク」に、出張地域の目安を以下の通り追記します。 「①国内拠点IT支援現地出張 すべての国内機関が支援対象となりますが、年間回数の目安には東京国際センター、横浜国際センターを除く13拠点を出張先の対象とします。 ②在外IT支援現地出張 アジア、大洋州、アフリカ、中南米、中東欧州等すべての地域の在外拠点が支援対象となります。」
52	II別添1調達仕様書	P22	3.2.1 業務内容 (1)基本的な考え方 「現在のシステム運用業務にて使用されている機器の再リース等による提供は不可とする」	ソフトウェアに関しては明確に記載されず、ソフトウェアライセンスは継続利用が可能と見受けられます。現行ライセンスの利用は、著しく現行事業者の有利な条件となるため、公平性を担保するため以下の記載に変更下さい。 「現在のシステム運用業務にて使用されている機器の再リース及びソフトウェアライセンスの継続利用等は不可とする。」	ご意見としては承りましたが、基盤系サービスはサービス利用の形態（受託者にて基盤系サービスの利用に供される施設、設備及び必要なソフトウェアがインストールされた機器などをすべて用意し、当機構が利用可能なサービスとして提供することで、受託者はそのサービス利用料を受ける）をとっております。従いまして、受託者の責任においてサービスレベルを確保していただく必要があり、万が一機器の再リース及びソフトウェアライセンスの継続利用を行った場合にはサービスレベル低下のリスクをとられることとなりますので、これを不可としないことが、現行事業者にも有利になるものとは考えておりません。また、同じ考えから、機器の再リース等による提供を不可とする記載も不要と考えますので、削除致します。	有	調達仕様書「3.2.1 業務内容 (1)基本的な考え方」の以下の文言を削除します。 「現在のシステム運用業務にて使用されている機器の再リース等による提供は不可とする」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
53	II別添1調達仕様書	P22	3.2 基盤系サービス 3.2.1 業務内容 (1) 基本的な考え方 「基盤系サービスを提供するために必要となるサーバのライセンス、サーバにアクセスするためのクライアントライセンスおよびそれらに付随して必要となるライセンスについても全て用意すること。」	【記載変更案】 左記の記載への追記か、ライセンス購入についてのガイド頂く項目を作成頂き、下記の記載を実施されることをご提案させていただきます。 ●記載案 本調達において、マイクロソフト社のクライアントライセンスを調達する場合は、機構が既に保有する各種クライアント関連のライセンス契約も考慮した上で、最適なライセンスプログラムにて提案すること。また、サーバーライセンスについても、公共機関向けボリュームライセンスプログラムにて、最適な構成で提案すること。 【理由】 国際協力機構様は、政府関連機関として、公共機関向けボリュームライセンスの利用が可能となっており、通常の民間企業向けライセンスに比べコストの圧縮が可能となっております。また、クライアント関連のライセンスにつきましては、上記公共機関向けであることに加え、既に保有しているライセンス契約を前提に構成を検討することにより、さらに効率的なライセンス構成でのご提案が可能になると考えられます。そのため、公平な調達かつ最適なご提案となるべく、左記内容をご記載いただくようご検討いただけますと幸いです。	基盤系サービスはサービス利用の形態(受託者にて基盤系サービスの利用に供される施設、設備及び必要なソフトウェアがインストールされた機器などをすべて用意し、当機構が利用可能なサービスとして提供することで、受託者はそのサービス利用料を受ける)をとっており、当機構では原則ソフトウェアライセンスを保有しておりません。なお、例外的に当機構にて保有し継続利用可能なライセンスが少量存在しますので、それらについては記載をしております。	無	
54	II別添1調達仕様書	P24	3.2.1 業務内容(2)サービス範囲・ネットワークセキュリティNo17 不正PC接続検知・排除サービス	「許可済のMacアドレス以外からの接続要求があった際に、それを検知し、遮断する。(国内拠点のみ対象)」とありますが、海外拠点においても同様の運用サービスの提供が必要と考えますので、追記願います。	在外拠点における同様の運用サービスについては、別契約で調達しております。但し、サービス管理における監視項目としては、国内、在外問わず不正な端末の接続を検知した場合、対応が必要となります。	無	
55	II別添1調達仕様書	P24	3.2.1 業務内容 ③認証基盤	1回の認証で複数の異なるアプリケーション、システムへアクセスできるようにする、と記載がありますが、異なるアプリケーション、システムの具体的な提示をお願い致します。	別添資料02 05EAI・共通基盤 01共通基盤連携プログラムとシステムの表で記載されている「アカウント・パスワード情報配信」でのシステムが現在の対象です。しかしながら、本機能はあくまでも基盤であり、今後追加される可能性があります点をご考慮ください。	無	
56	II別添1調達仕様書	P25	3.2.1(2)⑤ EAI・共通基盤	現行のアプリケーションソフトに加えて、設計書、構築手順書、試験項目、試験手順書などをご提供いただき、これらの資料に従って構築するという作業でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。但し、現事業者から引継がれるものを全てもしくは一部、利用することを要件とはいたしておりません。	無	
57	II別添1調達仕様書	P27	3.2.1 業務内容 現情報共有基盤の暫定保持	暫定版DominoサーバのライセンスでIBM Domino Utility Serverを使用すると記載がありますが、本ライセンスではメールDBの利用が出来ませんので、残置するDBには、NotesのメールDBを使用しないと運用が出来ないものはない、という解釈を致しますが、問題ございませんでしょうか。	残置Dominoサーバは一定期間暫定的にサービス提供を行う為のものであり、対象は特定のデータベースに限定されるため安価なIBM Domino Utility Serverライセンス下で運用可能だと想定しています。	無	
58	II別添1調達仕様書	P30	3.2 基盤系サービス 3.2.1 業務内容 (4) 基盤系サービスの導入・準備にあたっての留意事項 「なお、上記の検討経緯に基づき、機構では情報共有基盤の中核をなす製品として、日本マイクロソフト株式会社のグループウェア製品群(Microsoft SharePoint Server、Microsoft Exchange Server、Microsoft Lync)を想定している。」	【記載変更案】 なお、上記の検討経緯に基づき、機構では情報共有基盤の中核をなす製品として、日本マイクロソフト株式会社のグループウェア製品群(Microsoft SharePoint Server、Microsoft Exchange Server、Microsoft Skype for Business ※旧 Lync)を想定している。 【理由】 日本マイクロソフト社のLyncは、Skype for Businessへと名称変更されております点を念のためご連絡させていただきます。	ご指摘のとおり、「Skype for Business(旧:Lync)」に記載内容を改めます。	有	調達仕様書「3.2.1 業務内容 (4) 基盤系サービスの導入・準備にあたっての留意事項」の該当箇所を以下の通り修正します。 修正前:「Lync」 修正後:「Skype for Business(旧:Lync)」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
59	II別添1調達仕様書	P30	(4)基盤系サービスの導入・準備にあたっての留意事項 なお、上記の検討経緯に基づき、機構では情報共有基盤の中核をなす製品として、日本マイクロソフト株式会社のグループウェア製品群(Microsoft Sharepoint, Microsoft Exchange Server, Microsoft Lync)を想定している。	【記載変更案】 該当箇所の削除 【理由】 記載の機能要件等を満たす製品はMicrosoft社製品群だけではなく(IBM Notesも仕様を満たす)、この記載をすることによって他の優れた機能を持ち、低価格で調達可能な製品での検討・提案を妨げることとなるばかりか、調達の公平性を損なうものと考えられるため	当調達における情報共有基盤では参考とする製品を定めて要件を整理し提示しております。記載の製品名は、あくまで当機構での事前検討結果(事前検討結果の詳細については、閲覧資料にて開示)を踏まえての推奨製品です。特定製品の採用を義務づけるものではありませんが、当仕様書にある各要件を充足し、閲覧資料にて開示する当機構の現状とニーズを踏まえたご提案を求めています。	無	
60	II別添1調達仕様書	P30	3.2.2 システム要件	【仕様書記載】 基盤系サービスは基本的に現在使用している機能を維持する方針とする為、基盤系サービスの提供時には、システムの利用者(職員)の操作性に関わる部分(SW等)を極力刷新せず、機能が大幅に変更変動することがないようにすることが望ましい。 【意見内容】 公平な入札の維持と、製品の選択肢の幅を広げ、現状の機能を維持しつつ、コスト削減、機能拡張等の提案を行うため 【仕様変更案】 基盤系サービスは基本的に現在使用している機能を維持する方針とする。基盤系サービスの提供時には、システムの利用者(職員)の操作性に関わる部分(SW等)を更新する場合には機能差異を明確にし、必要に応じ、3.2.9に記載のある利用者への教育訓練の中に含めること。	ご指摘の通り、修正いたします。	有	調達仕様書「3.2.2 システム要件」の記載内容を以下の通り修正します。 修正前「基盤系サービスは基本的に現在使用している機能を維持する方針とする為、基盤系サービスの提供時には、システムの利用者(職員)の操作性に関わる部分(SW等)を極力刷新せず、機能が大幅に変更変動することがないようにすることが望ましい。」 修正後「 基盤系サービスは基本的に現在使用している機能を維持する方針とする。基盤系サービスの提供時には、システムの利用者(職員)の操作性に関わる部分(SW等)を更新する場合には機能差異を明確にし、必要に応じ、3.2.9に記載のある利用者への教育訓練の中に含めること。 」
61	II別添1調達仕様書	P30	3.2.2 システム要件	【仕様書記載】 仮想化技術を採用する場合は、現情報共有基盤環境を平行に運用する必要がある為、その以降リスク、運用保守の効率等の高い製品とすること。(VMware 社製品を推奨) 【意見内容】 公平な入札の維持と、製品の選択肢の幅を広げ、現状の機能を維持しつつ、コスト削減、機能拡張等の提案を行うため 【仕様変更案】 仮想化技術を採用する場合は、現情報共有基盤環境を平行に運用する必要がある為、その以降リスク、運用保守の効率等の高い製品とすること。	記載の製品名は、あくまで当機構でのこれまでの経緯を踏まえての推奨製品です。当仕様書にある各要件を充足するものである限り、特定製品の採用を義務づけるものではありません。	無	
62	II別添1調達仕様書	P30	3.2.2システム要件	【内容】 本調達では、機構要件に適合した基盤系サービスの提供ならびに、受託後の環境変化に伴う柔軟な見直しへの対応の必要があることから、クラウドサービスでの提供を採用する場合には、機構占有のプライベートクラウド環境でのサービス提供とすること(パブリッククラウド環境でのサービス提供は不可とする)。 【意見】 以下の文面の追記をご検討願います。 ただしプライベートクラウド環境のネットワークについてはSwitchのVLAN機能による占有でもよいものとする。 【理由】 サーバ、ストレージは物理的に専用機器で、ネットワークに関してのみSwitchのVLANによる論理的に占有する形のクラウドサービスのご提案可能とさせていただくことにより、ご提案させていただくソリューションの選択肢を広げるため	ご指摘の占有前提のプライベートクラウドに、一部供用の機器を用いるという場合、占有と共用の境目の定義があいまいとなり誤解を生みやすいため、記載のままいたします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
63	II別添1調達仕様書	P30	3.2.2システム要件	<p>【内容】 本調達では、機構要件に適合した基盤系サービスの提供ならびに、受託後の環境変化に伴う柔軟な見直しへの対応の必要があることから、クラウドサービスでの提供を採用する場合には、機構占有のプライベートクラウド環境でのサービス提供とすること(パブリッククラウド環境でのサービス提供は不可とする)。</p> <p>【意見】 以下の文面を追記することをご検討頂けないでしょうか。 「ただし大容量ファイル送受信サービスは除く」</p> <p>【理由】 「大容量ファイル送受信サービス」についてはASPサービスでのご提案も可能とさせていただきますことにより、ご提案させていただくソリューションの選択肢を広げるため</p>	本意見を踏まえ、「ただし大容量ファイル送受信サービスは除く」を追記します。	有	調達仕様書「3.2.2システム要件」の当該箇所を以下の通り修正します。 ～機構占有のプライベートクラウド環境でのサービス提供とすること(パブリッククラウド環境でのサービス提供は不可とする。 ただし大容量ファイル送受信サービスは除く)
64	II別添1調達仕様書	P30	3.2.3信頼性等要件	<p>【内容】 図表3-2 信頼性目標と目標値 サービス運用時間中の稼働率 99.99%以上</p> <p>【意見】 稼働率の緩和(99.9%程度)をご検討いただけないでしょうか。 または稼働率99.99%が必須となるサービス対象範囲を限定してご提示頂けないでしょうか。</p> <p>【理由】 稼働率99.99%は年間停止時間が1時間(月間停止時間5分)となり、すべてのサービスで実現すると非常に大きなコスト上昇要因となるため。 例えばログ相関分析システム等においても冗長化する等により稼働率を向上させる方法はありませんが、非常に大きなコスト上昇要因となります。推奨製品であるMcAfee SIEMにおいては、標準価格において約1億円以上の価格上昇要因となります。</p>	本意見を踏まえ、稼働率99.9%に緩和します。	有	調達仕様書「3.2.3信頼性等要件」の当該箇所を以下の通り修正します。 「サービス運用時間中の稼働率 99.9% 以上」
65	II別添1調達仕様書	P32	3.2.8 移行要件	データ移行にあたっては、現行事業者様が必要な設定変更作業等は、運用業務の一環として実施いただけるという認識でよろしいでしょうか。本業務を応札者が対応することは、公平性の観点から適切ではないと考えるためご検討願います。	ご指摘のとおり、移行・切替時に現行事業者側で実施する必要がある作業(移行データの抽出や設定変更作業等)については、現行事業者側にて実施することを想定しています。	無	
66	II別添1調達仕様書	P32	3.2.8 移行要件 (1)マスターデータ等の移行	マスターデータ、プログラムの具体的な提示をお願い致します。	移行に関しては公示後、具体的な移行に関する検討結果を閲覧できるように開示予定です。	無	
67	II別添1調達仕様書	P32	3.2.8 移行要件	現行システムは、移行時点で稼働中であり、また、その重要性を考慮すると、新規事業者にて設定変更を実施することは非常にリスクが高いと考えます。つきましては、データ移行における現行システムへの設定変更は、現行事業者にて実施いただくべきと考えます。	ご指摘のとおり、移行・切替時に現行事業者側で実施する必要がある作業(移行データの抽出や設定変更作業等)については、現行事業者側にて実施することを想定しています。	無	
68	II別添1調達仕様書	P33	3.2.8 移行要件(7) 情報共有基盤に関するコンテンツ移行について	「既存の業務公電システム等を除き、極力、複雑な業務システムの開発は行わない方針である」とありますが、業務公電システムのDB移行にあたり、「別添資料02 基盤系サービスシステム要件」に記載されている内容以外に考慮すべき点があればご教示いただけますでしょうか。	現行の業務公電データベースについては、閲覧資料「情報共有基盤機能要件書(案)」にて、現行機能確認結果および事前機能検証確認結果として開示される予定ですので、そちらをご確認ください。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
69	II別添1調達仕様書	P33	3.2.8 移行要件(7) 情報共有基盤に関するコンテンツ移行について	「検証環境における移行検証の結果、移行ツール(AvePoint社DocAve6)を使うことで(中略)一括で移行できることがわかっている。」とありますが、詳細な検証結果及び制約事項について、開示頂けるという認識でよろしいでしょうか。	移行ツールによる事前検証結果は、閲覧資料「情報共有基盤機能要件書(案)」にて、移行ツールの有用性検証結果として開示される予定ですので、そちらをご確認ください。	無	
70	II別添1調達仕様書	P33	3.2.8 移行要件(7) 情報共有基盤に関するコンテンツ移行について	既存クライアントの構成をみるとNotesクライアントが導入されていないので、既存NotesDBはWebブラウザで利用されているのかと想像し、コンテンツ移行に際しては、既存のNotesDBを移行せずに仮想基盤等へP2V移行して、SharePointにリンクを貼りそのNotesDBをWEBで現状と参照させて、新システムでは新規コンテンツとして公開し利用させる方法にはならないでしょうか。移行に際しては、DocAve6での事前検証済みとありますが、既存のNotesDBの仕様が不明なため、移行時の制約や期間など検証結果の公開が無い場合、検証を実施した業者に有利となり他ベンダが参加しにくいと思います。既存のNotesDBの仕様公開、移行時の制約や期間など検証結果の公開等をお願い致します。	ご指摘のとおり、「別添資料05 運用対象標準PC・提供対象機器の仕様」にNotesクライアントの記載が漏れておりました。国内拠点のユーザはNotesクライアントとブラウザ(DWA)経由での両方(在外拠点のユーザはブラウザのみ)でアクセスしています。この「別添資料05 運用対象標準PC・提供対象機器の仕様」に記載しているソフトウェアについては、既に配布済みのPC(今回の調達範囲外)に導入済みでありこれらを自由に利用してかまいません。この「別添資料05 運用対象標準PC・提供対象機器の仕様」に記載されていないソフトウェアをPCに配布する場合は、当契約内にてソフトウェア配布作業を実施願います。また、同別添資料にNotesクライアントの記載がなかったため、ご指摘をふまえ、修正します。移行時の制約や期間、移行ツールによる事前検証結果は、閲覧資料「情報共有基盤機能要件書(案)」にて、開示される予定ですので、そちらをご確認ください。	有	別添資料05 運用対象標準PC・提供対象機器の仕様「02 運用対象となる標準端末ソフトウェア仕様」シートを以下の通り修正します。 修正前「グループウェア(本部・国内拠点): 受託者の提案されるサービス」 修正後「グループウェア(本部・国内拠点): 受託者の提案されるサービス(※国内拠点のPCにはNotesクライアント(Ver8.5.2)が導入されており利用することが可能)」
71	II別添1調達仕様書	P33	3.2.8 移行要件(7) 情報共有基盤に関するコンテンツ移行について	Notesデータベースの移行について、移行ツールによる事前検証により移行可能なデータベースと、移行出来ないデータベース情報の提供をお願い致します。	別添資料02 基盤系サービスシステム要件の「06情報共有基盤_03移行対象データベース一覧(1)(2)」に移行対象データベースの一覧がありますのでご確認ください。移行ツールによる事前検証結果は、閲覧資料「情報共有基盤機能要件書(案)」にて、移行ツールの有用性検証結果として開示される予定ですので、そちらをご確認ください。	無	
72	II別添1調達仕様書	P33	情報共有基盤の移行について	DocAveを使用して機械的にNotesから移行をおこないますが、移行できないものについては、個別に費用見積をご提示させていただくことでよろしいでしょうか。	別添資料02 基盤系サービスシステム要件の「06情報共有基盤_03移行対象データベース一覧(1)(2)」に記載の移行対象データベースについては、ツールの利用有無を問わず全て当作業の中で実施下さい。但し、仕様書記載のとおり、移行にあたっては既存のNotesデータベースの機能を全てそのまま情報共有基盤に再現するのではなく、必要な機能のみを情報共有基盤に最適化して実装して頂いてかまいません。	無	
73	II別添1調達仕様書	P33	(7)情報共有基盤に関するコンテンツ移行について 機構では、情報共有基盤の更改にあたって検証環境を設けて事前に移行に必要な機能要件について事前検証を行なっている。検証環境における移行検証の結果、移行ツール(Ave Point社DocAve6)を使うことで現在のNotesデータベースの各文書については、いくつかの制約事項を除きMicrosoft Sharepoint Serverに再現したフォームに対して一括で移行できることがわかっている。移行対象となるデータベースの大半については旧情報共有基盤であるNotesのテンプレート機能を使って作成したものであり、移行の際には同様の設定を流用して機械的にツールで移行が可能であることも事前検証済みである。	【記載変更案】 コンテンツの移行を検討するにあたり、情報共有基盤の製品としての選択(現Notesの最新版への移行とするのか、それ以外の製品を選択するか等)を十分勘案した上で、移行に効果的なツールを使うなど最も効率的な方法で提案を検討すること。尚、移行方法については、詳細を明示すること。 【理由】 発注者側が移行に使用する製品例やその方法などを仕様書上で取り上げ、当該製品の品質保証や作業方法論の保証と見えるような表現をすることは、移行の作業において不具合が発生し、受託者側に想定以上の経費が発生した場合などにおいてトラブルの元となるので避けるべき記述であると考えます。弊社の知る限り、ほぼ同様のケースで移行の受託作業が想定以上の経費・品質となり、移行作業そのものを途中で断念せざるをえない大手民間のお客様失敗事例を複数件承知しており、受託者側に相応のリスクと覚悟をさせた上で提案するよう記載することが望ましいと考え、また発注者側もその方法論を十分承知し、細心の注意を払って移行作業を管理することが、移行作業を行なうにあたっての昨今の動向となっているため。	当調達における情報共有基盤では参考とする製品を定めて要件を整理し提示しておりますが、これは特定の製品による実装を義務づけるものではありません。提案にあたっては、提示された要件を満たす製品を提案者にて選定し、選定した製品への移行方法を含めてご提案ください。移行にあたって、効率的な移行計画を提示することは仕様書に記載済みです。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
74	Ⅱ別添1調達仕様書	P35	3.2.9 (7)自己学習教材の整備	『またこれらユーザーの自己学習進捗状況が用意に一元管理できる必要があり、機構で別途契約するWebBasedTraining～利用を想定している』と記載がありますが、準備する教材は通常の電子媒体資料(パワーポイント)のみでよろしいでしょうか。それともe-learningでの自己学習環境に合わせた教材を別途準備をする必要がありますでしょうか。	WebBasedTraningで使用できる教材を推奨しておりますが、要件を満たせる方法であれば、別の手段でも問題ありません。	無	
75	Ⅱ別添1調達仕様書	P36	3.2.10その他	「在外拠点の一部(支所等)については、在外拠点のPC更改スケジュール等に合わせ、下記のソフトウェアの配布を実施すること」とありますが、ソフトウェアの配布時期はサービス切替の時期に影響を与えるため、在外拠点のPC更改スケジュールを開示願います。	次期PCIに関しては2017年第3四半期より順次在外を含め更改予定です。また、この際、在外拠点の一部(支所等)にのみ、特別な対応が必要なわけではございませんので、混乱のないようご指摘いただいた箇所は削除いたします。	有	調達仕様書「3.2.10その他」の以下の記載を削除します。 「在外拠点の一部(支所等)については、在外拠点のPC更改スケジュール等に合わせ、下記のソフトウェアの配布を実施すること」
76	Ⅱ別添1調達仕様書	P36	3.2.10その他	【内容】 「小規模システム基盤」のファイルメーカーシステムサービスに関しては、機構にて保有する以下のソフトウェアライセンスの利用を前提とする。 ・File Maker Server 11 Advanced VLA(1-4999)・・・4ライセンス ・File Maker Server 11 Advanced 2YR MNT(1-4999)・・・8ライセンス ・File Maker Pro 11 日本語版・・・4,664ライセンス 【意見】 以下のライセンス数をご確認いただけないでしょうか。 ・File Maker Server 11 Advanced VLA(1-4999)・・・4ライセンス ・File Maker Server 11 Advanced 2YR MNT(1-4999)・・・8ライセンス 【理由】 File Maker Server 11 advanced VLA 4ライセンスとメンテナンス契約が8ライセンスで差異がございます。 製品ライセンスとメンテナンスライセンスは同数になるのが正しい為、ライセンス数をご確認ください。	ご指摘の通り、記載ライセンス数に誤りがございました。本業務開始時点においてFile Maker Server 11のメンテナンスライセンスは保有していないため、「File Maker Server 11 Advanced 2YR MNT(1-4999)・・・8ライセンス」は、削除致します。	有	調達仕様書「3.2.10その他」の以下の記載を削除します。 「File Maker Server 11 Advanced 2YR MNT(1-4999)・・・8ライセンス」
77	Ⅱ別添1調達仕様書	P36	3.2.10その他	【内容】 「小規模システム基盤」のファイルメーカーシステムサービスに関しては、機構にて保有する以下のソフトウェアライセンスの利用を前提とする。 ・File Maker Server 11 Advanced VLA(1-4999)・・・4ライセンス ・File Maker Server 11 Advanced 2YR MNT(1-4999)・・・8ライセンス ・File Maker Pro 11 日本語版・・・4,664ライセンス 【意見】 以下のライセンス数に対し、追加購入が必要であれば明記ください。 ・File Maker Pro 11 日本語版・・・4,664ライセンス 【理由】 クライアント台数(5,500)とFile Maker Proライセンス(4,664)と差異がありますが、差分は不要との認識でよいでしょうか。 追加で調達する必要がある場合は、記載を変更願います。	ご指摘のように全てのクライアント端末にインストールはいたしておりません。	無	
78	Ⅱ別添1調達仕様書	P36	3.2.10その他	【内容】 「小規模システム基盤」のファイルメーカーシステムサービスに関しては、機構にて保有する以下のソフトウェアライセンスの利用を前提とする。 ・File Maker Server 11 Advanced VLA(1-4999)・・・4ライセンス ・File Maker Server 11 Advanced 2YR MNT(1-4999)・・・8ライセンス ・File Maker Pro 11 日本語版・・・4,664ライセンス 【意見】 File Maker Pro 11 日本語版ライセンスに対する必要なメンテナンス契約数を明記ください。 【理由】 File Maker Pro 11 日本語版ライセンスに対するメンテナンス契約数の記載がなかった為。	本業務開始時点において、File Maker Pro 11 日本語版ライセンスに対するメンテナンス契約はございません。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
79	II別添1調達仕様書	P36	3.2.10その他	【内容】 ソフトウェア起動制御、インストール制御サービス、クライアント操作ログ管理サービスでLAN Scope Cat6とLANDesk Management Suiteを機構の標準PCで利用している。 【意見】 Scope Cat6とLANDesk Management Suiteの利用ユーザ数を明記ください。 【理由】 費用算出の精緻化のため	現行はLanScopeに統合予定であり、あくまでも機構が想定している端末数(5,500台)で算出をお願いいたします。但し、クライアント数は増加する場合も考慮いたします。	無	
80	II別添1調達仕様書	P38	3.3.1 業務内容(2) サービス範囲②付随サービスの提供	「●その他、ラックの開錠、施錠、鍵管理、交換部品の受け取り等。(随時)」とありますが、明記されている業務の他に想定されている業務はありますか。あるいは、応札者が必要に応じて提案及び実施をするという認識でよろしいでしょうか。	当機構にて想定する付随サービスの業務範囲は「3.3.1 業務内容(2) サービス範囲②付随サービスの提供」とおとりです。なお、有益な追加業務がある場合には必要に応じてご提案いただいても結構です。	無	
81	II別添1調達仕様書	P38	3.3.1(2)②付随サービスの提供・セキュリティ監視として、ファイアウォールサービス(不正アクセス監視 / 通知)(随時)を提供すること。	お見積りにあたり、監視対象IP数について、ご教示ください。	5700個程度です。 なお、御社のお見積り試算にとって足りない部分がある場合は機構ルールにおいて開示可能なものについては出来る限りの情報開示はいたします。	無	
82	II別添1調達仕様書	P38	3.3.3(1) 旧業務系システムの機器移設対応	お見積り、スケジュール作成にあたり、既存の各システムのロケーション、ラック搭載図、配線図(どの機器からどの機器に配線が繋がっているか)について、ご教示ください。	機器の取り外し、機器の設置については業務系システムの保守業者の範囲になりますので、見積り範囲外となります。設置場所については、機構DCは東京都内で、BCP発動時に備えたバックアップDCは関西圏で運用されています。なお、御社のお見積り試算にとって足りない部分がある場合は機構ルールにおいて開示可能なものについては出来る限りの情報開示はいたします。	無	
83	II別添1調達仕様書	P38	3.3.3	以下、2つの業務を調達対象外とすることをご検討いただけないでしょうか。若しくは対象システムの規模の情報等見積りの前提となる情報を仕様書で開示いただけないでしょうか。 (1) 旧業務系システムの機器移設対応 (2) 新旧業務系システムの機器入替対応 【理由】 それぞれの対応内容の記載が曖昧であり、精緻な見積りが困難なためご検討をお願いいたします。	(1) 旧業務系システムの機器移設対応については、対象システムの構成・規模等が分かる情報を閲覧資料として開示する予定です。そちらをご確認ください。 (2) 新旧業務系システムの機器入替対応については、具体的な要件が現時点で未定であるため、調達対象外(協議のうえ契約変更または別途契約締結等)となります。	無	
84	II別添1調達仕様書	P39	3.3.3 移行要件(2) 新旧業務系システムの機器入替対応	「並行稼働期間中は新旧業務系システム双方に必要なファンリティア環境を本調達とは別にスポット的に提供すること」とありますが、並行稼働が発生する新業務系システムについて、具体的な要件が現時点で未定であると認識しており、見積りが困難です。応札者の公平な条件で対応可能とするため、見積り条件の設定、あるいは別調達として頂けるよう修正をお願いします。	ご指摘のとおり、並行稼働が発生する新業務系システムについては具体的な要件が現時点で未定であり、本調達の対象外(別途本業務に係る契約を締結)となりますので、見積りに含まなくて結構です。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
85	Ⅱ別添1調達仕様書	P39	3.3.3 移行要件(1) 旧業務系システムの機器移設対応	P38 3.3.3では『各原課にて機構の指定場所(現行のデータセンターのハウジングサービス提供環境等)から、(中略)旧業務系システムの機器移設を行う。』とある一方で、P39 図表3-5において、業務系システム搬送は受託者業務となっています。どちらが正當かご教授願います。	P38 3.3.3の前文に、「受託者は全体管理(実施計画、進捗管理、課題管理、関係部署との調整等)および実施支援(実施に必要となるデータセンター側の情報提供・準備・基幹業務系システム機器搬送、テスト等)を担うこと」とあるように、機器搬送は受託者業務となります。なお、機器搬送を除く点を明記致します。	有	調達仕様書「3.3.3 移行要件(1) 旧業務系システムの機器移設対応」の記載内容を以下に修正します。 修正前: 旧業務系システムの機器移設を行う。 修正後: 旧業務系システムの機器移設を行う(機器搬送を除く)。
86	Ⅱ別添1調達仕様書	P39	3.3.3 移行要件(2) 新旧業務系システムの機器入替対応	『ハウジング対象機器の入替が必要となる場合には、適宜当該部門とのスケジュール及び対応業務内容の調整を行い、主体的に対応すること』とありますが、これは、別途本業務に係る契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。本調達に含める場合は、応札者の条件をそろえるため、想定している入替の時期や規模、具体的な業務内容のご提示をお願いします。	ご指摘のとおり、新旧業務系システムの機器入替対応については具体的な要件が現時点で未定であるため、本調達の対象外(協議のうえ契約変更または別途契約締結等)となります。	無	
87	Ⅱ別添1調達仕様書	P40	3.3.4 その他 図表3-5 業務系システムの運用(保守)事業者との協議・調整事項	『8 機器の設置』において、本項目は、ケーブリング作業も含まれているという認識でよろしいでしょうか。	ハウジング対象の機器の設置についてはそれぞれの保守業者の役割としており、本調達の対象外となります。	無	
88	Ⅱ別添1調達仕様書	P40	3.3.4 その他 (2)新規導入システムの機器導入対応	新規導入システムの機器導入対応の業務範囲は全体管理および実施支援とありますが、新規導入システムのファシリティ環境提供は3.3. 3(2)で記述の一定期間(3ヶ月程度)のスポット対応を除き、入札見積り範囲には含まれず、別途受託者と変更契約を実施する予定と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、新旧業務系システムの機器入替対応については具体的な要件が現時点で未定であるため、本調達の対象外(協議のうえ契約変更または別途契約締結等)となります。	無	
89	Ⅱ別添1調達仕様書	P41	3.5サービスオペレーション3.5.1業務内容サービスオペレーションは、「システムの起動・停止」、「DNS 運用」、「ジョブ運用」、「バックアップ運用」、「点検作業運用」、「リカバリ運用」、「PC 等の運用」、「周辺機器運用」、「セキュリティ運用」、「システム設定変更」、「PC 更改・OS 移行に関する運用」、「本部ネットワーク運用」からなる業務である。	添資料09 システム運用要件のP5/18に記載されている 4.13「教育・研修」が、本文に記載されておりませんが、こちらも含むとの認識でよいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。本文の記載漏れです。ご指摘のとおり、3.5サービスオペレーションに「教育・研修」を含みます。	有	調達仕様書の「3.5.1業務内容」に、以下を追記します。 3.5サービスオペレーション3.5.1業務内容サービスオペレーションは、「システムの起動・停止」、「DNS 運用」、「ジョブ運用」、「バックアップ運用」、「点検作業運用」、「リカバリ運用」、「PC 等の運用」、「周辺機器運用」、「セキュリティ運用」、「システム設定変更」、「PC 更改・OS 移行に関する運用」、「本部ネットワーク運用」「教育・研修」からなる業務である。

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
90	II別添1調達仕様書	P42	3.6.1 業務内容	別添資料09の5.4にも記載あり 監査の種類、頻度、準備期間を具体的な提示をお願い致します。	内部監査・外部監査等において、システムに係る事項がテーマとなった場合に、システム運用に係る各種資料の提供をお願いすることがありますが、頻度としては1年に1～数回程度です。主に資料提供をお願いするものであり、事前の準備期間をとっていただくケースは想定しておりません。	無	
91	II別添1調達仕様書	P42	3.6サービス関連調査・提言3.6.1業務内容	別添資料09 システム運用要件のページ5/18～7/18と記載内容(中分類)がありません。・別添資料09には「アプリケーションの改修・開発に係る状況把握、提言」の記載がありませんが、スコープに含まれるものと思われるので、別添資料09に追記するべきと考えます。・「PC更改」と「情報システム刷新計画実施に伴うIT環境変更」は同義でしょうか。	ご指摘ありがとうございます。調達仕様書本文の修正漏れです。ご指摘のとおり、「アプリケーションの改修・開発に係る状況把握、提言」は、調達仕様書本文および実施要項(案)から削除致します。また、「PC更改」は、「情報システム刷新計画実施に伴うIT環境変更」に含まれます。	有	調達仕様書「3.6.1 業務内容」から以下の記載を削除します。 「アプリケーションの改修・開発に係る状況把握、提言」
92	II別添1調達仕様書	P42	3.7	ITコンサルジュを調達対象外とすることをご検討いただけませんか。 【理由】 業務の内容の記載が曖昧であり、精緻な見積が困難なためご検討をお願いいたします。	ITコンサルジュは本調達対象とします。 なお、ITコンサルジュの業務内容については、「別添資料09システム運用要件」の6.①～③に記載のとおりです。また、業務規模としては月当たり2人月を想定しておりますので、これをもとにご検討ください。	無	
93	II別添1調達仕様書	P43	3.9.3 業務の基本的な考え方	バックアップDCの運用に係る基本的な考え方が記載されていますが、BCP対応方針、マニュアルについても開示下さい。被災時の具体的な貴機構の方針を確認させて頂きたいです。	ご意見を踏まえ、調達時に閲覧資料として提示出来るようにいたします。	無	
94	II別添1調達仕様書	P45	3.10 TV会議システムの運用・保守サービス	代替機を受託者が保管・管理して保守対応を行う方法を盛り込まれたほうがよいと存じます。ポリコム社の保守サービスの場合、ハードウェア障害時の代替機配送は、受付から翌営業日以降の到着となります。Polycom社のサービスだけでは、緊急度の高い会議でのハードウェア障害に備えが十分ではない可能性があります。	ご指摘は承りましたが、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
95	II別添1調達仕様書	P45	3.10	TV会議システムの運用・保守サービスを調達対象外とすることをご検討いただけませんか。 【理由】 特殊な機器の運用、保守であり一般的なシステム運用保守と異なりサービス提供可能なベンダも限られ、競争促進の支障となると考えられますので、ご検討をお願いいたします。	TV会議システムは、当機構内にて重要なコミュニケーションツールであり、情報共有基盤との連携が求められるため、本調達に含めるものとします。なお、実施要項「4(6)」に示すとおり、単独で実施が困難または単独で実施するより業務上の優位性が発揮できると判断された場合には、共同企業体でご提案いただいても結構です。また、本件業務の一部を構成するもので、対応可能な事業者が極めて限定される場合には、複数の共同企業体に同一事業者が参加することも可とします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
96	II別添1調達仕様書	P45	3.10 TV会議システムの運用・保守サービス	TV会議の予約を管理するシステム構築がスコープに含まれていることを明記されることを提案いたします。 ・複数の拠点で開催するテレビ会議システムの回線・時間帯を予約できることなど、上記等を含む予約機能のご要件を仕様上明確にしていきたい。	別添資料02 基盤系サービスシステム要件の「06情報共有基盤_03移行対象データベース一覧(1)(2)」に記載されているように、TV会議回線装置予約データベースは情報共有基盤上で現在の同等程度の機能の実装を求めています。TV会議回線装置予約データベースに求められる機能の詳細は、閲覧資料「情報共有基盤機能要件書(案)」にて設備予約に関する事項として開示される予定ですので、そちらをご確認ください。	無	
97	II別添1調達仕様書	P50	3.21.4 サービスレベル管理の対象範囲	「2.2.3 本業務の範囲」をサービスレベル管理の対象範囲とする」とありますが、TV会議システムの運用保守・管理サービスについては、現行の「サービスレベル管理内容」や現行にて要している「人員体制」や「経費」が公開されていないため、現行事業者以外は、サービスレベルの想定が困難です。業務品質が基準を下回った場合には「減額措置」となるため、現状のサービスレベルの管理内容が公開されない限り、正確な見積もりが困難であり、新規参入事業者にはリスクを伴う仕様であると考えます。これらの情報公開をお願いします。情報公開が困難な場合は、条件を例示いただくことで見積もり条件をそろえていただくようお願いいたします。	ご指摘ありがとうございます。TV会議システムに係る「人員体制」「経費」に関しては、実施要項(案)「別紙1従来の実施状況に関する情報の開示」において追記いたします。「サービスレベル管理内容」に関しては、現行業務における問い合わせ状況等見積りに資する情報を閲覧資料にて提示いたします。	有	別紙1従来の実施状況に関する情報の開示「1従来の実施に要した経費」の表中「委託費」にTV会議システムの運用・機器保守業務の費用欄を追加します。 また、「1従来の実施に要した人員」の表にTV会議システムの運用業務の人数欄を追加します。
98	II別添1調達仕様書	P51	3. 調達対象業務の個別要件	付加価値業務についても、以下の要件を明記し、技術面/プロセス面/体制面などからの具体的な実現方法について提案を求め、有益なものを採用することを提案します。 3.22.付加価値業務 付加価値業務とは、受託者が本運用業務の中でPDCAサイクルを回すことで運用効率化を実現し、運用業務改善・拡張に係る自主的な提案、また機構からの要望に基づいた機構に付加価値を提供する業務を行うこと。 加えて、「別添資料09 システム運用要件」にも追記されることを提案いたします。	ご意見は承りましたが、付加価値業務は、運用を通して能動的な対応を求めていく業務のため、公平性を維持するため記載のままとします。	無	
99	II別添1調達仕様書	P52	4 本業務の実施に係る想定体制	P.52の本文中においてセキュリティリーダーが常駐となっていますが、P.54の「4.6 一部担当者の常駐場所」においては常駐する従事者として記載がありません。本従事者は、その業務内容から必ずしも常駐が必須ではないと考えますが、どちらが正当かご教授願います。なお、セキュリティインシデント対応期間のみ常駐とすることを提案します。	ご指摘ありがとうございます。セキュリティリーダーにおいても、4.6 一部担当者の常駐場所」に追記いたします。	有	調達仕様書「4.6 一部担当者の常駐場所」に以下の通り追記します。 「セキュリティリーダーについては、機構におけるIT環境の変化を、リアルタイムで共有する意味で常駐が望ましい」
100	II別添1調達仕様書	P52	4 本業務の実施に係る想定体制	図表4-1においてモニタリング主任が常駐となっていますが、同ページの本文中においては常駐する従事者として記載がありません。本従事者は、その業務内容から必ずしも常駐が必須ではないと考えますが、どちらが正当かご教授願います。	ご指摘ありがとうございます。図表4-1は想定体制例であり、常駐を義務付けるものではありません。本文中における記載のとおり、モニタリング主任の運用フェーズにおける常駐は必須ではありません。	無	
101	II別添1調達仕様書	P52	4.本業務の実施に係る想定体制	効果的に業務が遂行出来ることを考慮し、最終行「また、同フェーズ内では、1名が2つ以上の主要な業務従事者を兼務しないこと。」に、「但し、業務遂行に支障が無い場合はこの限りではない」と追記して頂きたい。	導入準備および運用する業務の規模から想定される体制を提示してあります。業務遂行に支障がない体制をご提案ください。	無	
102	II別添1調達仕様書	P52	4.本業務の実施に係る想定体制	「受託者の従業員(補強又は再委託は認めない)」について、門戸を広げる為、「事前に機構へ報告し受託者管理のもと許可する」など追記をお願い致します。	門戸を広げる為、共同企業体による参加を認めておりますので、記載のままとします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
103	II別添1調達仕様書	P52	4. 本業務の実施に係る想定体制	「受託者(共同企業体を結成する場合は、その代表者及び構成員)の従業員(補強または再委託は認めないとする範囲)を本文に明記いただけないでしょうか(図4-1から読み取りにくい)。また、セキュリティリーダーの本業務専任要否について、本文と図4-1の内容に齟齬があり、訂正いただくことを提案します。なお、セキュリティリーダーについては、より高度な専門性を有する人材が望ましく、業務の特性(常時、業務が発生するわけではない)からも、専任・常駐を課すのではなく、要件を満たすために有益な体制の構築方法を提案事業者の提案にまかせ、最適なものを採用する方法を提案します。	ご指摘ありがとうございます。本文と図4-1の乖離を修正いたします。なお、専任・常駐に関しては、機構が本件の規模および業務内容から想定した体制であり、必ずしも専任・常駐を課するものではありませんが、推奨である旨を追記いたします。	有	調達仕様書「4. 本業務の実施に係る想定体制」の【図表 4-1】に以下の記載を追記します。 「本業務実施に係る想定体制図」に「受託者(共同企業体を結成する場合は、その代表者及び構成員)の従業員(補強または再委託は認めないとする範囲)を追加します。」 また、調達仕様書「4.6 一部担当者の常駐場所」に以下の通り追記します。 「セキュリティリーダーについては、機構におけるIT環境の変化を、リアルタイムで共有する意味で常駐が望ましい。」
104	II別添1調達仕様書	P54	4.5 自社以外の業者との連携	想定される関係ベンダーと調整事項を具体的に記載願います。	本業務は、基盤系サービスおよびハウジングサービスの準備・導入・運用まで多岐に渡っており、関連する業者、調整事項も多数想定されます。この場合において、何か特別な作業を行うのではなく、機構の職員を補佐し、率先して調整いただく役割を求めています。	無	
105	II別添1調達仕様書	P54	4.2 実施体制全体の構築なお、機構が体制に不備があると判断した場合等においては、体制、要員等の変更を求めることができる。	発注者が受託者の要員配置等について指示を行うことは法令に抵触する可能性がございませんでしょうか。	ご指摘の箇所は、指示を行うことではなく、本業務の遂行並びにモニタリング項目達成に向けた体制構築に懸念があると当機構で判断した場合には、体制見直しについての協議をお願いすることを意味しており、問題ないと考えています。このままの記載とさせていただきます。	無	
106	II別添1調達仕様書	P54	4.5 自社以外の業者との連携受託者は、関係ベンダー等も含めた機構運用サイクルの中心的な役割を担うことを十分に認識すること。特に、複数ベンダー間の各種の調整等については、機構から運用業務全般を一任された者として適切に業務を実施することし、調整の不備等による不具合が発生しないようにすること。	受託者の調整の不備等による不具合が発生した場合に受託者が負うべき責任についてご教示ください。	モニタリング評価で、当該業務について機構と受託者の協議によりSLAを締結し、当該項目を管理していきます。従って、評価がこれを下回った場合、ペナルティの対象となります。	無	
107	II別添1調達仕様書	P56	5.2.1 プロジェクトマネージャー(設計フェーズ)の経験・能力等・プロジェクトマネージャー業務に関し、過去10年間で類似業務(データセンター及び共通基盤の提供、共通基盤を用いてのシステム運用・管理支援、ヘルプデスク、調査・提言の実施等の包括アウトソーシング業務)の経験が2件以上を有していること。	類似業務とは、左記に記載の業務すべてを1つの案件ではなく、分割された複数の案件にて対応した経験でもよいでしょうか。記載の業務全てを一括で調達される案件はあまりないと思われます。	ご指摘のとおり、分割された複数の案件にて対応した経験でも結構です。	有	調達仕様書「5.2.1 プロジェクトマネージャー(設計フェーズ)の経験・能力等」を以下の通り修正します。 「・プロジェクトマネージャー業務に関し、過去10年間で類似業務(データセンター及び共通基盤の提供、共通基盤を用いてのシステム運用・管理支援、ヘルプデスク、調査・提言の実施等の包括アウトソーシング業務)の経験(業務が分割された案件でも良い)が2件以上を有していること。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
108	II別添1調達仕様書	P56	5.1社の経験・能力等・情報セキュリティマネジメントシステムに係る規格(ISO27001)の認証を、本業務の担当部署が保持していること。	プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証(国際標準)およびJISQ27001 認証(日本工業標準)、若しくはこれと同等の認証(公の機関による認証のみを対象とする。)としていただきたくお願いします。または、「ISO27001適合性評価制度の認証を受けている若しくはISO27001に準拠している組織・部門が、その情報セキュリティ管理システムに基づき情報セキュリティ管理を実施すること。」としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、認証を保持している部門との連携体制がとれることと修正します。	有	調達仕様書「5.1社の経験・能力等」の該当箇所を以下の通り修正します。 「 情報セキュリティマネジメントシステムに係る規格(ISO27001)の認証を保持している部署が、本業務の担当部署と連携する体制が組めること。 」
109	II別添1調達仕様書	P57	5.2.4 情報共有基盤切替リーダー(設計フェーズ)の経験・能力等 「・SharePoint及び関連製品(Exchange、Lync 等)の開発・構築業務について過去3年以内に複数件の実績を有していること。※リーダーとして本業務の規模以上の実績を有していることが望ましい。また、Notes/DominoからShairPointおよび関連製品(Exchange、Lync 等)への移行業務を経験したことがあり、移行ツールの知識を保有していることが望ましい。」	【記載変更案】 ・SharePoint及び関連製品(Exchange、Skype for Buisness 等)の開発・構築業務について過去3年以内に複数件の実績を有していること。※リーダーとして本業務の規模以上の実績を有していることが望ましい。また、Notes/DominoからShairPointおよび関連製品(Exchange、Skype for Business ※旧 Lync等)への移行業務を経験したことがあり、移行ツールの知識を保有していることが望ましい。 【理由】 日本マイクロソフト社のLyncは、Skype for Businessへと名称変更されております点を念のためご連絡させていただきます。	ご指摘のとおり、「Skype for Business(旧:Lync)」に記載内容を改めます。	有	調達仕様書「5.2.4 情報共有基盤切替リーダー(設計フェーズ)の経験・能力等」の該当箇所を以下の通り修正します。 修正前:「Lync」 修正後:「 Skype for Business(旧:Lync) 」
110	II別添1調達仕様書	P57	5.2.9 TV会議システム運用技術者(運用フェーズ)の経験・能力等	TV会議システム運用技術者(運用フェーズ)の経験・能力等で、「本業務を実施する上で以下のような有益な資格等を保持していることが望ましい。」との記載がありますが、本業務は英語による技術的な対応が多いと思われるので、英語能力を有益な資格として加えられては如何でしょうか。	記載された経験、技術を有していることが要件となりますが、それ以上に関しては、加点評価の対象とさせていただきます。	無	
111	II別添1調達仕様書	P58	5.2.10 ヘルプデスクリーダー(運用フェーズ)の経験・能力等	ヘルプデスクリーダーは、特に重要な局面においては、在外事務所のナショナルスタッフの方とコミュニケーションを取ったり、情報発信をしたりすることから、「5.2.14 ヘルプデスク受付担当者の経験・能力等」と同様、英語によるコミュニケーション力(TOEICスコア800点以上相当を有する・英語によるヘルプデスクリーダー経験がある等)を課すことを提案します。	ご意見は承りましたが、英語での会話が必要とされる頻度を鑑み、記載どおりといたします。	無	
112	II別添1調達仕様書	P59	5.2.13 情報共有基盤運用保守・管理サービス担当者の経験・能力等 「・SharePoint及び関連製品(Exchange、Lync等)の運用保守業務について1年以上の実績を有していること。※担当者として本業務の規模以上の実績を有していることが望ましい。」	【記載変更案】 ・SharePoint及び関連製品(Exchange、Skype for Business ※旧 Lync等)の運用保守業務について1年以上の実績を有していること。※担当者として本業務の規模以上の実績を有していることが望ましい。 【理由】 日本マイクロソフト社のLyncは、Skype for Businessへと名称変更されております点を念のためご連絡させていただきます。	ご指摘のとおり、「Skype for Business(旧:Lync)」に記載内容を改めます。	有	調達仕様書「5.2.13 情報共有基盤運用保守・管理サービス担当者の経験・能力等」の該当箇所を以下の通り修正します。 修正前:「Lync」 修正後:「 Skype for Business(旧:Lync) 」
113	II別添1調達仕様書	P59	5.2.14 ヘルプデスク受付担当者の経験・能力等	効果的に業務が遂行出来ることを考慮し、「TOEICスコア800点以上相当を有する～」に、「TOEICスコア800点以上相当を有する、もしくはヘルプデスク受付業務に支障を与えない英会話能力を有する～」と追記して頂きたい。	ヘルプデスクの受付業務を支障を与えず実施するためには、TIEICスコア800点以上相当の英語力が必要と考えていることから、記載のままいたします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
114	II別添1調達仕様書		別添資料01情報システム刷新計画アクションプラン	次期FM基盤の開発・移行、次々期FM基盤の開発・移行、稼働 および FM工房(開発保守要員)の稼働は本件業務の範囲内か範囲外どちらに該当するのでしょうか。	「次期FM基盤の開発・移行・稼働(5年間)」およびFM基盤の「サーバ製品のバージョンアップ」は本業務の範囲内です。「次々期FM基盤の開発・移行」「FM工房(開発保守要員)」は、本業務の範囲外です。しかしながら、実施要項(案)本文14ページ「9(3)キ設備更新等の際における民間事業者への措置」および別添1調達仕様書11ページ「2.2.2本業務の範囲(4)関連する作業の履行」において、「小規模システム基盤上で稼動する一部データベースの改修または新規データベースの開発・保守に係る要員が定常的に必要となった場合」に協議のうえ契約を変更することができるとしています。	無	
115	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_07小規模システム基盤	貴機構において、2015年9月25日にライセンス追加発売及びメーカーサポートが終了する旧製品のバージョン11を利用し続けるよりも、最新バージョン14にバージョンアップすることを推奨します。理由としては、メーカーサポートのないバージョンを使い続けることで、現状運用しているシステムが抱えるだらうリスクが増大すること、さらにバージョンアップによって、貴機構がファイルメーカー上で運用している小規模システムの機能要件、非機能要件ともに今迄以上に充足することが可能であり、貴機構にとってメリットが大きいと考えるからです。	製品バージョンアップに際しては、既存のFireMakerシステムへの影響が少なからずあるものと想定しており、動作確認や改修に係る負荷を考慮し、情報システム刷新計画アクションプランの全体計画を踏まえうえで最適な時期(2017-18年度)に実施する考えです。	無	
116	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_07小規模システム基盤_01FMファイル数一覧	「FMファイル数一覧」に掲載されているシステムは、業者が構築したものと貴機構の職員が作成したものとがあります。したがって、FileMaker製品のバージョンアップ時に生じる修正作業およびシステムの保守(改修)作業については、システム構築業者あるいは作成した職員が行うと理解しています。職員は、バージョンアップ作業に慣れていないことから、本件の受託業者は、職員が作成したシステムのバージョンアップについて、問合せ対応等で支援することが必須だと考えています。	ご指摘の通り、製品バージョンアップ時に、一部システムの修正作業に関しては、支援が必要となるかもしれません。別添1調達仕様書_別添資料09システム運用要件「5 サービス関連調査・提言」の範囲で支援いただく想定です。あるいは、実施要項(案)本文14ページ「9(3)キ設備更新等の際における民間事業者への措置」および別添1調達仕様書11ページ「2.2.2本業務の範囲(4)関連する作業の履行」において、「小規模システム基盤上で稼動する一部データベースの改修または新規データベースの開発・保守に係る要員が定常的に必要となった場合」に協議のうえ契約を変更することができるとしています。	無	
117	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティ基盤 19セキュリティログ相関分析サービス	本内容は提供するソフトウェアの機能に関する要件のみの記載となっております。セキュリティログ相関分析においては、運用と分析が重要でありその要件が含まれていないため、信頼できるセキュリティ専門メンバーによる運用・分析業務について要件追加を提案いたします。	本ご意見を踏まえ、別添資料09 システム運用要件にセキュリティリーダーが専門家として、インシデント対応に係ること、およびインシデント対応時、ログを横断的に分析を行い、原因および影響範囲の特定を行う旨を明記します。相関分析は、更改中の情報通信網側で既に導入済みであり、専門家による分析を行っているため、この件については記載のままいたします。	有	別添資料09システム運用要件「4.9セキュリティ運用 ②セキュリティ監視」を以下の通り修正します。 「運用事業者は、セキュリティに関するログおよびメッセージを横断的に24時間365日体制で常に能動的に監視／分析(ログ間の相関チェックも含む。チェック条件については、都度機構と相談しうえ受託者により見直しを行うこと)を行い、異常と疑いのある事象を検知した場合、速やかにセキュリティリーダーの下インシデントの対応を行うこと。」 また、別添資料09システム運用要件「4.9セキュリティ運用 ③セキュリティインシデント対応」を以下の通り修正します。 運用事業者は、セキュリティインシデントをアラーム等により検知した場合、対応手順書に沿って速やかに対応策を実施する。必要に応じて、マルウェアの検体を分析し、各種ログを横断的に時系列に解析し、原因および影響は範囲を特定し、対策を行うこと。発生したセキュリティインシデントに対する対応策が対応手順書に定義されていない、もしくはセキュリティインシデントの優先度が高い場合は、システム第一課に確認の上実施する。

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
118	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_BCP発動に備えた要件 51メールウイルス対策システム	「51-1セキュリティ基盤におけるサーバセキュリティ、クライアントセキュリティと同等とする。」とありますが、別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティ基盤のサーバセキュリティのNo.6 ウィルス対策サービスと同等とすればよろしいでしょうかご教授下さい。	記載事項に誤りがあり、本項は削除いたします。ご指摘ありがとうございました。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_BCP発動に備えた要件「51-1メールウイルス対策システム」を削除します。
119	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 7 社内SNS 7.1 社内SNS機能 7.1.2 「SNS上でファイル投稿・共有が可能であること。」	【記載変更案】 SNS上でファイル共有が可能であること。 【理由】 ファイルの投稿でなく、ファイルのリンクを投稿することにより、ファイルの共有を実現する製品もございますため、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	社内SNSにおける「イネ！」等による評価は、ファイルではなく投稿内容に対して行われることが適当と考えますので、ご指摘のとおり「SNS上でファイル共有が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「SNS上でファイル投稿・共有が可能であること」 修正後「 SNS上でファイル共有が可能であること 」
120	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 7 社内SNS 7.1 社内SNS機能 7.1.3 「投稿したファイルの評価が可能であること」	【記載変更案】 投稿内容の評価が可能であること 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	ご指摘のとおり、社内SNSにファイルの実体を添付することは必須要件ではありませんので、「投稿内容の評価が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「投稿したファイルの評価が可能であること」 修正後「 投稿内容の評価が可能であること 」
121	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 8 全社ポータル 8.2 ポータル機能 8.2.5 「複数のポータルタブを切り替えて表示することが可能であり、ポータルタブの並び順の変更が可能であること。」	【記載変更案】 複数のポータルを切り替えて表示することが可能であり、ポータルタブの並び順の変更が可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	ご指摘のとおり、「複数のポータルを切り替えて表示することが可能であり、ポータルタブの並び順の変更が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「複数のポータルタブを切り替えて表示することが可能であり、ポータルタブの並び順の変更が可能であること」 修正後「 複数のポータルを切り替えて表示することが可能であり、ポータルタブの並び順の変更が可能であること 」
122	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 8 全社ポータル 8.2 ポータル機能 8.2.7 「自分の所属する、または管理者であるプロジェクトポータル一覧の表示が可能であること。」	【記載変更案】 自分の所属する、または管理者であるプロジェクトポータル一覧の作成が可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	当要件の趣旨は、自分の所属または管理対象となるプロジェクトポータルの把握ですので、ご指摘のとおり「自分の所属する、または管理者であるプロジェクトポータル一覧の作成が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「自分の所属する、または管理者であるプロジェクトポータル一覧の表示が可能であること」 修正後「 自分の所属する、または管理者であるプロジェクトポータル一覧の作成が可能であること 」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
123	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 8 全社ポータル 8.4ドキュメントライブラリ(ファイル共有機能) 8.4.10 「クライアントPC上に暗号化などの情報保護機能を施した特殊なエリアを設定し、ファイルの複製・保管ができるように設定すること。(※在外事務所の職員が、インターネットを使えない環境で過去のメールを見たい場合を想定しています。セキュリティ上、暗号化しないまま、ハードディスクへの保存は不可とすることを想定しています。)」	Outlook上にファイルを保存する(実際はOSTファイルにファイルが保存)とExchange Server上にファイルが保存されるという方式にて実現が可能でございます。しかし、当要件はドキュメントライブラリ(ファイル共有機能)の項目に記載されておりますが、Outlook、Exchangeを活用した方式でのご提案でも問題ないでしょうか。	ご指摘のとおりポータル上のファイルをクライアントに持ちだす際の要件ですので、全社ポータルではなくクライアント側のソフトウェア等にて実装する方式で結構です。	無	
124	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 8 全社ポータル 8.4ドキュメントライブラリ(ファイル共有機能) 8.4.11 「9.4.11項で特殊なエリアに保管したファイルは特殊なエリア内での複製、編集ができるように設定すること。」	Outlook上にファイルを保存する(実際はOSTファイルにファイルが保存)とExchange Server上にファイルが保存されるという方式にて実現が可能でございます。しかし、当要件はドキュメントライブラリ(ファイル共有機能)の項目に記載されておりますが、Outlook、Exchangeを活用した方式でのご提案でも問題ないでしょうか。	ご指摘のとおりポータル上のファイルをクライアントに持ちだす際の要件ですので、全社ポータルではなくクライアント側のソフトウェア等にて実装する方式で結構です。	無	
125	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 8 全社ポータル 8.4ドキュメントライブラリ(ファイル共有機能) 8.4.12 「9.4.11項で特殊なエリアに保管したファイルは、他のPCに複製できない、あるいは複製しても中身の確認が不可能なように設定すること」	Outlook上にファイルを保存する(実際はOSTファイルにファイルが保存)とExchange Server上にファイルが保存されるという方式にて実現が可能でございます。しかし、当要件はドキュメントライブラリ(ファイル共有機能)の項目に記載されておりますが、Outlook、Exchangeを活用した方式でのご提案でも問題ないでしょうか。	ご指摘のとおりポータル上のファイルをクライアントに持ちだす際の要件ですので、全社ポータルではなくクライアント側のソフトウェア等にて実装する方式で結構です。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
126	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 8 全社ポータル 8.4ドキュメントライブラリ(ファイル共有機能) 8.4.13 「オフライン環境からオンライン環境に繋げた際に、9.4.11項で複製・保管したファイルをサーバへ自動で書き戻すことができるように設定すること。(※インターネットを使えない環境から、在外事務所に戻ってきた際を想定しています。)」	Outlook上にファイルを保存する(実際はOSTファイルにファイルが保存)とExchange Server上にファイルが保存されるという方式にて実現が可能でございます。しかし、当要件はドキュメントライブラリ(ファイル共有機能)の項目に記載されておりますが、Outlook、Exchangeを活用した方式でのご提案でも問題ないでしょうか。	ご指摘のとおりポータル上のファイルをクライアントに持ちだす際の要件ですので、全社ポータルではなくクライアント側のソフトウェア等にて実装する方式で結構です。	無	
127	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 8 全社ポータル 8.6 ディスカッション掲示板ライブラリ(ディスカッションライブラリ機能) 8.6.4 「階層化(ツリー表示)されたディスカッションライブラリの議題に対する返信を、一覧から選択して表示が可能であること。」	【記載変更案】 議題を一覧から選択して、議題に対する返信を表示が可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	ツリー表示は必須要件ではありませんので、ご指摘のとおり「議題を一覧から選択して、議題に対する返信を表示が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「階層化(ツリー表示)されたディスカッションライブラリの議題に対する返信を、一覧から選択して表示が可能であること」 修正後「 議題を一覧から選択して、議題に対する返信を表示が可能であること 」
128	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 8 全社ポータル 8.6 ディスカッション掲示板ライブラリ(ディスカッションライブラリ機能) 8.6.5 「ディスカッションライブラリにファイルを複数添付、ファイル共有機能に保存されているフォルダへのリンクの設定が可能であること。」	【記載変更案】 ディスカッションライブラリにファイル共有機能に保存されているフォルダへのリンクの設定が可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	ファイルの複数添付は必須要件ではありませんので、ご指摘のとおり「ディスカッションライブラリにファイル共有機能に保存されているフォルダへのリンクの設定が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「ディスカッションライブラリにファイルを複数添付、ファイル共有機能に保存されているフォルダへのリンクの設定が可能であること」 修正後「 ディスカッションライブラリにファイル共有機能に保存されているフォルダへのリンクの設定が可能であること 」
129	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 9 プロジェクトポータル 9.1 プロジェクトグループポータル 9.1.3 「フォルダ、ファイルの階層化(ツリー表示)が可能であること。」	【記載変更案】 タグなどによって管理された、ファイルの階層化(ツリー表示)が可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	階層化(ツリー表示)の実現手段は問いません。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
130	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 9 プロジェクトポータル 9.1 プロジェクトグループポータル 9.1.16 「外部のユーザに対して、メール等で招待しプロジェクトポータルを利用させることが可能なこと。」	【記載変更案】 外部のユーザに対して、招待しプロジェクトポータルを利用させることが可能なこと。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	ご指摘ありがとうございます。「メール等」とあるように招待の方式は問いませんので、このままの記載とさせていただきます。	無	
131	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 9 プロジェクトポータル 9.1 プロジェクトグループポータル 9.1.20 「外部ユーザについては、ユーザ毎のプロジェクトポータルへのログイン・ログアウト履歴を記録すること。」	【記載変更案】 外部ユーザについては、ユーザ毎のプロジェクトポータルへのログイン履歴を記録すること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	システムによっては明示的にログアウトをさせることが困難であるため、ご指摘のとおり「外部ユーザについては、ユーザ毎のプロジェクトポータルへのログイン履歴を記録すること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「外部ユーザについては、ユーザ毎のプロジェクトポータルへのログイン・ログアウト履歴を記録すること」 修正後「外部ユーザについては、ユーザ毎のプロジェクトポータルへのログイン履歴を記録すること」
132	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 9 プロジェクトポータル 9.1 プロジェクトグループポータル 9.1.21 「ユーザ毎のファイルアップロード・ダウンロード履歴を記録すること。」	【記載変更案】 ユーザ毎のファイルアップロード・閲覧またはダウンロード履歴を記録すること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	ダウンロードと閲覧の区別は不要であるため、ご指摘のとおり「ユーザ毎のファイルアップロード・閲覧またはダウンロード履歴を記録すること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「ユーザ毎のファイルアップロード・ダウンロード履歴を記録すること」 修正後「ユーザ毎のファイルアップロード・閲覧またはダウンロード履歴を記録すること」
133	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 9 プロジェクトポータル 9.1 プロジェクトグループポータル 9.1.22 「保存したログから、ファイルを指定して、アップロード、ダウンロードしたユーザを検索できること。」	【記載変更案】 保存したログから、ファイルを指定して、アップロード、閲覧またはダウンロードしたユーザを検索できること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	ダウンロードと閲覧の区別は不要であるため、ご指摘のとおり「ユーザ毎のファイルアップロード・閲覧またはダウンロード履歴を記録すること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「保存したログから、ファイルを指定して、アップロード、ダウンロードしたユーザを検索できること」 修正後「保存したログから、ファイルを指定して、アップロード・閲覧またはダウンロードしたユーザを検索できること」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正 有無	修正内容
134	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 9 プロジェクトポータル 9.1 プロジェクトグループポータル 9.1.23 「保存したログから、プロジェクトポータルを指定して、ユーザのアクセス履歴、ファイルアップロード、ダウンロード履歴を把握できること。」	【記載変更案】 保存したログから、プロジェクトポータルを指定して、ユーザのアクセス履歴、ファイルアップロード、閲覧またはダウンロード履歴を把握できること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当調達可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	ダウンロードと閲覧の区別は不要であるため、ご指摘のとおり「ユーザ毎のファイルアップロード・閲覧またはダウンロード履歴を記録すること」に記載内容を改めます。	有	該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「保存したログから、プロジェクトポータルを指定して、ユーザのアクセス履歴、ファイルアップロード、ダウンロード履歴を把握できること」 修正後「保存したログから、プロジェクトポータルを指定して、ユーザのアクセス履歴、ファイルアップロード・閲覧またはダウンロード履歴を把握できること」
135	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 9 プロジェクトポータル 9.1 プロジェクトグループポータル 9.1.25 「一定期間利用されていないプロジェクトグループポータルの検索が可能であること。」	【記載変更案】 一定期間更新されていないプロジェクトグループポータルの検索が可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討	一定期間更新されていないポータルを利用されていないと判定することで対応可能です。ご指摘のとおり「一定期間更新されていないプロジェクトグループポータルの検索が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「一定期間利用されていないプロジェクトグループポータルの検索が可能であること」 修正後「一定期間更新されていないプロジェクトグループポータルの検索が可能であること」
136	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 10 横断検索 10.1 横断検索機能 10.1.7 「ワイルドカードを使った部分一致検索が可能であること。」	【記載変更案】 ワイルドカードを使った前方一致検索が可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	ワイルドカードを使った検索が可能であれば要件を満たしますので、ご指摘のとおり「ワイルドカードを使った前方一致検索が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「ワイルドカードを使った部分一致検索が可能であること」 修正後「ワイルドカードを使った前方一致検索が可能であること」
137	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 11 Web会議 11.1 Web会議機能 11.1.13 「外部ユーザーへの招待状には有効期限が設けられること」	【記載変更案】 外部ユーザーへの招待状、または仮想会議室やそのコンテンツには有効期限等が設けられること 【理由】 一定期間経過後に仮想会議室や共有コンテンツを自動削除する仕組みなどにより、外部ユーザーの不正アクセスや不必要なアクセスによる情報漏えいを抑制する手法もありますため、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	ご指摘のとおりWeb会議自体の有効期限を設定することで要件を満たせますので、「外部ユーザーへの招待状、または仮想会議室やそのコンテンツには有効期限等が設けられること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「外部ユーザーへの招待状には有効期限が設けられること」 修正後「外部ユーザーへの招待状、または仮想会議室やそのコンテンツには有効期限等が設けられること」
138	Ⅱ別添1調達仕様書		別添1調達仕様書 別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件 12 高セキュリティフォルダ 12.1 高セキュリティフォルダ機能 12.1.10 「アクセス履歴(参照、ダウンロード、削除、上書き保存など)を管理可能であること。」	【記載変更案】 アクセス履歴(参照またはダウンロード、削除、上書き保存など)を管理可能であること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	ご指摘のとおり、「アクセス履歴(参照またはダウンロード、削除、上書き保存など)を管理可能であること。」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「アクセス履歴(参照、ダウンロード、削除、上書き保存など)を管理可能であること」 修正後「アクセス履歴(参照またはダウンロード、削除、上書き保存など)を管理可能であること」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
139	II別添1調達仕様書		別添1調達仕様書 別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 12 高セキュリティフォルダ 12.1 高セキュリティフォルダ機能 12.1.12 「高セキュリティフォルダ上のファイルへの操作制限の変更履歴を記録できること。」	【記載変更案】 ご要件の削除のお願い。 【理由】 高セキュリティフォルダ上のファイルへの操作は自動制御が前提のため、ファイル単体への操作自体が不可能な動作と考えられます。また、当要件を実現する場合は、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、ご要件の削除のご検討を頂けたら幸いです。	ご指摘のとおり、要件を削除します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件「12 高セキュリティフォルダ」の以下の記載内容を削除します。 12.1.12 「高セキュリティフォルダ上のファイルへの操作制限の変更履歴を記録できること。」
140	II別添1調達仕様書		別添1調達仕様書 別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 12 高セキュリティフォルダ 12.1 高セキュリティフォルダ機能 12.1.14 「ユーザがファイルに対してIRM機能呼び出した場合、ユーザ、日時、ファイル名、操作内容等の履歴を記録できること。」	【記載変更案】 ご要件の削除のお願い。 【理由】 当要件はクライアントPC側での操作となり、高セキュリティフォルダでの実装が困難なご要件と考えられます。また、当要件を実現する場合は、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、ご要件の削除のご検討を頂けたら幸いです。	当要件はセキュリティ上の観点から必須要件となりますが、ご指摘のとおり情報共有基盤での実装ではなく、「別添資料02基盤系サービスシステム要件.02セキュリティ基盤.13クライアント操作ログ管理サービス」による実装対応でも結構です。	無	
141	II別添1調達仕様書		別添1調達仕様書 別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 13 その他 13.1 利用形態 13.1.1 「Webブラウザ経由で、全ての機能の利用が可能であること。」	【記載変更案】 Webブラウザ経由で、利用が可能であること。 【理由】 Webブラウザを経由しての利用等は可能な製品が一般的ですが、リッチクライアントなどの専用アプリケーションと比較した場合、リッチクライアント機能の全てをWebブラウザで利用できない製品が多数であるため、ご要件の緩和をご検討頂けたら幸いです。	基本的にはWebブラウザで全ての機能の利用が可能であることが望ましいですが、製品対応状況を鑑み、「Webブラウザ経由で、大半の機能の利用が可能であること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「Webブラウザ経由で、全ての機能の利用が可能であること」 修正後「Webブラウザ経由で、大半の機能の利用が可能であること」
142	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.01サービス構成基盤 4ファイル共有サービス(ファイルサーバ) 4-2 「部署やユーザ単位で、ファイル容量制限管理ができること。」	【記載変更案】 ユーザ単位で、ファイル容量制限管理ができること。 【理由】 当要件を実現するには、製品のカスタマイズ等を実施することが前提となりますため、当ご調達の可能な限りカスタマイズを実施しないというポリシーを踏まえて、ご要件の緩和のご検討を頂けたら幸いです。	機構では必須の機能と考えおりますので、記載の内容のままとさせていただきます。(セキュリティグループによって、該当部署に所属するユーザを一括管理し、容量制限する運用での対応でも可能です)	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
143	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.04サービス管理基盤区分 21 KMS(KeyManagementService) 21-2 「ソフトウェアのプロダクト キーと、デバイス上の該当するソフトウェアインストールを関連付けを管理できること。」	【記載変更案】 ご要件の削除のお願い。 【理由】 KMS機能は、ライセンス認証のみを実現する機能であり、デバイス上の該当するソフトウェアインストールを関連付けを管理できる機能は備わっていないため、当要件を実現するには、ソフトウェア資産管理ツール等のご利用をご検討頂けたら幸いです。	ご指摘ありがとうございます。該当箇所の21-2の記載を削除いたします。ライセンス認証の機能は必要なため、記載のままとします。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.04サービス管理基盤の以下の記載を削除します。 21-2 「ソフトウェアのプロダクト キーと、デバイス上の該当するソフトウェアインストールを関連付けを管理できること。」
144	II別添1調達仕様書		別添資料02-06-05 情報共有基盤更改に関するこれまでの検討経緯・結果と情報共有基盤更改で求められる要件等 「代表的なグループウェア製品である日本マイクロソフト株式会社のグループウェア製品群(Microsoft SharePoint Server、Microsoft Exchange Server、Microsoft Lync)」	【記載変更案】 代表的なグループウェア製品である日本マイクロソフト株式会社のグループウェア製品群(Microsoft SharePoint Server、Microsoft Exchange Server、Microsoft Skype for Business ※旧 Lync) 【理由】 日本マイクロソフト社のLyncは、Skype for Businessへと名称変更されております点を念のためご連絡させていただきます。	ご指摘のとおり、「Skype for Business(旧:Lync)」に記載内容を改めます。	有	別添資料 02-06-05情報共有基盤更改に関するこれまでの検討経緯・結果と情報共有基盤更改で求められる要件等の該当箇所を以下の通り修正します。 修正前:「Lync」 修正後:「Skype for Business(旧:Lync)」
145	II別添1調達仕様書		別添資料05クライアント運用機器02 運用対象となる標準端末ソフトウェア仕様 「標準端末ソフトウェア仕様 1 Windows 7 OS ソフトウェア名 Windows7 (32bit) バージョン Enterprise(SP1)日本語」	【記載変更案】 Windows 7 メインストリームサポート終了日 2015/1/13 延長サポート終了日 2020/1/14 【補足】 また、現在公開されております情報と致しまして Windows 8/Windows 8.1 メインストリームサポート終了日2018/1/9 延長サポート終了日2023/1/10 となりますことをご連絡させていただきます。 【理由】 今後のご検討に際して、製品サポート期間にご注意いただきたく、当調達とは直接関係ございませんが、念のためご案内させていただきます。	情報提供ありがとうございます。	無	
146	II別添1調達仕様書		「別添資料09 システム運用要件」 3.3運用設計 ⑤ 現行システムの問題点解消のための対応方法検討・設計・構築業務(ファイル サーバのディレクトリ構成・アカウント管理) ⑥ 現行システムの問題点解消のための対応方針検討・設計・構築作業(上記以外)	評価観点の中に、現行システムの問題点解消のための対応方法検討・設計・構築業務を重視する内容があります。現行システムの問題点は現行事業者が最も把握しており、新規参入各社は評価において不利です。新規参入各社が貴機構の現行システムの問題点に対し、理解を深められるよう追加資料を提示頂く必要があると考えます。また、現行事業者と新規参入各社との間で明らかな点差が生じないよう配点についても配慮頂きたいと存じます。	現在機構に把握している現行システムの問題点については、「別添資料09システム運用要件」の該当箇所にて示すとおりですので、こちらの情報をもとにご提案ください。現行事業者のみが情報を把握し有利となることはないものと考えます。なお、上記以外の問題点が発生した場合には、閲覧資料にて開示します。また、問題点解消のための検討に必要な資料等があれば閲覧資料にてあわせて開示します。	無	
147	II別添1調達仕様書		別添資料02.基盤系サービスシステム要件 02.セキュリティ基盤14メール監査サービスその他	14-19「運用引き継ぎ以前の(過去5年間)のメールデータアーカイブを現行運用事業者より引き継ぎ、データセンタの管理エリアにおいて、管理保管すること」と記載がございますが、本内容は、前回の調達仕様書(現行契約の調達仕様書)において、「WiseAuditのメール監査ログ現行事業者運用完了後5年間閲覧できるようにすること」との記載があり、本内容は現行運用事業者の責務であると認識しています。該当文言の削除をお願いいたします。	ご指摘の内容に間違いはございません。一方、監査業務の実施を鑑みると、移行前と移行後にデータが分かれ、別々に検索し手作業で結果をマージすることは非常に非効率と判断しております。従いまして、当要件どおり、現行ログについては、次期メール監査サービスへのデータ移行が必要と考えております。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
148	II 別添1 調達仕様書		別添資料02_基盤系サービスシステム要件_02_セキュリティ基盤 19セキュリティログ相関分析サービス	19-24 ログの保管期間をご提示いただけますでしょうか。	1年間を想定しておりますので、ご指摘をふまえ、その旨明記致します。	有	別添資料02_基盤系サービスシステム要件_02_セキュリティ基盤「19セキュリティログ相関分析サービス」の該当箇所を以下の通り修正します。 ログ容量19-24 修正前「蓄積容量を20GB/1日程度を目安として、ログ管理サービスを提供すること」 修正後「蓄積容量を20GB/1日程度1年間保管を目安として、ログ管理サービスを提供すること」
149	II 別添1 調達仕様書		別添資料02_基盤系サービスシステム要件_03_認証基盤	認証連携先のシステムは基幹系業務システムの全てとなりますでしょうか。具体的な連携先のシステム数(名称)、サーバ数、をご教示願います。また現行での認証連携方式(リバースプロキシ方式、エージェント方式等)をご教示願います。	現行は各業務システムを対象に、EAIツールを用いアクティブディレクトリを含め必要な認証情報の連携を行っております。現在の連携先は、別添資料02_05EAI・共通基盤_01共通基盤連携プログラムとシステムのユーザアカウント情報配信、アカウント・パスワード情報配信を参照ください。	無	
150	II 別添1 調達仕様書		別添資料02_基盤系サービスシステム要件_02-06-05 情報共有基盤更改に関するこれまでの検討経緯・結果と情報共有基盤更改で求められる要件等 5 認証基盤との連携	現在の国内ドメイン、在外用ドメインとは別個に新統合ドメインを構築・定義しとありますが、ドメイン統合時において必要と思われる在外拠点、国内拠点における端末側の作業は貴機構様にてご協力いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ドメイン統合に伴う新ドメインへのログイン作業等ユーザ側にて最低限必要な作業を実施することは止むを得ないと考えておりますが、その場合でもITリテラシーの低いユーザでも作業が行えるようにマニュアルの作成をお願いします。またユーザ側の作業が省力化できる方法をご提案頂いた場合は、加点対象として取り扱います。	無	
151	II 別添1 調達仕様書		別添資料04_業務系システム構成(ハウジング対象)	搭載機器及び電力使用量、重量について記載頂いておりますが、消費電力については実効電力となりますでしょうか。併せて二重化と記載されておりますが、二重化と記載されている機器については電力容量は2倍で計算する必要がありますでしょうか。	定格での記載となっております。現状25ラックで110KWの供給仕様となっております。二重化された機器もこの範囲内で稼働いたしております。	無	
152	II 別添1 調達仕様書		別添資料04_業務系システム構成(ハウジング対象)	各システムは個別のラックに收容する必要がありますでしょうか。それとも各事業者のシステムを同一ラック内に混在する形での想定でも宜しいでしょうか。	現状と同様のラック構成でご準備いただくことを想定しており、現状のラック構成は閲覧資料において提示いたします。また、同一ラックへの複数システムへの混在を不可とするわけではございませんので、より効率的な構成があればご提案ください。ご指摘を踏まえ、仕様書にラック構成に係る補足説明を追記します。	有	調達仕様書「3.3.3 移設要件」を下記の通り修正します。 (1) 旧業務系システムの機器移設対応 「機器移設は平成29年(2017年)5月末までにすべて作業を完了すること。 なお、安全性を考慮し、ラック構成は原則移設後も移設前と同様とする。」
153	II 別添1 調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用 ②セキュリティ監視	「システム一課から接続を行う旨の通知がされていない端末等の接続がないか監視し」とありますが、検知対象とするネットワーク機器をご提示いただけますでしょうか。(例:「拠点のエッジスイッチへの」接続がないか確認し)	想定している検知対象機器は、PC等のクライアント機器およびスイッチ、ルータ、無線LANアクセスポイント等の通信機器です。別添資料09 4.9セキュリティ運用 ③に追記いたします。	有	別添資料09システム運用要件「4.9セキュリティ運用②セキュリティ監視」に、 想定している機器を下記のように追加します。 「～システム第一課から接続を行う旨の通知がされていない 端末PC等のクライアント機器およびスイッチ、ルータ、無線LANアクセスポイント 等の接続がないか監視し」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
154	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用 ②セキュリティ監視	②セキュリティ監視の記載として、「その他、運用事業者は外部よりセキュリティに関する情報を入手し、事前にFW,IPS等の設定を変更して対応に努めることとする」とありますが、セキュリティ監視の感度を高めるという観点から、以下のセキュリティ運用業務を重要と考えます。要件追加を推奨いたします。・IPSに対するカスタムシグネチャの作成・適用・ログ相関分析エンジンのロジックの作成・更新	外部との通信における主なる脅威の検知は情報通信網側での機能で、クライアント・サーバ機器側での検知はコンピュータシステム運用となります。従って、記載の対策で十分と考えており、それ以上は加点評価とさせていただきます。	無	
155	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用 ③セキュリティインシデント対応	③セキュリティインシデント対応に関し、セキュリティ監視によってイベントが検知された際に、重要度・緊急度によってレベル分けを行い、それぞれのレベルに応じた対応内容・対応時間目標等が定義されるべきと考えます。また、そのような運用設計を行うことまでを要件とされることを推奨します。	「別添資料09 17.セキュリティ管理①セキュリティインシデント発生時の対応手順の整理」に記載されておりますので、ご確認ください	無	
156	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用 ③セキュリティインシデント対応	③セキュリティインシデント対応に関し、情報漏洩の疑いが発生した場合には、直ちに事実確認及び被害拡大防止、その後の監視と解析、収束判断までの一連のプロセスを行う必要があると考えます。そのために、運用業務として以下の要件をご提案致します。・フォレンジック調査・ログ解析また、機密性の観点から、「自社または自社グループ内にインシデント発生時のフォレンジック業務を実施する体制を有すること。および特殊業務であることから実績を有することが必要なため、過去1年間に3例以上実績を有すること」等の実績を問う要件が必要と考えます。	ご指摘ありがとうございます。「自社または自社グループ内でのフォレンジック業務」に関する事項を追記いたします。なお、実績に関しては、競争性確保のため、記載は見送らせていただきます。	有	別添資料09 システム運用要件「4.9 セキュリティ運用③セキュリティインシデント対応」に以下の通り追記します。 「必要に応じて、自社または自社グループ会社内で、フォレンジック業務を行う。また、マルウェアの検体を分析し、各種ログを横断的に時系列に解析し、原因および影響範囲を特定し対策を行うこと。発生したセキュリティインシデントに対する対応策が対応手順書に定義されていない、もしくはセキュリティインシデントの優先度が高い場合は、システム第一課に確認の上実施する。」
157	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用 ③セキュリティインシデント対応	③セキュリティインシデント対応に関し、「感染拡大を抑えるためには、未知の脅威に対応すること」を問う要件追加が必要と考えます	本意見を踏まえ、インシデント対応に「未知への脅威対応」を追記いたします。	有	別添資料09 システム運用要件「4.9 セキュリティ運用③セキュリティインシデント対応」に以下を追記します。 「・未知への脅威への対応」
158	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用 ③セキュリティインシデント対応	③セキュリティインシデント対応に関し、全世界に拠点を持つ貴機構のセキュリティインシデント対応は、以下の要件も必須であると考えます。・セキュリティインシデント対応は、24時間365日体制を取ること・セキュリティインシデント対応は、セキュリティの専門メンバが行うこと	競争性を鑑み、記載どおりいたします。ただし追加提案は妨げません。そのため技術点を含めた総合評価方式とさせていただきます	無	
159	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 5.1 インフラ導入・設定変更に係わる状況把握・提言 ⑤情報通信網関連業務	以下の要件についても対象と考えられます。ご検討願います。・在外L2BLOCKの保守対応(障害時の交換機器送付等)・在外L2BLOCKの員数管理(交換用機器は本部で在外展開の半数を予備品として保管)	ご指摘ありがとうございます。本意見の内容を追記いたします。	有	別添資料09システム運用要件「5.1 インフラ導入・設定変更に係わる状況把握・提言 ⑤情報通信網関連業務」の該当箇所に以下を追記します。 ■情報通信網運用時 「・在外L2BLOCKの保守対応(障害時の交換機器送付等)・在外L2BLOCKの員数管理(交換用機器は本部で在外展開の半数を予備品として保管)」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
160	II 別添1 調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用全般	昨今の高度なサイバー攻撃への対策として、クライアントから情報を取得することにより複合的なセキュリティ対策を実施することが重要となりつつあります。貴機構環境での対策をより強固にするため、クライアント標的型攻撃対策として有効な以下の要件が必須であると考えます。・Windows OSがクラッシュした場合のメモリダンプ分析ができること・暗号化されてダウンロードされるマルウェアの分析が可能なこと・マルウェア感染後のマルウェアの暗号通信を解読できること・プロキシサーバのログ等と相関分析が行えること・解析結果から対策に役立つExploitコードや悪性URLを抽出できること	必要と考える情報セキュリティ対策を記載しておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点点評価対象とさせていただきます。	無	
161	II 別添1 調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用全般	セキュリティ相関分析サービスは、セキュリティアナリストによる適切な運用が必須であると考えます。そのため、アナリストが24時間365日体制で以下の運用を行うことを問う要件が必要と考えます。 ・相関分析システムにて検知される内容を分析すること ・必要に応じて各デバイスのログやパケットキャプチャデータを総合的に分析し検知内容を判断すること ・相関分析システムの解析精度を高めるために分析ロジックのメンテナンスを随時行うこと また、上記のとおり、機器仕様だけではなくオペレーションとの親和性を考慮することが重要であると考えます。そのため、相関分析システムの製品仕様については基本的なものにとどめ幅広い提案を受けることが可能となると考えます。具体的には、別添資料02.02セキュリティ基盤 要件においては、以下の項番に絞ることをご提案します。「19-1、19-2、19-6、19-14、19-23、19-24、19-25、19-26、19-27」	別契約である情報通信網で同サービスは既に導入済みです。本件では、あくまでもインシデントを検知後、端末機器と通信機器のログを横断的に解析し、原因や影響範囲を特定する業務を中心として捉えております。従いまして、本意見を踏まえ、別添資料09 4.9セキュリティ運用 ②③に上記内容を追記致します。	有	別添資料09システム運用要件「4.9セキュリティ運用」の該当箇所を以下の通り修正します。 ②セキュリティ監視 運用事業者は、セキュリティに関するログおよびメッセージを横断的に24時間365日体制で常に能動的に監視／分析(ログ間の相関チェックも含む。チェック条件については、都度機構と相談にうえ受託者により見直しを行うこと)を行い、異常と疑いのある事象を検知した場合、速やかにセキュリティリーダーの下インシデントの対応を行うこと。 ③セキュリティインシデント対応 運用事業者は、セキュリティインシデントをアラーム等により検知した場合、対応手順書に沿って速やかに対応策を実施する。必要に応じて、マルウェアの検体を分析し、各種ログを横断的に時系列に解析し、原因および影響範囲を特定し対策を行うこと
162	II 別添1 調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.9 セキュリティ運用全般	②セキュリティ監視に関し、SIEMの導入の上で、セキュリティアナリストによる適切な運用が必須と考えます。より、以下の要件を問う必要があると考えます。・SIEMにて検知される内容を分析すること・必要に応じて各デバイスのログやパケットキャプチャデータを総合的に分析し検知内容を判断すること・SIEMの解析精度を高めるために分析ロジックのメンテナンスを行う尚、上記はセキュリティエンジニアが24時間365日体制で下記運用を行うことで有効となるものです。セキュリティエンジニアによる解析能力が重要なポイントですので、セキュリティ管理の専門家の経験、実績、人数等を問うことが必要と考えます。	現行仕様そのままとさせていただきます。ただし追加提案は妨げません。そのため技術点を含めた総合評価方式とさせていただきます	無	
163	II 別添1 調達仕様書		別添資料09システム運用要件 10.1 貴構内・在外利用者向けヘルプデスク ⑪国内拠点IT支援現地出張 ⑫在外IT支援現地出張	国内現地出張が年間5～10回、在外現地出張が年間5～10回の想定と認識しますが、応札者の見積条件をそろえるため、出張先の過去実績をご提示いただけますでしょうか。	時期により、支援を必要とする拠点が異なりますが、在外支援に関しては、2013年度：アジア6か国・大洋州1か国・アフリカ1か国、2014年度：中南米2か国・アフリカ3か国に出張しています。(2014年度は現地出張回数を削減するかわり、リモート対応を手厚く実施) また、国内支援に関しては、IT刷新計画により国内拠点のIT環境整備を進めていることから、機構の国内機関15拠点のいずれも対象となり得ること、東京、横浜は出張回数にカウントしないことを明記いたします。	有	別添資料09システム運用要件「10.1 貴構内・在外利用者向けヘルプデスク」に、出張地域の目安を以下の通り追記します。 ⑪国内拠点IT支援現地出張 「すべての国内機関が支援対象となるが、年間回数の目安には東京国際センター、横浜国際センターを除く13拠点を出張先の対象とする。」 ⑫在外IT支援現地出張 「アジア、大洋州、アフリカ、中南米、中東欧州等すべての地域の在外拠点が支援対象となる。」
164	II 別添1 調達仕様書		別添資料04	機器名の記載がありますが、主なパッケージソフトの記載がありませんので記載をお願い致します。また、どのサーバにDominoが導入されているのか等、具体的な提示をお願い致します。	別添資料04はハウジング対象の業務となりますので、OS、アプリケーションの記載はございません。また、Dominoに関しては、現行ホスティングサービスとして提供されております。	無	
165	II 別添1 調達仕様書		別添資料08 1.1.2立地環境 ①立地場所の条件	東日本大震災を考慮し、安全性を高める為、「主要活断層から約14km離れていること」「海岸線から約30km離れていること」の追記をお願い致します。	ハザードマップにて危険性の指摘がない等必要と考えるデータセンタの要件を記載しておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上のご提案については、内容により加点点評価対象とさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
166	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.1.2立地環境 ①立地場所の条件	大規模災害を考慮し、交通規制の為に、要員が駆けつけることのみならず、大規模災害時の道路規制計画の規制対象外の道路にてアクセスが可能なこと」の追記をお願い致します。	データセンターにおける要員手配の問題は受託者の責任範囲にあるため、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
167	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.2.1耐震対策	より安全性を確保する為、「耐震構造、官庁施設の総合耐震計画基準 I類に準拠」の追記をお願い致します。	震度7クラスの地震に対する耐震構造等必要と考えるデータセンターの要件を記載しておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
168	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.2.2耐火対策	火災の早期発見の為、「超高感度煙検知器を設置すること」の追記をお願い致します。	煙感知器設備等必要と考えるデータセンターの要件を記載しておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
169	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.4.2入退館・入退室管理	マシン室入室時、複数人が同時に入室することを防止する為、「マシン室全室にサークルゲートを用意すること」の追記をお願い致します。	不審者及び部外者の侵入等を防止するための防犯設備等必要と考えるデータセンターの要件を記載しておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
170	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.6電気設備要件	地球環境への配慮と、ランニングコストの低減、電気料金の変動リスク圧縮に寄与する為、ある一定の数値を明示した方が良いと思われ、「PUE(Power Usage Effectiveness)値1.26(※設計値)」の追記をお願い致します。	本意見を踏まえ、PUE目標値を追記します。	有	別添資料08BCP発動時に備えたバックアップDC要件「1.6電気設備要件」を以下の通り修正します。 ・PUE(Power Usage Effectiveness)値<2.0(設計値)を満たすこと。
171	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.8.1フロア要件	大型ストレージ機器等の搭載を考慮し、「床荷重(スラブ):最大1.5t/m ² に耐えられること」の追記をお願い致します。	床荷重については、受託が選定する機器に依存するため、記載のままさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
172	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.8.1フロア要件	阪神大震災の時には主要施設に対して電源の復旧するまで27時間かかったので、24時間以上の無給油連続運転が望ましい為、「自家発電機:冗長構成、満床時72時間無給油連続運転」の追記をお願い致します。	複数の燃料供給会社より優先的に確保できる等必要と考えるデータセンターの要件を記載しておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
173	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.9.1ラック要件	搭載電源容量が少ない場合、ラック数の増加が見込まれる為、ある一定の基準を設けた方が良いと思われ、「ラック供給電力(定格電力):最大8kVA」の追記をお願い致します。	指摘ありがとうございます。ハウジング機器については現行25ラック、110KWで運用しており、今回そのままの構成で移行を考えております。	無	
174	II別添1調達仕様書		別添資料08 1.10.1環境要件	将来の金融系システムサーバの移設を考慮し、「プライバシーマーク、ISO/IEC27001」「FISC安全対策基準(設備基準)に準拠 ※FISC: Center for Financial Industry Information Systems)」の追記をお願い致します。	入館者の権限に応じた、セキュリティ区画の制限等必要と考えるデータセンターの要件を記載しておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
175	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.01サービス構成基盤 「1-8朝夕ピーク時の端末デスクトップ(OS)起動時間60秒以内を達成するためにサーバ構成やユーザプロファイルの環境の最適化を行うこと。」	NWIに依存するので、サーバ側のサービス提供環境のみでこれを決めるのは難しいです。また、起動時間については、電源ONから起動までの時間か、ログオンまでか等、明確に定義をお願いします。	ご意見を踏まえ、端末の電源ONからデスクトップ画面が利用できるまでの目安時間を2分以内と修正いたします。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.01サービス構成基盤の該当箇所を以下の通り修正します。 1-8 「朝夕ピーク時に端末の電源ONからデスクトップ(OS)が利用できるまでの起動目安時間2分以内となるように、サーバ構成やユーザプロファイルの環境の最適化を行うこと。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
176	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_01サービス構成基盤 「3-1JICAクライアントPCに対して、動的にIPアドレスを払い出すことができること。」	全拠点が対象となるのでしょうか。	全拠点が対象です。	無	
177	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_01サービス構成基盤 1認証ディレクトリ(LDAP)サービス	.02セキュリティ基盤 のクライアントセキュリティ 10 ID・パスワード管理サービスに記載されている10-1及び10-2の内容は、こちらに記載されるのが適当と考えます。(通番35、36参照)	ご意見は承りましたが、一部重複する機能も、切り口が異なる場合はあえて記載しており、このままといたします。	無	
178	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティ基盤 クライアントセキュリティ 10 ID・パスワード管理サービス機能仕様 「10-1認証ディレクトリ(LDAP)サービスの標準機能を利用して、ログオンアカウントのID、パスワード管理を行うこと。」	10-1についてはサービス構成基盤、1の中の認証ディレクトリ(LDAP)サービスへ記載すべき内容ではないでしょうか。これはAD側での管理となる為、クライアント側での記述する内容ではないと思われます。	ご意見は承りましたが、一部重複する機能も、切り口が異なる場合はあえて記載しており、このままといたします。	無	
179	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティ基盤 クライアントセキュリティ 10 ID・パスワード管理サービス機能仕様 「10-2認証ディレクトリ(LDAP)サービスを利用して、情報共有基盤のIDを一元管理すること。」	10-2についてはサービス構成基盤、1の中の認証ディレクトリ(LDAP)サービスへ記載すべき内容ではないでしょうか。これはAD側での管理となる為、クライアント側での記述する内容ではないと思われます。	ご意見は承りましたが、一部重複する機能も、切り口が異なる場合はあえて記載しており、このままといたします。	無	
180	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティ基盤 14 メール監査サービス機能仕様 「14-1電子メールのアーカイブデータの保管場所を含む保管方法は、最も効率的かつ費用対効果の高い方法とすること。」	本項の記述は、機能仕様では無いとの認識です。	本ご意見を踏まえ、機能仕様に変更いたします。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティ基盤「14 メール監査サービス機能仕様」の該当箇所を 修正前「14-1電子メールのアーカイブデータの保管場所を含む保管方法は、最も効率的かつ費用対効果の高い方法とすること。」 修正後「14-1電子メールのアーカイブデータを保管する際は、効率的かつ費用対効果の方式で実現できること。」
181	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティ基盤 ネットワークセキュリティ 18 不正侵入防止サービス(IPS)検知・遮断機能 「18-7セキュリティ的な脅威やプログラムの脆弱性が発見された場合、即座に対策モジュールを開発し、当該機器へ配布(反映)し、適用できること。」	「即座に対策モジュールを開発し」と記載がありますが、程度が曖昧です。具体的に記載いただくか、「即座に」の記述を削除頂くようお願いいたします。	緊急度の高いインシデントについては、数週間、数カ月後の対応では明らかに遅いと思われ、社会一般通念上の速やかな対応を求めます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
182	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_02想定スペック 次期情報共有基盤の想定スペック基本事項・画面遷移の所要秒数(性能の目安)	具体的にどの画面が対象となるのでしょうか。	全社ポータル各画面間の切替の所要秒数になります。(例:トップページから部発信ページへの遷移、部発信ページ内で各コンテンツの詳細ページへの遷移)	無	
183	II別添1調達仕様書		別添資料04業務系システム構成(ハウジング対象) コンセント形状	お見積りにあたり、コンセント形状の情報が必要となります。各機器のコンセント形状について、ご教示ください。	通常の3極のコンセントを前提としてください。	無	
184	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 3.サービスデザイン 3.3運用設計 ④運用設計資料の付随資料の作成運用設計の際に、電子申請化したほうが効率的と思われる運用業務については、電子申請の設計・開発を行うこと。	電子申請の設計・開発は必須要件となりますでしょうか。必須要件であるなら、その旨を明記して記載するように御願います。	必須ではございませんが、効率的に管理・運営する上では、受託者に判断のもと電子化されることを推奨いたします。また、現行の情報共有基盤上で電子申請化されており、機構が継続利用を特に推奨するものに関しては、「別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_03移行対象データベース一覧(1)」表中に「同等ツールの提供を推奨」する旨記載しております。	無	
185	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.サービスオペレーション 4.3ジョブ運用 ①ジョブスケジュール管理運用事業者は、運用範囲内のDBメンテナンス等ジョブのスケジュールリングを行い、これら定期ジョブも含めて全てのジョブの管理を実施する。また、実行したジョブの状況を監視し、通常と比較し著しい遅れが発生している場合は、原因調査を行う。 ④ジョブ実行結果の確認運用事業者は、ジョブ実行結果の確認を行う。ジョブ実行結果が正常終了条件に合致しない場合は、原因調査を行う。	運用事業者は、運用事業者が用意した基盤系サービスにてアラートが上がった場合は、原因解析、対応を行う想定しておりますが、各業務系システムにてアラートが上がった場合、原因調査は行わず、一次切り分けまでを実施し、原因解析については各システム所管部署および保守事業者の担当と想定しております。一次切り分けは、受託後、システムの所管部署および保守事業者と調整の上、決定する認識ですが、認識相違がないかご確認お願いいたします。	相違ございません。	無	
186	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 4.サービスオペレーション 4.4バックアップ運用 ⑦媒体の廃棄と廃棄証明書の発行使用不要になるなど、必要に応じて媒体の廃棄を行う。	「必要に応じて」で問題ないのでしょうか。記憶媒体の廃棄時には廃棄証明書を取得することが一般的なことであり、情報漏洩のリスクを低減に資すると考えられますので、「原則」と記載するのが適切と考えますがいかがでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり、「原則」が適切であると考えますのでそのとおり修正します。	有	添資料09システム運用要件「4.4バックアップ運用」の該当箇所を以下の通り修正します。 修正前:「⑦媒体の廃棄と廃棄証明書の発行使用不要になるなど、必要に応じて媒体の廃棄を行う。」 修正後:「⑦運用事業者は、確実に読み取り不可能で再使用できない状態にしてから破棄を行う。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
187	II別添1調達仕様書		別添資料09 システム運用要件 運用事業者は、システムのハードウェア 更新・追加要求に関する妥当性を資源 利用実績・状況等から精査し、その結果 を国際協力機構に報告する。運用事業 者は、機構が決定したハードウェア更 改・追加の計画を把握し、計画に沿った 作業が実施されていることを確認する。	運用事業者が提供している基盤サービス以外のホスティングシステムも対象と見えますが、ホスティングシステムについては各保守事業者にて対応するとの認識です。認識齟齬がなければその旨を記載いただきたくお願いします。	ハウジングサービスにおいても、全体の最適化およびIT統制上の観点から、過去の様々な経験、実績に基づく助言、提案を求めています。具体的な対応については、各保守事業者と機構が協議を行い決定いたします。	無	
188	II別添1調達仕様書		別添資料09 システム運用要件 8.BCP発動時に備えたバックアップDC の運用 ①BCP発動時の運用業務・監視はネット ワーク機器へのpingによるもののみとし その他は目視～	記載されているパターンファイルの更新など、BCP発動時に例外的に行わないようにする点はあるものの、原則、監視は平時と同様で良いのではないのでしょうか。ネットワーク機器のping確認では、ITサービスを提供していることの担保にならず、またBCP発動時に目視などでオペレーターに負荷をかけることは、現実的ではないと考えます。	記載のままとなりますが、追加でご提案いただいても、問題ありません。	無	
189	II別添1調達仕様書		別添資料09 システム運用要件 9.TV会議システムの運用・保守サービス 9.1 運用業務 ②本部TV会議室の運用A.1 利用予約 の受付TV会議室の利用予約を予約シ ステムから受け付ける。受け付けた利用 予約は、運用事業者が予約システムを 準備し管理すること。	【意見】ユーザが利用する予約システムと運用事業者が準備する予約システムをシステムの連携することは許容されますでしょうか。 【理由】情報共有基盤を実装する製品に指定されている日本マイクロソフト社製グループウェアと連携させることで、運用コストの削減につながる可能性がございます。	ユーザが利用する予約システムと運用事業者が準備する予約システムをシステムの連携してもかまいません。	無	
190	II別添1調達仕様書		別添資料09 システム運用要件 10. サービス管理 10.1 ②内容の切り分け運用事業者は、受け 付けた問い合わせ内容を把握し、過去 に同様の問い合わせ内容や対応があっ たか、自社ナレッジを確認し、その上で 対応方針を判断する。	ヘルプデスク向けの自社ナレッジ確認、対応については現行ですすでにヘルプデスク向けの専用のシステムがあり引き継ぐ形でしょうか。それとも、本調達にて1からシステムおよび運用を構築する想定でしょうか。	次業者に一から構築して運用して頂くことにこととなります。	無	
191	II別添1調達仕様書		別添資料09 システム運用要件 13.リリース管理 ③リリース作業の計画	リリース作業の計画では、コンティンジェンシープランの策定を行うべきではないでしょうか。	機構では既にBCP発動を想定し、コンピュータシステム運用においても手順書が作成されています。従いまして、受託者は本資料をもとに新たに設計・準備フェーズで作成していただく必要があります。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
192	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall)	「16-2 ステートフルインスペクション機能を有し、不正パケットをドロップできること」と要件に御座いますが、ディープパケットインスペクション方式の機能要件に変更することを意見として提案致します。 【理由】 ステートフルインスペクション方式でのファイアウォールではL4プロトコルやポート番号のみでの制御となり、十分なセキュリティ対策にならないと考えます。ウイルス等不正な通信は、パケットのデータ部分に潜んでいることが多く、ディープパケットインスペクション方式のファイアウォールにより、データ部分まで検査することがセキュリティ要件として必要と考えます。	アクセスログ、ブロックログ等の各種ログを電子データで蓄積等必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
193	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall)	「16-13 セキュリティインシデント等を、管理者宛にメール送信できる機能を有していること」と要件に御座いますが、下記要件に変更することを意見として提案致します。 「セキュリティインシデント等を、管理者宛にメール送信できる機能を有していること。また、必要に応じてPDF形式のレポートを定期的に電子メールに添付して送付する機能を有すること」 【理由】 ファイアウォールから定期的に送信されるレポートを定期的にチェックすることにより、従来の警告イベントの通知機能だけでは把握が難しい脅威や通信の動向把握が可能となり、セキュリティインシデント発生時のみでなく、脅威の発生や異常通信発生時における早期対処が可能になります。	各種レポート機能や調査レポート抽出機能等必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
194	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall)	「16-14 アクセスログ、ブロックログ等の各種ログを電子データで蓄積し、専用ツールから検索可能であること」と要件に御座いますが、下記要件に変更することを意見として提案致します。 「IPアドレス、プロトコル、ポート番号等のレイヤー4レベルの情報、通信先の国情報、通信で使用したアプリケーション種別情報の各種ログ情報が取得可能であり、専用ツールから収集、管理、分析、解析が可能であること」 【理由】 近年のアプリケーションの進化に伴い、レイヤー4プロトコルやポート番号だけでは、ログに記録された情報から通信の種類を識別することが困難であること、また、通信ログに通信元/通信先を含めることにより公開サービスの提供対象外となる国からの不必要なアクセスの早期発見により、システムリソースの無駄な消費やサイバー攻撃の可能性を低減させるための対策を迅速に行うことが重要であると考慮しております。	アクセスログ、ブロックログ等必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
195	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall)	「16-15 リアルタイムの攻撃情報等の各種レポート機能や調査レポート抽出機能を有し、それを一覧的に分析・表示できること」と要件に御座いますが、下記の要件に変更することを意見として提案致します。 「リアルタイムの攻撃情報等の各種レポート機能や調査レポート抽出機能を有し、ログの分析により経過時間毎の脅威発生状況グラフ表示や、国別のインバウンド・アウトバウンド脅威の発生数を世界地図上にグラフィカルに表示する機能を有すること」 【理由】 ログの自動解析による脅威発生状況のグラフ表示や世界マップ表示、ログ管理項目に“通信先の国情報”や“通信で使用したアプリケーション種別情報”を含めることにより、標的型(新しいタイプの)攻撃に代表される重大な被害をもたらすサイバー攻撃が行われた際、原因の特定を迅速に行うことが可能になります。	各種レポート機能や調査レポート抽出機能等必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
196	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall)	Firewallの要件に、インバウンド・アウトバウンド双方のトラフィックで用いられているアプリケーションを識別する機能を実装し、トラフィックの可視化を実施することを意見として提案致します。 【理由】 昨今はHTTP(TCP80番ポート)、HTTPS(TCP443番ポート)など、ウェブブラウジングで用いられるポートを利用したアプリケーション・サービスが増加しています。例えば、掲示板・SNSを通して悪意のあるサイトへの誘い込みや、ストレージサービスなどを通しての情報漏洩など、セキュリティを脅かすポイントが数多く存在します。そこで、同じポート番号でもどのようなアプリケーション・サービスに対するトラフィックなのかを認識できる、アプリケーション識別の機能を用い、業務に関係のないトラフィックを認識・排除し、セキュリティを強化することが可能です。	別契約となる情報通信網の機能の中で、総合的に実施済であるため、記載のままとします。	無	
197	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16. 不正アクセス禁止サービス (Firewall)	Firewallの要件に、マルウェアサイト・有害サイトへのアクセスを検知・ブロックする、URLフィルタリングの機能を追加することを意見として提案致します。 【理由】 昨今の情報漏洩問題に見られるように、メール本文にマルウェアをダウンロードさせるURLを貼り付けそれをクリックさせる、いわゆる「誘い込み」の手口は、近年の標的型攻撃の典型例です。このようなサイトへのアクセスにより、端末にマルウェアがダウンロードされ、情報漏洩につながる危険性があります。そこで、悪意のあるサイトへのアクセスを検知・ブロックする機能をファイアウォールで具備することにより、エンドユーザが悪意のURLにアクセスしようとしても、それを防御することが可能です。	別契約となる情報通信網の機能の中で、マルウェア対策を実施済であるため、記載のままとします。それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
198	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16. 不正アクセス禁止サービス (Firewall)	Firewallの要件に、インバウンド・アウトバウンド両方に対応した、ファイルブロッキングの機能を有することを意見として提案致します。 【理由】 インバウンドのトラフィックで、ファイルの拡張子だけでなくペイロード部分までインスペクションし、悪意のある可能性のあるファイルをブロックする機能は不正アクセス対策として必要と考えます。 また、アウトバウンドのトラフィックで、データの流出をチェックすることで、情報漏洩を防止する対策が必要と考えます。	別契約となる情報通信網の機能の中で、マルウェア対策を実施済であるため、記載のままとします。それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
199	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall)	Firewallの要件に、インバウンド・アウトバウンドのトラフィック情報を分析し、ポットに感染している可能性のある端末をリストアップする機能を有することを意見として提案致します。 【理由】 端末がポット(攻撃用プログラム)に感染し、ユーザの意図しないサイトに繰り返しアクセスをしたり、ユーザが認識していないうちに情報が搾取されているといったセキュリティ脅威があります。このような感染端末は早期に発見し、ポットを駆除する必要があります。ポットを発見するには、ユーザ単位でトラフィックを集計し、特定のURLに繰り返しアクセスしていないか、などポットに感染した端末が発生しがちなトラフィックの特性をもつ端末を洗い出す機能が必要と考えます。	別契約となる情報通信網の機能の中で、マルウェア対策を実施済であるため、記載のままとします。それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
200	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall) 18.不正侵入防止サービス(IPS)	18.不正侵入防止サービス(IPS)の要件を、16.不正アクセス禁止サービス(Firewall)の要件にし、統合することを意見として提案致します。 【理由】 FirewallとIPSが別筐体の場合、ログを突合しなければ脅威が浮き彫りにならない場合が多くあります。FirewallでIPS機能を実装しログの一元管理を行うことで、異常な通信を把握しやすくなることで、セキュリティ基盤の強化が出来ると考えます。また、機器を統合することで、運用管理負荷(管理工数)の軽減が図られ、サービスコストの削減効果があると考えます。	別契約となる情報通信網の機能の中で、各種ログを横断的に解析する仕組みを導入済であるため、記載のままとします。それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
201	II別添1調達仕様書		別紙資料02 基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 16.不正アクセス禁止サービス (Firewall) 18.不正侵入防止サービス(IPS)	18.不正侵入防止サービス(IPS)の要件を、16.不正アクセス禁止サービス(Firewall)の要件として、未知のマルウェアを検知するために、サンドボックス機能を有することを意見として提案致します。 【理由】 昨今の情報漏洩事件に見られるように、マルウェアの亜種が侵入しても、既知のマルウェアの情報しか持たないシグニチャベースのIPSでは防御できません。未知のマルウェアへの対抗策として、サンドボックスにて被疑のファイルを展開し、いち早くマルウェアを発見し、それに対するシグニチャを即時に作成し、Firewall、IPSに反映することにより2台目以降の感染を阻止するアプローチが必要と考えます。	別契約となる情報通信網の機能の中で、マルウェア対策を実施済であるため、記載のままとします。それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
202	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 03.認証基盤 現行事業者からの引き継ぎ事項	現行事業者から無償で引き継がれる範囲について、より明確にご提示下さい。システム(資産、ライセンス等含み)一式を引き継ぐことが可能で、次期事業者は引き継がれるツールを、新たなライセンス等を投入することなく、自由に操作可能という認識でよろしいでしょうか。事業者側の解釈が不十分になる可能性がありますので、ご検討願います。	引継対象は、当該項目に記載されたもののみ(プログラム、スクリプト、設定類)であり、認証基盤を構成するハードウェアおよびパッケージ製品は含んでおりません。当該資産を引継ぎ利用する場合は、これらの動作環境を受託者が準備する必要があります。また当該資産は、既存EIAツールおよびADと連携しており、継続して利用する場合は、受託者が準備するこれらに相当する機能と連携が図れ、要件を満たすことを確認する必要があります。ご指摘を踏まえ、より明確な表現に修正致します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件03.認証基盤「現行事業者からの引き継ぎ事項」を以下の通り修正します。 「 1. 認証基盤サービスの要件 2. 認証基盤サービスに関する機構内システムの一覧(機器、パッケージ製品は含まれない) 3. データ変換に使用するツールのスクリプト(ソースコード) 4. 開発工程における各種成果物 注意すべき事項 ・現在連動しているEAIツール(Webmethod 8)は、バージョンが新しくなっているため、スクリプトの修正が必要な場合がある。 ・当該資産を引き継ぐ場合でも、上記要件を満たす環境を準備し検証する必要がある。」
203	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 03.認証基盤 現行事業者からの引き継ぎ事項	『認証基盤サービスに関しては、以下の要綱にて、現行運用業者から次期運用業者に無償で引き継がれる。』との記載がございますが、システム自体の引き継ぎがされる(現行システムの継続利用が可能)との理解でよろしいでしょうか。その場合は、現行で利用されている認証基盤サービスの具体的製品名(バージョン含めて)についての記載をお願いいたします。	引継対象は、当該項目に記載されたもの(プログラム、スクリプト、設定類)のみであり、認証基盤を構成するハードウェアおよびパッケージ製品は含んでおりません。当該資産を引継ぎ利用する場合は、これらの動作環境を受託者が準備する必要があります。また当該資産は、既存EIAツール(Webmethod 8およびADと連携しており、継続して利用する場合は、受託者が準備するこれらに相当する機能と連携が図れ、要件を満たすことを確認する必要があります。ご指摘を踏まえ、より明確な情報を追記致します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件03.認証基盤「現行事業者からの引き継ぎ事項」を以下の通り修正します。 「 1. 認証基盤サービスの要件 2. 認証基盤サービスに関する機構内システムの一覧(機器、パッケージ製品は含まれない) 3. データ変換に使用するツールのスクリプト(ソースコード) 4. 開発工程における各種成果物 注意すべき事項 ・現在連動しているEAIツール(Webmethod 8)は、バージョンが新しくなっているため、スクリプトの修正が必要な場合がある。 ・当該資産を引き継ぐ場合でも、上記要件を満たす環境を準備し検証する必要がある。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
204	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 03認証基盤	移行したシステムを利用する場合は、本記載事項の要件は満たすことの確認ができません。そのためシステム引継を行う場合は、本要件を満たす事についての確認はしなくても良い理解ですが認識としてあっておりますでしょうか。	引継対象は、当該項目に記載されたもの(プログラム、スクリプト、設定類)のみであり、認証基盤を構成するハードウェアおよびパッケージ製品は含んでおりません。当該資産を引継ぎ利用する場合は、これらの動作環境を受託者が準備する必要があります。また当該資産は、既存EIAツール(Webmethod 8およびADと連携しており、継続して利用する場合は、受託者が準備するこれらに相当する機能と連携が図れ、要件を満たすことを確認する必要があります。ご指摘を踏まえ、より明確な情報を追記致します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件03.認証基盤「現行事業者からの引き継ぎ事項」を以下の通り修正します。 「1. 認証基盤サービスの要件 2. 認証基盤サービスに係る機構内システムの一覧(機器、パッケージ製品は含まれない) 3. データ変換に使用するツールのスクリプト(ソースコード) 4. 開発工程における各種成果物 注意すべき事項 ・現在連動しているEAIツール(Webmethod 8)は、バージョンが新しくなっているため、スクリプトの修正が必要な場合がある。 ・当該資産を引き継ぐ場合でも、上記要件を満たす環境を準備し検証する必要がある。」
205	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 05EAI・共通基盤現行事業者からの引き継ぎ事項	現行事業者から無償で引き継がれる範囲について、より明確にご提示ください。システム(資産、ライセンス等含み)一式を引き継ぐことが可能で、次期事業者は引き継がれるツールを、新たなライセンス等を投入することなく、自由に操作可能という認識でよろしいでしょうか。事業者側の解釈が不十分になる可能性がありますので、ご検討をお願いします。また、引き継ぎに関し新規事業者は現行事業者からのサポートを得られるという理解でよろしいでしょうか。本件は現行事業者のみ知り得る内容であり、公平性担保のため新規事業者への支援を頂くことを検討下さい。	引継対象は、当該項目に記載されたもの(プログラム、スクリプト、設定類)のみであり、EAI・共通基盤を構成するハードウェアおよびパッケージ製本は含んでおりません。当該資産を引継ぎ利用する場合は、これらの動作環境を受託者が準備し要件を満たしているか確認する必要があります。当該システムは現在EAIツール(Webmethod 8)を用いて作成されております。なお、本件に関する設計資料は引継時に受託者に開示されるので、引継業務の一環で、支援を受けることは可能です。ご指摘を踏まえ、より明確な情報を追記致します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件05EAI・共通基盤「現行事業者からの引き継ぎ事項」を以下の通り修正します。 1. EAI基盤サービスの要件 2. EAI基盤サービスに係る機構内システムの一覧(機器、パッケージ製品は含まれない) 3. データ変換に使用するツールのスクリプト(ソースコード) 4. 開発工程における各種成果物 注意すべき事項 ・現在市販されている同ツール(Webmethod 8)は、バージョンが新しくなっているため、スクリプトの修正が必要な場合がある。 ・EAI基盤に関しては統廃合を含む大きな変更も可能性としては存在し、その際には別途機構と協議を行うこととする。 ・当該資産を引き継ぐ場合でも、上記要件を満たす環境を準備し検証する必要がある。」
206	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 05EAI・共通基盤現行事業者からの引き継ぎ事項	『EAI基盤サービスに関しては、以下の要綱にて、現行運用業者から次期運用業者に無償で引き継がれる。2018年～2019年に予定される業務システムの更改、共通DB基盤の導入に伴いEAI基盤の見直しが予定されていることから、本運用開始当初は、現行事業者から引き継ぐシステムの利用を推奨する。』との記載がございしますが、システム自体の引き継ぎがされる(現行システムの継続利用が可能)との理解で宜しいでしょうか。その場合は、現行で利用されている共通基盤EAI(AP)サービス、EAI(DB)サービスの製品名についての記載をお願いいたします。	引継対象は、当該項目に記載されたもの(プログラム、スクリプト、設定類)のみであり、EAI・共通基盤を構成するハードウェアおよびソフトウェアは含んでおりません。当該資産を引継ぎ利用する場合は、これらの動作環境を受託者が準備し要件を満たしているか確認する必要があります。当該システムは現在EAIツール(Webmethod 8)を用いて作成されております。ご指摘を踏まえ、より明確な情報を追記致します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件05EAI・共通基盤「現行事業者からの引き継ぎ事項」を以下の通り修正します。 1. EAI基盤サービスの要件 2. EAI基盤サービスに係る機構内システムの一覧(機器、パッケージ製品は含まれない) 3. データ変換に使用するツールのスクリプト(ソースコード) 4. 開発工程における各種成果物 注意すべき事項 ・現在市販されている同ツール(Webmethod 8)は、バージョンが新しくなっているため、スクリプトの修正が必要な場合がある。 ・EAI基盤に関しては統廃合を含む大きな変更も可能性としては存在し、その際には別途機構と協議を行うこととする。 ・当該資産を引き継ぐ場合でも、上記要件を満たす環境を準備し検証する必要がある。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
207	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 05EAI・共通基盤現事業者からの引き継ぎ事項	上記に関連してシステムが引き継がれる場合は、機器単位での引継ぎとなりますでしょうか。それとも、システムイメージ(仮想イメージ、バックアップ等)の引き渡しとなりますでしょうか。引継ぎの方式について教えてください。	引継対象は、当該項目に記載されたもの(プログラム、スクリプト、設定類)のみであり、認証基盤を構成するハードウェアおよびソフトウェアは含んでおりません。当該資産を引継ぎ利用する場合は、これらの動作環境を受託者が準備し要件を満たしているか確認する必要があります。当該システムは現在EAIツール(Webmethod 8)を用いて作成されております。ご指摘を踏まえ、より明確な情報を追記致します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件 05EAI・共通基盤「現事業者からの引き継ぎ事項」を以下の通り修正します。 1. EAI基盤サービスの要件 2. EAI基盤サービスに係る機構内システムの一覧(機器、パッケージ製品は含まれない) 3. データ変換に使用するツールのスクリプト(ソースコード) 4. 開発工程における各種成果物 注意すべき事項 ・現在市販されている同ツール(Webmethod 8)は、バージョンが新しくなっているため、スクリプトの修正が必要な場合がある。 ・EAI基盤に関しては統廃合を含む大きな変更も可能性としては存在し、その際には別途機構と協議を行うこととする。 ・当該資産を引き継ぐ場合でも、上記要件を満たす環境を準備し検証する必要があります。
208	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 05EAI・共有基盤 全般	後方に本システムについては現事業者より引き継がれるとの記載がありますが、引き継がれた場合、現行製品が明らかになっていない場合、本要件を満たすことの確認ができません。そのためシステム引継を行う場合は、本要件を満たす事についての確認はしなくても良いと理解して宜しいでしょうか。	引継対象は、当該項目に記載されたもの(プログラム、スクリプト、設定類)のみであり、認証基盤を構成するハードウェアおよびソフトウェアは含んでおりません。当該資産を引継ぎ利用する場合は、これらの動作環境を受託者が準備し要件を満たしているか確認する必要があります。ご指摘を踏まえ、より明確な情報を追記致します。ご指摘を踏まえ、より明確な情報を追記致します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件 05EAI・共通基盤「現事業者からの引き継ぎ事項」を以下の通り修正します。 1. EAI基盤サービスの要件 2. EAI基盤サービスに係る機構内システムの一覧(機器、パッケージ製品は含まれない) 3. データ変換に使用するツールのスクリプト(ソースコード) 4. 開発工程における各種成果物 注意すべき事項 ・現在市販されている同ツール(Webmethod 8)は、バージョンが新しくなっているため、スクリプトの修正が必要な場合がある。 ・EAI基盤に関しては統廃合を含む大きな変更も可能性としては存在し、その際には別途機構と協議を行うこととする。 ・当該資産を引き継ぐ場合でも、上記要件を満たす環境を準備し検証する必要があります。
209	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 07_小規模システム基盤 41ファイル メーカーシステムサービス	41-1 『機構が保有するサーバ、ソフトウェアライセンスを使用すること』とありますが、貴機構が保有するサーバ、ソフトウェアライセンスを使用するうえで、提案事業者はサーバのEOL等に責を負う必要は無いという認識でよろしいでしょうか。他にも条件がありましたら、ご提示願います。	ご指摘のとおりライセンスEOLに伴う、直接の責はございません。	無	
210	II別添1調達仕様書		別添資料04業務系システム構成(ハウジング対象)	各ラックのラックの搭載設計については、本事業者により実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ラック構成は現行のままを想定しております。説明が不足していたため、その旨を調達仕様書に追記いたします。	無	調達仕様書「3.3.3 移行要件」の該当箇所の記載内容を以下の通り修正します。 修正前:「～5月末までにすべて作業を完了すること。」 修正後:「～5月末までにすべて作業を完了すること。なお、安全性を考慮し、ラック構成は原則移設後も移設前と同様とする。」
211	II別添1調達仕様書		別添資料04業務系システム構成(ハウジング対象)	電力について電圧(V)の記載がございませんが、全て100Vでの提供でも宜しいでしょうか。200V電源の供給が必須の場合はその旨明記下さい。	基本100Vとなりますが、データセンターの要件として、200V電源供給環境が備わっている必要があります。	無	
212	II別添1調達仕様書		別添資料08BCP発動時に備えたバックアップDC要件 1.9.1ラック要件 ①ラックの規格	P5『構築事業者、保守事業者等が調達・設置した持込ラックを使用しているシステムについては、そのまま使用可能であること』との記載がございますが、構築事業者・保守事業者とはハウジング対象の各業務システム事業者との理解で宜しいでしょうか。その場合BCPサイトには他システムへのハウジング提供要件が存在しないため、本要件は不要と考えますので削除を推奨します。	バックアップDCの機能要件を満たすためには、別契約である情報通信網との接続も必要で、これらの機器の持込設置は必須と考えております。従って、記載のままいたします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
213	II別添1調達仕様書		別添資料09システム運用要件 6 ITコンシェルジュサービス ③運用業務全体の状況把握	P7注記(※)に、『担当者は、運用事業者の直属社員とする』とありますが、共同企業体による提案の場合は、『共同企業体の構成員の直属社員とする』と解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	無	
214	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 11	次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 クライアントで実行される全ての実行ファイル(EXE, DLL)のMETA情報を自動的にグローバル脅威情報及びローカル脅威情報との照合する機能を有すること。 【理由】 怪しいファイルを複数の脅威情報と照合することにより、ウイルス駆除定義ファイルでは検知できない新種ウイルスの検知精度を向上することが可能になるため。	最新のマルウェアの検知・駆除等必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
215	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 11	次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 ウイルス駆除定義ファイルでは未対応の新種ウイルスのハッシュ値を管理サーバへ登録することにより、当該ハッシュ値のファイルの障害防止(駆除・ブロック)の自動適用をできる機能を有すること。 【理由】 サンドボックス等で新種ウイルスを解析して不正なファイルと判断されても、ウイルス駆除定義ファイルに反映されるまで時間を要します。この機能によりウイルス駆除定義ファイルのリリース前に新種ウイルス対策の対応が可能になるため。	最新情報にアップデート可能等必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
216	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 18	「機能仕様」-「検知・排除機能」に「DoS対策機能」の項目として、次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 閾値ベースでのDoS検知技術とネットワークトラフィック特性をプロファイリングする機能(自己学習プロファイリング機能)によるDoS検知技術の両方を有していること。 【理由】 「01_実施要項案_別添1 調達仕様書本文」にある不正侵入防止サービス(IPS)では、DoS(サービス拒否攻撃)対策についても記載されていますが、「別添資料02 基盤系サービスシステム要件」に記載されている要件ではDoS対策に対して不十分と考えられるため。	DoS検知等は別契約である情報通信網で対策済で、本調達で別途必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
217	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 18	「機能仕様」-「管理仕様等」に次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 セキュリティログ分析ツールと連携し、セキュリティログ分析ツールの分析結果を基に、通信のブロックなどを行うためのAPIを備えていること。 【理由】 ウイルスのインシデント発生時において、迅速に対処することが非常に重要と考えています。セキュリティツールの連携を図ることにより、セキュリティインシデントの終息まで時間短縮が可能になるため。	セキュリティ機器同士の連動等は別契約である情報通信網で対策済で、本調達で別途必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
218	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 18	「機能仕様」-「検知・遮断機能」に次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 シグネチャレスでポットネット通信を検知可能な機能を有すること。 【理由】 標的攻撃に対して出口対策が有効と考えています。但し、昨今の標的攻撃は巧妙になってきており、シグネチャレス(振る舞い検知)で検知することが必要になってきていると考えられるため。	標的型攻撃検知等は別契約である情報通信網で対策済で、本調達で別途必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
219	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19-4	以下の要件への修正をご提案します。 修正前) 絞り込み検索、四則演算、統計処理が可能であること。 修正後) 絞り込み検索、分析に必要な計算処理、統計処理が可能であること 【理由】 四則演算と絞ってしまうことで、加算・減算・乗算・除算のすべてができなければいけないと捕らえられてしまいますが、実際の分析処理においては主に加算ができるだけで十分要件を満たすことができます。使うことがほとんどない減算・除算・除算には言及しないことで、製品選定の幅を広げ、よりよい構成をご提案するため。	本意見を踏まえ、四則演算を削除します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件の該当箇所の記載内容を以下の通り修正します。 修正前「19-4 絞り込み検索、四則演算、統計処理が可能であること」 修正後「19-4 絞り込み検索、統計処理が可能であること」
220	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19-17	以下の要件への修正をご提案します。 修正前) 検索クエリの分散処理が可能であること。 修正後) 検索クエリの分散処理が可能であること。或いは、高速に処理するために最適化されたアーキテクチャーであること。 【理由】 分散検索は高速化の一つの手法であり、その他にも高速・最適化の手法があり、製品選定の幅を広げ、よりよい構成をご提案するため。	本意見を踏まえ、「検索クエリの負荷分散が可能であること」に修正します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件の該当箇所の記載内容を以下の通り修正します。 修正前「19-17 検索クエリの分散処理が可能であること」 修正後「19-17 検索クエリの負荷分散が可能であること」
221	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19-24	以下の要件への修正をご提案します。 修正前) 蓄積容量を20GB/1日程度を目安として、ログ管理サービスを提供すること。 修正後) 蓄積容量を20GB/1日程度を目安として、ログ管理サービスを提供すること。また、20GB/1日を超えた場合でもログの取り込み・検索・分析を継続できること。ただし5年間の蓄積容量は、36.5TBを有すること。 【理由】 インシデント発生時は予測を超えて大量にログが発生する可能性があるため。	ご意見は承りましたが、必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
222	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19	次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 メーカーが提供するシグネチャファイルを自動的に取り込み、相関分析ルールに加える事が可能であること。 【理由】 セキュリティ脅威は日々進化し、それに合わせて分析ルールをカスタマイズする必要があるため。	ご意見は承りましたが、必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
223	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19	次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 ログ情報とフロー情報(ネットワークレベルの接続情報)を組み合わせた相関分析ルールが作成可能であること。 【理由】 機器から発生するログと通信フロー情報を組み合わせることにより、より高度なセキュリティ分析が可能であるため。	ご意見は承りましたが、必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
224	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19	次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 IPアドレスを有する全てのログに対して、メーカーが提供するIPレピュテーション情報を参照し不正な通信を検出可能であること。 【理由】 相関分析だけでなく、IPレピュテーション情報と突合することにより、より高度な分析が出来るため。	ご意見は承りましたが、必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
225	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19	次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 新種のウイルスが発見された際、過去に遡ってそのウイルスが他のクライアントに侵入していないか自動的に検索できること。 【理由】 ウイルス感染した際、そのクライアントだけではなく、他のクライアントにも感染している可能性があります。通常、その調査に多大の時間を要しますが、この機能により、インシデントレスポンスの対応を敏速化できるため。	ご意見は承りましたが、必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
226	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 19	次の文言の追加をご検討いただけますでしょうか。 感染が疑われる端末を発見した際に、ウイルス対策ソフト管理ツールと連携し、クライアントヘディスクのスキャン等を自動的に制御が出来ること。 【理由】 インシデント発生時に敏速に対応できる必要があるため。	ご意見は承りましたが、必要と考える情報セキュリティ対策を要件としておりますので、記載のままさせていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
227	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 1.1 スケジュール機能	「1.1.15 マウスカーソルを登録されているスケジュールの上に移動するだけで予定、タイトル、メモ、利用施設をチップ表示が可能であること。」とありますが、Outlookをはじめとするスケジュールの表示機能において、特にメモ欄の記載内容を表示できる製品は少ないため「スケジュール上の画面表示において、スケジュールの概要情報が、マウスを選択した際に表示されること」といった内容に訂正されることを提案いたします。	ご指摘のとおり、メモ欄の表示は必須要件ではないため、「スケジュール上の画面表示において、スケジュールの概要情報が、マウスを選択した際に表示されること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「マウスカーソルを登録されているスケジュールの上に移動するだけで予定、タイトル、メモ、利用施設をチップ表示が可能であること」 修正後「スケジュール上の画面表示において、スケジュールの概要情報が、マウスを選択した際に表示されること」
228	II 別添1 調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 1.2 施設予約機能	「1.2.14 マウスカーソルを登録されている施設予約の上に移動するだけで目的、タイトル、メモのチップ表示が可能であること。」とありますが、Outlookをはじめとするスケジュールの表示機能において、特にメモ欄の記載内容を表示できる製品は少ないため「スケジュール上の画面表示において、スケジュールの概要情報が、マウスを選択した際に表示されること」といった内容に訂正されることを提案いたします。	ご指摘のとおり、メモ欄の表示は必須要件ではないため、「スケジュール上の画面表示において、スケジュールの概要情報が、マウスを選択した際に表示されること」に記載内容を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件の該当箇所の記載内容を以下に修正します。 修正前「マウスカーソルを登録されているスケジュールの上に移動するだけで予定、タイトル、メモ、利用施設をチップ表示が可能であること」 修正後「スケジュール上の画面表示において、スケジュールの概要情報が、マウスを選択した際に表示されること」
229	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤.01機能要件 11.1 Web会議機能	「11.1.13 外部ユーザへの招待状には有効期限が設けられること」とありますが、招待の都度、ユーザが任意の有効期限を設定できる製品は少ないため、「外部ユーザへの招待状には有効期限(招待されたWeb会議の終了後〇日間など)が設けられること」といった内容に訂正されることを提案いたします。	外部ユーザへの招待状の有効期限はユーザ任意での設定ではなく、サーバ単位での設定でもかまいません。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
230	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤 40 大容量ファイル送受信サービス	以下の要件について変更頂くことが可能かご検討頂けないでしょうか。 ・「40-5 大容量共有フォルダ上のファイルへの操作制限の変更履歴を記録できること。」 ⇒大容量共有フォルダ上のファイルへの操作制限ができること ・「40-8保存したログから、大容量共有フォルダ、またはファイルを指定して、操作制限を変更したユーザを検索できること。」 ⇒システムへのログインログを記録、検索できること	本意見を踏まえ要件を緩和します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件.06情報共有基盤 40 大容量ファイル送受信サービスの当該箇所を以下の通り修正します。 40-5 修正前「大容量共有フォルダ上のファイルへの操作制限の変更履歴を記録できること。」 修正後「 大容量共有フォルダ上のファイルへの操作制限ができること 」 40-8 修正前「保存したログから、大容量共有フォルダ、またはファイルを指定して、操作制限を変更したユーザを検索できること。」 修正後「 保存したログから、システムへのログインログを記録、検索できること 」
231	II別添1調達仕様書		別添資料07 機構DC要件 1.9.1-④ ラックの耐震対策	ラックの耐震対策として、震度7クラスの揺れにおいても、ラック内に搭載している機器に損傷を与えないこととなっておりますが、現状、震度7以上に耐えられることを公表している設備は存在しないと認識しています。震度6強を想定した耐震要件として頂くことを提案いたします。	本意見を踏まえ、競争性をより高めるため、震度7クラスを6強に変更します。	有	別添資料07 機構DC要件 1.9.1-④ ラックの耐震の当該箇所を以下の通り修正します。 「対策震度 6強 クラスの揺れにおいても、ラック内に搭載している機器に損傷を与えないこと。なお、ラック設置工法については、設置予定のデータセンター全体の耐震(免震)工法を考慮した上で、耐震か免震工法か選択すること。」
232	II別添1調達仕様書		別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件 1.4.5-① 監視カメラの設置	バックアップセンターのみに「デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。」という条件が記載されております。一定期間の画像等保存は実施しても、バックアップセンターのみのフォレンジック対応可否については過剰な要件かと思えます。当該項目を緩和頂けないでしょうか。	本意見を踏まえ、削除いたします。	有	別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件の以下の記載を削除します。 「デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。」
233	II別添1調達仕様書		別添資料09 システム運用要件 3-3-⑤ 現行システムの問題点解消のための対応方針検討・設計・構築作業 (ファイルサーバのディレクトリ構成・アカウント管理)	運用設計において、貴機構の現行のグループウェア、Windows、共通基盤のアカウント管理に係るツールを構築・刷新することとなっておりますが、ツール設計・構築に要する規模をより適正に見積もるため、月間人事処理、変更件数等のボリュームや、部署・権限構成の複雑さを提示いただくことを提案します。 ・組織変更や人事異動が発生する頻度、内容例(どのレベル(部/課等または役職)の統廃合または名称変更がどの程度(件数)発生しているか、等) ・組織変更や人事異動への対応に必要な要件(対応時間の制約、検証環境の要否、その他必要な対応(関係部署・者/他事業者等との調整、等)	ご意見を踏まえ、組織改編、人事異動の頻度や内容例を補足し追記いたします。	有	別添資料09 システム運用要件 3-3-⑤の当該箇所を以下の通り修正します。 「本受託者の運用作業の一つとして、組織変更(名称変更や部/課等の統廃合)や人事異動(人の異動、役職の変更、職制の変更等)に伴うID発行・変更やファイルサーバやグループウェア等の権限見直し があります 。 時期としては年度末の3月から新年度のにかけてが最も大規模であり、次に規模の大きい組織変更・人事異動対応が通年5月、7月、10月、1月に発生しています 。加え、本業務においてAD統合やグループウェアの刷新も含まれることから、組織変更や人事異動に伴う作業も変更となり、利用するためのツールも必要に応じて構築する必要があるため、当該作業も受託作業に含めること。」
234	II別添1調達仕様書		別添資料09 システム運用要件 10.サービス管理	インシデント対応として、PC紛失時、不審メール受信時の24時間対応が要件から読み取りにくいので、要件として明記されることを提案いたします。	監視・分析対応は24時間365日といたしておりますが、対応はあくまでも「速やか」であることを求めています。従って、記載のままいたします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
235	II 別添1 調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 17 不正PC接続検知・排除サービス(国内拠点)	以下の仕様を追加することを提案します。 ・ 標的型サイバー攻撃に対して、外部攻撃者からネットワーク内部への攻撃活動を検知し、ただちにシステム管理者に通知できること。 ・ マルウェアを検知したら、感染端末のすべての通信を自動的に遮断できること。 ・ マルウェア検知を実施したいネットワークセグメント毎に設置・監視できること。 ・ マルウェア検知対象端末にエージェント(ソフトウェア)をインストールすることなく、導入・運用できること。 ・ マルウェア検知の事象は、メールやSNMPトラップによる通知が行えること。 ・ 通知先のメールアドレスは複数指定できること。 ・ マルウェア感染端末の利用者にもマルウェア検知の事象を通知できること。 ・ マルウェア振る舞い検知装置の故障時に、業務に影響を与えないこと。 ・ マルウェア検知時には、感染端末、攻撃対象端末、およびC&Cサーバの情報が採取できること。また、攻撃のパターンや攻撃に使用されたツールの情報も採取できることが望ましい。 ・ ウイルス感染や情報漏えいの原因となる通信を行った端末を遮断出来ること。 ・ マルウェア振る舞い検知装置は国産であること。 ・ FireEye NXシリーズで検知された感染端末を遮断できること。 【理由】 昨今のセキュリティ製品では、不正PC・検知製品で、マルウェア対策機能を有しています。年金情報流出問題等を鑑み、次期システムでは、標的型攻撃への内部対策も講じる必要があると考えている為。	別途調達済の情報通信更改においてマルウェア対策を実施済みです。しかしながら本意見を踏まえ、端末側での振る舞い検知によるマルウェア対策を追加します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件 02セキュリティ基盤 クライアントセキュリティの当該箇所を以下の内容を追記します。 「11-3 端末の挙動でマルウェア等を検知できること。」
236	II 別添1 調達仕様書		2.2.3本業務の範囲 ②次期事業者(受託者)から次々期事業者への引継ぎ	【内容】 < 次々期事業者との定期打合わせ対応(設計フェーズ中、週1 回程度) > 次々期事業者への業務引継ぎに必要な打合せ、業務説明会、運用業務の見学対応、質問回答などを実施すること。 【意見】 設計フェーズの具体的な期間や打合わせの想定回数、時間について明記をお願いします。 【理由】 作業費用算出の精緻化のため	次々期の調達についての事項であるため、詳細については次々期の調達検討時において、機構と受託者として協議のうえ確定となりますが、本調達のスケジュールの設計設計フェーズ(調達仕様書の図表2-6参照)に相当するものと想定しております。	無	
237	II 別添1 調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 メール監査サービス14-14	【内容】 SSLによるデータの暗号化機能を付加したhttps通信で管理できること。 【意見】 要件の削除のご検討をお願いします。 【理由】 弊社ご提案想定製品(WISE-Audit)で要件を満たせないため。 またインターナルに配置するシステムでは必須ではない要件と想定されるため。	ご指摘のように当該項目は削除いたします。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件「メール監査サービス」の以下の記載を削除します。 「14-14 SSLによるデータの暗号化機能を付加したhttps通信で管理できること。」
238	II 別添1 調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 不正PC接続検知・排除サービス(国内拠点)17-13	【内容】 許可リストに登録されているMACアドレスをもつ機器がネットワークに接続された場合において、これに異なるIPアドレスが割り当てられているときは、これを検知できること。 【意見】 要件を以下の意見へ修正ねがいます。仕様の内容について以下への変更を提案します。 「許可リストに登録されていないMACアドレスをもつ機器がネットワークに接続された場合、これを検知・遮断できること。」 【理由】 クライアントPCのIP採番は、DHCPの利用と認識しており、セキュリティを強化する為に異なるIPアドレスの登録如何に関わらず、左記の仕様をご提案いたします。	17-11でMACアドレスの登録ない機器は、排除対象としております。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
239	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 不正PC接続検知・排除サービス17-14 (国内拠点)	【内容】 許可リストに登録されているIPアドレスをもつ機器がネットワークに接続された場合において、これに異なるMACアドレスが割り当てられているときは、これを検知できること。 【意見】 要件を以下の意見へ修正ねがいます。仕様の内容について以下への変更を提案します。 「許可リストに登録されていないMACアドレスをもつ機器がネットワークに接続された場合、これを検知・遮断できること。」 【理由】 クライアントPCのIP採番は、DHCPの利用と認識しており、セキュリティを強化する為に異なるIPアドレスの登録如何に関わらず、左記の仕様をご提案いたします。	17-11でMACアドレスの登録ない機器は、排除対象としております。	無	
240	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-3	【内容】 タップまたはスパン装置よりネットワーク上に流れるTCP、UDP、http、https、FTP、DNS、NFS、POP3、RADIUS、DHCP、LDAP/AD等のパケットデータを取得し、複数システムのログを横断して検索できること。 【意見】 ネットワークキャプチャの要件を詳細に記述いただきたいと思います。 【理由】 当該要件では、キャプチャ対象ネットワーク、キャプチャ時間、キャプチャデータ流量等、必要なパケット処理性能を判断するための十分な情報が得られず、機器選定が困難なため。 なお、19-24に「蓄積容量を20GB/日程度と目安として、ログ管理サービスを提供すること。」とありますが、20GB/日が全分析対象ログおよびキャプチャデータの合計の目安と考えてよろしいでしょうか。	20GB/日を分析対象ログとして絞り込み分析することを想定しております。	無	
241	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-4	【内容】 絞り込み検索、四則演算、統計処理が可能であること。 【意見】 「絞り込み検索、統計処理が可能であること」と変更していただきたいと思います。 【理由】 四則演算処理の対象となるデータが不明確なため製品選定が困難です。推奨製品とされているMcAfee SIEMでは、イベントデータに対して四則演算すべてを行う機能を保持していません。	本意見を踏まえ、削除します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-4の「四則計算」を削除し、以下の通りとします。 「絞り込み検索、統計処理が可能であること」
242	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-15	【内容】 ログ収集・格納処理が失敗した場合のリカバリ処理機能を有すること。 【意見】 削除いただくか、「リカバリ処理が行えること」等、システムの機能による処理以外に手動対応等の方法を可能にさせていただくことをご検討願います。 【理由】 ログインポートのエラー対応については、手動対応が一般的かと思われます。つきましては、手動対応も可能とするよう、変更を希望します。推奨製品とされているMcAfee SIEMでは、手動対応となります。	本意見を踏まえ、「自動もしくは手動でリカバリ処理を行う機能を有すること」に修正します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-15を、以下の通り修正します。 「ログ収集・格納処理が失敗した場合、自動もしくは手動でリカバリ処理を行える機能を有すること。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
243	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-17	【内容】 検索クエリの分散処理が可能であること。 【意見】 「検索クエリの負荷分散が可能であること」に変更をお願いします。 【理由】 検索クエリの分散処理とした場合、製品が著しく限定されます。推奨製品とされているMcAfee SIEMでは、検索クエリの負荷分散は可能ですが、検索クエリの分散処理は実現できません。	本意見を踏まえ、「検索クエリの負荷分散が可能であること」に修正します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-17を、以下の通り修正します。 「検索クエリの 負荷分散 が可能であること。」
244	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-21	【内容】 ログがネットワーク上を転送される間、データは暗号化されること。 【意見】 「ログがネットワーク上を転送される間、ログ分析システム内でのデータは暗号化されること。」に変更をお願いします。 【理由】 ログを生成するデバイスとログ収集装置間の通信暗号化は、ログ生成デバイスの仕様に依存するため、ログ相関分析システムにおいて暗号化できるとは限らないため。	本意見を踏まえ、データの暗号化についての記載は削除します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-21 の以下の記載は削除します。 「ログがネットワーク上を転送される間、データは暗号化されること。」
245	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-25	【内容】 将来的にログの収集機器が増えた場合スケールアウトが可能であること。 【意見】 「ログ収集装置のスケールアウトが可能であること」または「将来的にログの収集機器が増えた場合にも対応できること」等に変更をお願いします。 【理由】 ログ相関分析システムでは、一般的に複数のコンポーネントが必要となり、コンポーネントごとにスケールアウト可否の要件が異なります。推奨製品とされているMcAfee SIEMでは、ログ収集装置や検索サーバはスケールアウトできますが、エンジンのスケールアウトはできません。	本意見を踏まえスケールアウトに加え「スケールアップ」を追記します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件 セキュリティログ相関分析サービス19-25 を以下の通り修正します。 「ログ収集装置のスケールアウト もしくはスケールアップ が可能であること」
246	II 別添1 調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 認証基盤20-1	【内容】 必要なユーザID管理やアクセス制御を一元的に実施し、各システムに提供できること 【意見】 ID管理や制御を一元的実施する各システムについてはシステム名の明記をお願いします。 【理由】 例えば大容量ファイル送受信サービスのシングルサインオンは不要と考えています。 また旧情報共有基盤の暫定保持サービスにあるDominoナレッジサイトはシングルサインオンは必要か不明なため	現在の連携先は、別添資料02 05EAI・共通基盤 01 共通基盤連携プログラムとシステムのユーザアカウント情報配信、アカウント・パスワード情報配信を参照ください。現行では、各システム間で認証情報を同期することで類似的な機能を実装しております。今後計画されている業務系システムの更改を鑑み、本機能を共通的な認証基盤サービスとして提供する事を考えております。従いまして、記載のままとします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
247	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 認証基盤20-12	【内容】 バッチ処理性能目標値：利用者からの処理要求に対して、認証基盤システム内部の処理が1秒以内で完了すること。 【意見】 バッチ処理性能目標値の削除願います。または具体的なバッチ処理および内部処理の明記をお願いします。 【理由】 認証基盤システムと連携しているDBやシステムへ変更がかかる場合1秒以内に処理を完了するという保証が困難であるため	本意見を踏まえ、バッチ処理に関する記載を修正します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件 認証基盤20-12を以下の通り修正します。 「バッチ処理に関しては、 20-30件のデータを10分以内 に完了できること」
248	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 大容量ファイル送受信サービス40-3	【内容】 大容量ファイル送受信サービスを利用するために必要なID(部署探知)の払い出し及びメールによるID通知が随時行えること。 【意見】 以下の内容に変更頂くことをご提案致します。 「大容量ファイル送受信サービスを利用するために必要なID(部署単位)の払い出し及びメールによるID通知が随時行えること。」 【理由】 「必要なID(部署探知)」とありますが、「必要なID(部署単位)」でのご利用を想定されていると推測されるため	ご指摘ありがとうございます。訂正いたします。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件 大容量ファイル送受信サービス40-3を以下の通り修正します。 「大容量ファイル送受信サービスを利用するために必要なID(部署単位)の払い出し及びメールによるID通知が随時行えること。」
249	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 大容量ファイル送受信サービス40-6	【内容】 大容量共有フォルダからダウンロードしたファイル名を自動的に暗号化した際に、ユーザ、日時、ファイル名等の履歴を記録できること。 【意見】 以下の仕様への変更をご提案致します。 「大容量共有フォルダからファイルをダウンロードした際に、ユーザ、日時、ファイル名等の履歴を記録できること。」 【理由】 「ダウンロードしたファイル名を自動的に暗号化した際に」とダウンロード形式を特定していますが、どのようなダウンロードにも係わらず、履歴の記録は必要と考えるため	本意見を踏まえ、暗号化した際の記述を削除します。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件 大容量ファイル送受信サービス40-6を以下の通り修正します。 「 大容量共有フォルダからファイルをダウンロードした際、ユーザ、日時、ファイル名等の履歴を記録できること。 」
250	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 Timeサービス42-4	【内容】 信頼性の高い外部クロックと同期できること。 【意見】 「信頼性の高い」の具体的な要件の提示をお願いします。または、時刻同期方式をご指定下さい。 時刻同期方式により選定機器やコストは変わりますが、当該要件からでは機器を選定することができません。 インターネット上の公開NTPサーバ(MFEED)との同期で問題ありませんでしょうか。MFEEDが要件を満たさないと判断された場合は、公衆回線(テレフォンYY)による同期で問題ありませんでしょうか。 その場合、公衆回線費用は提案に含めるものでしょうか。 【理由】 費用を精緻化するため	MFEEDで問題ありません。	無	
251	II別添1調達仕様書		別添資料02 基盤系サービスシステム要件 メールウィルス対策システム51-1	【内容】 セキュリティ基盤におけるサーバセキュリティ、クライアントセキュリティと同等とする。(MTA機能を必ず有すること) 【意見】 内容のご確認いただき修正ねがいます。 【理由】 「セキュリティ基盤におけるサーバセキュリティ、クライアントセキュリティと同等とする。」とあるが、セキュリティ基盤のサーバセキュリティおよびクライアントセキュリティを参照したところ、メールウィルス対策システムの参考となる要件情報の記載がないため	ご指摘ありがとうございます。当該項目は削除いたします。	有	別添資料02 基盤系サービスシステム要件「メールウィルス対策システム」の以下の記載を削除します。 「51-01セキュリティ基盤におけるサーバセキュリティ、クライアントセキュリティと同等とする。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
252	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02-06-02 基盤系サービスシステム要件 06情報共有基盤_02想定スペック 次期情報基盤の想定スペック	【内容】 1メールの平均サイズ※添付ファイルを含む 1～3MB程度 【意見】 以下の文面に修正願います。 1メールの平均サイズ 75KB～100KB程度(添付ファイルメールを含む) 添付ファイル付メールの添付ファイルサイズ 1～3MB程度を想定 【理由】 ネットワークやExchangeサーバのサイジングに影響を及ぼし、非常な高額な構成での提案が必要となるため。 また1通平均が1～3MBだと、WISE Auditの要件「200G～350GB/月程度のデータアーカイブ領域を確保」との整合性が取れないため。	ご指摘のとおり、記載内容を改めます。	有	別添資料02-06-02基盤系サービスシステム要件06情報共有基盤_02想定スペックの該当箇所の記載内容を以下の通り修正します。 修正前「1メールの平均サイズ※添付ファイルを含む 1～3MB程度」 修正後「1メールの平均サイズ 75KB～100KB程度(添付ファイルメールを含む) 添付ファイル付メールの添付ファイルサイズ 1～3MB程度を想定」
253	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02-06-05 基盤系サービスシステム要件 現情報共有基盤の暫定運用	【内容】 Concept Base等のライセンスもあれば準備する。 【意見】 検索対象の文章数の提供または別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_03移行対象データベース一覧(1) No.46「ナレッジサイト」の文章数を追記願います。 【理由】 Concept Baseは現在、販売終了しており後継製品Concept Base Enterprise Searchに変わっておりライセンス体系がクライアント数から検索文章数に変更になったため。	Concept Baseによるナレッジサイト上の検索対象Notes文書数は、各サーバーとも約131万文書です。文書数を「別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_03移行対象データベース一覧(1)」に記載します。	有	別添資料02-06-02基盤系サービスシステム要件06情報共有基盤_03移行対象データベース一覧(1) ナレッジサイトの文書数と容量を追記します。
254	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料05 クライアント運用機器03提供を求める PC・周辺機器 プロジェクター 本体サイズ・重量	【内容】 ・約2kg程度以下であること 【意見】 削除、または要件の緩和(約3kg以下)をお願いします。 【理由】 軽量化された製品は出カインターフェースが少ないため、5.の「画像、音声の出カインターフェースを備えており、プロジェクター同士を接続して利用できること。」と本要件の両方を満たす製品の提案が困難なため	本意見を踏まえ、5に関しては画像・音声～利用できることが望ましい」に修正いたします。	有	別添資料05クライアント運用機器03提供を求めるPC・周辺機器「プロジェクター」の 本体サイズ・重量該当箇所の記載内容を以下に修正します。 「軽量化された製品は出カインターフェースが少ないため、5.の「画像、音声の出カインターフェースを備えており、プロジェクター同士を接続して利用できること が望ましい 」
255	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料05 クライアント運用機器03提供を求める PC・周辺機器 研修・会議用ノートパソコン CPU	【内容】 留意事項 Windows 7 XP Modeを利用できること 【意見】 具体的な用途がなければ、削除をお願いします。 【理由】 Windows 7 XP Modeのサポートは終了しており、セキュリティリスク要因となり、端末の設定が必要となりコスト上昇要因となるため	ご指摘ありがとうございます。XP modeに関しては削除します。	有	別添資料05クライアント運用機器03提供を求めるPC・周辺機器「研修・会議用ノートパソコン」の以下の記載を削除します。 「Windows 7 XP Modeを利用できること」
256	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料05 クライアント運用機器03提供を求める PC・周辺機器 研修・会議用ノートパソコン 8補助記憶装置	【内容】 不要 【意見】 補助記憶装置欄の削除をお願いします。 【理由】 「不要」となるとディスクレスのシンクライアントを想定させる記載となっており、別途要件である6.ハードドライブも補助記憶装置であるため、表記を明確化するため。	補助記憶装置とハードディスクを明確に区別するためであり、記載のままとします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
257	II別添1調達仕様書		別添資料05 クライアント運用機器03提供を求める PC・周辺機器 研修・会議用ノートパソコン 外部ポート	【内容】 ・PCカードスロット; TypeI/II×1スロット、PC Card Standard準拠、CardBus対応 【意見】 PCカードスロットを使用する具体的な要件がない場合、削除をお願いします。または 3.本体サイズ・重量 の要件の削除、または緩和(重量2kg台とする)をお願いします。 【理由】 現行製品ではPCカードスロットは採用されていないものが多く、3.本体サイズ・重量 の要件と本要件の両方を満たす機器は選定が困難なため	本意見を踏まえ、PCカードスロットに関する記載を削除します。	有	別添資料05クライアント運用機器03提供を求めるPC・周辺機器 「研修・会議用ノートパソコン 外部ポート」から以下の記載を削除しま す。 「・PCカードスロット; TypeI/II×1スロット、PC Card Standard準拠、 CardBus対応」 「・「PCカードスロット」については、PCカード又はExpressCard対応でも可 とする」
258	II別添1調達仕様書		別添資料05 クライアント運用機器03提供を求める PC・周辺機器 研修・会議用ノートパソコン ディスプレイ	【内容】 ・15.4型以上 【意見】 当該要件が端末本体の要件である場合は、3.本体サイズ・重量 の重量の要件のご 検討をお願いいたします。 【理由】 当該要件と、3.本体サイズ・重量 の要件と本要件を両方満たす製品は選定が困難 なため	提供を求めている研修・会議用ノートパソコンの画面サイズは12.1型以上となり ます。	無	
259	II別添1調達仕様書		別添資料07 機構DC要件 1.2.5 ②非常用備蓄燃料	【内容】 災害時等備蓄する燃料以上に自家発電装置を運転することに備えて、優先的に 燃料供給が受けられる契約を複数の燃料供給会社と締結していること。 【意見】 目的が複数の優先契約ではなく非常時における長時間の自家発電装置の運転を 保証することをございましたら、以下の文面に修正願います。 「燃料供給会社と優先契約を締結していることより、非常時に非常用発電設備によ る48時間以上の連続運転が出来ること。」 【理由】 ご提案させていただくDCの選択肢を広げることにより、より最適なお提案をさせてい ただくため	必要と考えるデータセンタの要件を記載しておりますので、記載のままとさせて いただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加 点評価対象とさせていただきます。	無	
260	II別添1調達仕様書		別添資料08 BCP発動時に備えたバック アップDC要件 1.2.5 ②非常用備蓄燃料	【内容】 災害時等備蓄する燃料以上に自家発電装置を運転することに備えて、優先的に燃 料供給が受けられる契約を複数の燃料供給会社と締結していること。 【意見】 目的が複数の優先契約ではなく非常時における長時間の自家発電装置の運転を 保証することをございましたら、以下の文面に修正願います。 「燃料供給会社と優先契約を締結していることより、非常時に非常用発電設備によ る48時間以上の連続運転が出来ること。」 【理由】 ご提案させていただくバックアップDCの選択肢を広げることにより、より最適なお提 案をさせていただくため	複数の会社から燃料供給を受けられることは重要な要件のため、記載のままと させていただきます。なお、それ以上の機能のご提案については、内容により加 点評価対象とさせていただきます。	無	
261	II別添1調達仕様書		別添資料08 BCP発動時に備えたバック アップDC要件 1.4.1 ②ラックの開錠・施錠	【内容】 ラックの施錠は、原則として機構が入室を認める者のみが開錠できること。また、 ラックは、入室を希望する人が本人であることを確認後に運用事業者(データセン ター事業者)により開錠及び施錠を実施すること。ラックの鍵は、原則施設にて責任 を持って管理すること。 【意見】 以下の記載の削除をご検討願います。 「また、ラックは、入室を希望する人が本人であることを確認後に運用事業者(デー タセンター事業者)により開錠及び施錠を実施すること。」 【理由】 ご提案させていただくバックアップDCの選択肢を広げることにより、より最適なお提 案をさせていただくため	セキュリティ上必要な要件考えておりますので、記載のままといたします。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
262	II別添1調達仕様書		別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件 1.4.2 ③保管ロッカーの整備	【内容】 入館者が持参する持ち物において、作業に関係のない鞆、書類等の荷物を一時保管することができる施錠可能なロッカーを有していること。 【意見】 記載の削除をご検討願います。 【理由】 ご提案させていただくバックアップDCの選択肢を広げることにより、より最適なご提案をさせていただくため	本意見を踏まえ、「施錠可能なロッカーあるいは同等の保管機能を有していることが望ましい」と修正します。	有	別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件 「1.4.2 ③保管ロッカーの整備」を以下の通り修正します。 「入館者が持参する持ち物において、作業に関係のない鞆、書類等の荷物を一時保管することができる施錠可能なロッカー あるいは同等の保管機能 を有していることが 望ましい 。」
263	II別添1調達仕様書		別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件 1.8.1 ⑪サーバールーム監視	【内容】 サーバールーム内ではラック等で死角が発生しないよう監視カメラを設置し、委託範囲内及び出入口を24時間365日監視又はそれに相当する監視を適切に実施すること。なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。 【意見】 以下の文面に修正することを提案します。 「サーバールーム内では出入口等重要区画に監視カメラを設置し、委託範囲内及び出入口を24時間365日監視又はそれに相当する監視を適切に実施すること。」 【理由】 ご提案させていただくバックアップDCの選択肢を広げることにより、より最適なご提案をさせていただくため	本意見を踏まえ、デジタルフォレンジックに関する記述を削除いたします。	有	別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件 「1.8.1 ⑪サーバールーム監視」の以下の記載を削除します。 「なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。」
264	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_02 15 リモートアクセスサービス	【意見内容】 機構DCとバックアップDCで準備するリモートアクセスサービスの仕様に違いがある。特に、別添02基盤系サービスシステム要件_BCP発動時に備えた基盤に別途調達のリモートデスクトップサービス、モバイルアクセスサービスの導入についての影響等について記載をお願いします。	BCP発動時に備えたバックアップデータセンターで必要なリモートアクセスサービスは、機構データセンターのものと同等とする要件となっております。別途調達するリモートデスクトップサービス、モバイルアクセスサービス導入検討時に、これらサービスをBCP発動時のリモートアクセス手段として一部活用できる見込みがあると判断される場合には、追加検討する可能性がございますが、本件の見積もり対象外となります。	無	
265	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_02 53 リモートアクセスサービス	【意見内容】 機構DCとバックアップDCで準備するリモートアクセスサービスの仕様に違いがある。特に、別添02基盤系サービスシステム要件_BCP発動時に備えた基盤に別途調達のリモートデスクトップサービス、モバイルアクセスサービスの導入についての影響等について記載をお願いします。	BCP発動時に備えたバックアップデータセンターで必要なリモートアクセスサービスは、機構データセンターのものと同等とする要件となっております。別途調達するリモートデスクトップサービス、モバイルアクセスサービス導入検討時に、これらサービスをBCP発動時のリモートアクセス手段として一部活用できる見込みがあると判断される場合には、追加検討する可能性がございますが、本件の見積もり対象外となります。	無	
266	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_01サービス構成基盤 ウィルス対策管理サービス	【仕様書記載】 5-1JICA標準端末において現行McAfee製品を利用しているため、同社のウィルス対策ソフト管理ツールであるePolicy Orchestratorで管理することを推奨する。 【意見内容】 公平な入札の維持と、製品の選択肢の幅を広げ、より良い提案を行うため 【仕様変更案】 該当項目の削除	「別添資料05 運用対象標準PC・提供対象機器の仕様」に記載のとおり当該製品は既に機構内のPCへ導入済みで、これらを利用するのであればソフトウェアの再配布が不要となる為推奨として提示しておりますが、これは特定の製品による実装を義務づけるものではありません。提案にあたっては、提示された要件を満たす製品を提案者にて選定ください。但し、選定した製品のPCへの配布が必要となる場合は、当契約内にてソフトウェア配布作業を実施願います。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
267	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_01サービス構成基盤認証ディレクトリ(LDAP)サービス	<p>【仕様書記載】 1-8朝夕ピーク時の端末デスクトップ(OS)起動時間60秒以内を達成するためにサーバ構成やユーザプロファイルの環境の最適化を行うこと。</p> <p>【意見内容】 本調達により、端末には多数のエージェント、ソフトウェアがインストールされている状態となり、ポリシーの最適化だけでは、起動時間60秒以内を達成させることは困難の可能性のある為。</p> <p>【仕様変更案】 朝夕ピーク時の端末デスクトップ(OS)短時間で起動させる為に、サーバ構成やユーザプロファイルの環境の最適化を行うこと。(起動完了目安として60秒~120秒程度)</p>	本意見を踏まえ、起動時間(電源ONからデスクトップ画面操作が出来るまでの時間)の記載を2分以内に変更いたします。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_01サービス構成基盤「認証ディレクトリ(LDAP)サービス」を以下の通り修正します。 「朝夕ピーク時に端末の電源ONからデスクトップ(OS)が利用できるまでの起動目標時間2分以内となるように、サーバ構成やユーザプロファイルの環境の最適化を行うこと。」
268	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤ウィルス対策サービス	<p>【仕様書記載】 11-1JICA標準端末において現行McAfee製品を利用しているため、この利用を推奨する。</p> <p>【意見内容】 公平な入札の維持と、製品の選択肢の幅を広げ、より良い提案を行うため</p> <p>【仕様変更案】 該当項目の削除</p>	機構では、在外、国内で5,500台のPCに当該製品を導入済みであり、業務に支障なくかつセキュリティーレベルを落とすことなく切り替える方法があればご提案いただいても構いません。	無	
269	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤メール監査サービス	<p>【仕様書記載】 14-14SSLによるデータの暗号化機能を付加したhttps通信で管理できること。</p> <p>【意見内容】 現行システムにおいても対応していない事、(WISEAudit5.0)、又、他のアプリケーション(情報共有基盤等)においても暗号化していないことより、通信系路上の暗号化により、ネットワーク上のセキュリティーの向上を目的とするのであれば、本機能だけでなく、全システムで対応が必要となると考えます。さらに、WAN環境は国の法律である電気通信事業者法第1章第4条で秘密を守られているため、暗号化の必要はないと考えます。</p> <p>【仕様変更案】 該当項目の削除</p>	ご指摘のとおり、当該項目を削除します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤メール監査サービス における以下の記載を削除します。 14-14 「SSLによるデータの暗号化機能を付加したhttps通信で管理できること。」
270	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤リモートアクセスサービス	<p>【仕様書記載】 15-1JICA標準端末において現行FirePass製品を利用しているため、この利用を推奨する。</p> <p>【意見内容】 公平な入札の維持と、製品の選択肢の幅を広げ、より良い提案を行うため</p> <p>【仕様変更案】 該当項目の削除</p>	機構では、在外、国内のPCに当該製品を導入済みであり、業務に支障なくかつセキュリティーレベルを落とすことなく切り替える方法があればご提案いただいても構いません。	無	
271	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤不正侵入防止サービス(IPS)	<p>【仕様書記載】 18-3ルーティングプロトコルとして、BGP、OSPF、RIPをサポートしていること。</p> <p>【意見内容】 ネットワーク構成変更に対応する為に、トランスパレント型(ネットワーク構成に影響を与えない)機器の選定も検討を行いネットワーク構成の最適な提案と、機能分離(ネットワーク経路制御)を行うことにより運用性の向上の実現が可能になる為</p> <p>【仕様変更案】 該当項目の削除</p>	本意見を踏まえ、トランスパレント型の仕様も追記します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤「不正侵入防止サービス」に以下の記載を追記します。 (IPS) 「18-3ルーティングプロトコルとして、BGP、OSPF、RIPをサポートしていること。 なお、ネットワーク構成に影響を与えないトランスパレント型の機器でも可能とする。 」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
272	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤不正侵入防止サービス (IPS)	【仕様書記載】 18-4IPv4、IPv6ユニキャストおよびマルチキャストをサポートしていること。 【意見内容】 ネットワーク構成変更に対応する為に、トランスパレント型（ネットワーク構成に影響を与えない）機器の選定も検討を行いネットワーク構成の最適な提案と、機能分離（ネットワーク経路制御）を行うことにより運用性の向上の実現が可能になる為 【仕様変更案】 該当項目の削除	本意見を踏まえ、トランスパレント型の仕様も追記します。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_02セキュリティー基盤「不正侵入防止サービス」に以下の記載を追記します。 (IPS) 「18-4IPv4、IPv6ユニキャストおよびマルチキャストをサポートしていること。 なお、ネットワーク構成に影響を与えない。トランスパレント型の機器でも可能とする。 」
273	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_04サービス管理基盤資産管理	【仕様書記載】 22-1JICA標準端末において現行ではLANScopeCat製品を利用しているため、この利用を推奨する。 【意見内容】 公平な入札の維持と、製品の選択肢の幅を広げ、より良い提案を行うため 【仕様変更案】 該当項目の削除	機構では、在外、国内で5,500台のPCに当該製品を導入済(在外については切替中)であり、業務に支障なくかつセキュリティレベルを落とすことなく切り替える方法があればご提案いただいても構いません。	無	
274	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件情報共有基盤機能要件	【仕様書記載】 5.1.17. クライアントPC上に暗号化などの情報保護機能を施した特殊なエリアを設定でき、直近のメールの保管が可能であること。 【意見内容】 部分的な暗号化よりも、システム全体を暗号化することにより、HDDの紛失、盗難、修理時のメーカへの提供時等データ漏洩等のリスクが低減でき、結果とし情報セキュリティの向上につながるため。 【仕様変更案】 5.1.17. クライアントPC上の暗号化を施した領域に、直近のメールの保管が可能であること。	クライアントPCのHDDについては、既に暗号化済みです。 当要件は、セキュリティ強化の観点から、持ち出しファイルについてはさらに別の暗号化などの情報保護機能を求めるものです。	無	
275	II別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件情報共有基盤機能要件	【仕様書記載】 8.4.10. クライアントPC上に暗号化などの情報保護機能を施した特殊なエリアを設定し、ファイルの複製・保管ができるように設定すること。 【意見内容】 部分的な暗号化よりも、システム全体を暗号化することにより、HDDの紛失、盗難、修理時のメーカへの提供時等データ漏洩等のリスクが低減でき、結果とし情報セキュリティの向上につながるため。 【仕様変更案】 8.4.10. クライアントPC上の暗号化を施した領域に、ファイルの複製・保管ができるように設定すること。	クライアントPCのHDDについては、既に暗号化済みです。 当要件は、セキュリティ強化の観点から、持ち出しファイルについてはさらに別の暗号化などの情報保護機能を求めるものです。	無	
276	II別添1調達仕様書		別添資料07 機構DC要件	【仕様書記載】 1.8.1 ② フリーアクセスサーバールームは、フリーアクセス（二重床）構造であり、電気、通信ケーブル等の床下配線が可能であること。 【意見内容】 天井からの配線を考えています。仕様案は床下配線の仕様に限定されると思われますので、天井配線も考慮頂いた仕様の変更をご検討頂けないでしょうか。 【仕様変更案】 1.8.1 ② フリーアクセスサーバールームは、フリーアクセス（二重床）構造であり、電気、通信ケーブル等の床下もしくは天井配線、配線が可能であること。	本意見を踏まえ、天井配線を考慮した記述に修正します。	有	別添資料07 機構DC要件 1.8.1 ② 別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件 1.8.1 ②の当該箇所を以下の通り修正します。 「サーバールームは、フリーアクセス（二重床）構造であり、電気、通信ケーブル等の床下配線 もしくは天井配線、配線 が可能であること。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
277	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料07 機構DC要件	<p>【仕様書記載】</p> <p>1.8.1 ⑩ サーバルーム監視サーバールーム内ではラック等で死角が発生しないよう監視カメラを設置し、委託範囲内及び出入口を24時間365日監視又はそれに相当する監視を適切に実施すること。なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。</p> <p>【意見内容】</p> <p>監視カメラデータの提供につきましては、施設特性上多くの情報（機密情報）を含むため、不正アクセスや機密情報漏洩などコンピュータに関する犯罪や法的紛争が生じた際の原因究明や捜査に必要な場合のみと用法を限定させて頂きたい。</p> <p>※デジタルフォレンジックとは、不正アクセスや機密情報漏洩などコンピュータに関する犯罪や法的紛争が生じた際に、原因究明や捜査に必要な機器やデータ、電子的記録を収集・分析し、その法的な証拠性を明らかにする手段や技術の総称である為。</p> <p>【仕様変更案】</p> <p>1.8.1 ⑩ サーバルーム監視サーバールーム内ではラック等で死角が発生しないよう監視カメラを設置し、委託範囲内及び出入口を24時間365日監視又はそれに相当する監視を適切に実施すること。なお、デジタルフォレンジックを目的とした場合には、監視カメラの画像の閲覧・提供が可能であること。</p>	本意見を踏まえ、デジタルフォレンジックに関する記載を削除いたします。	有	別添資料07 機構DC要件「1.8.1 ⑩ サーバルーム監視」の以下の記載を削除します。 「なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。」
278	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料07 機構DC要件	<p>【仕様書記載】</p> <p>1.4.5 監視カメラ設備①監視カメラの設置監視カメラを設置し、建物内全体を24時間365日監視、監視映像の記録、保管をすること。その映像は1ヶ月以上保管管理すること。なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。</p> <p>【意見内容】</p> <p>監視カメラデータの提供につきましては、施設特性上多くの情報（機密情報）を含むため、不正アクセスや機密情報漏洩などコンピュータに関する犯罪や法的紛争が生じた際の原因究明や捜査に必要な場合のみと用法を限定させて頂きたい。また、本項目については機構DC要件に含まれていない為、ご確認いただきたい。</p> <p>※デジタルフォレンジックとは、不正アクセスや機密情報漏洩などコンピュータに関する犯罪や法的紛争が生じた際に、原因究明や捜査に必要な機器やデータ、電子的記録を収集・分析し、その法的な証拠性を明らかにする手段や技術の総称である為。</p> <p>【仕様変更案】</p> <p>1.4.5 監視カメラ設備①監視カメラの設置監視カメラを設置し、建物内全体を24時間365日監視、監視映像の記録、保管をすること。その映像は1ヶ月以上保管管理すること。なお、デジタルフォレンジックを目的とした場合には、監視カメラの画像の閲覧・提供が可能であること。</p>	本意見を踏まえ、監視カメラの画像の閲覧・提供に関する記載を削除いたします。	有	別添資料07 機構DC要件「1.4.5 監視カメラ設備」の当該箇所を以下の通り削除します。 「なお、 デジタルフォレンジック対応等 、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。」
279	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件	<p>【仕様書記載】</p> <p>1.8.1 ⑩ サーバルーム監視サーバールーム内ではラック等で死角が発生しないよう監視カメラを設置し、委託範囲内及び出入口を24時間365日監視又はそれに相当する監視を適切に実施すること。なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。</p> <p>【意見内容】</p> <p>監視カメラデータの提供につきましては、施設特性上多くの情報（機密情報）を含むため、不正アクセスや機密情報漏洩などコンピュータに関する犯罪や法的紛争が生じた際の原因究明や捜査に必要な場合のみと用法を限定させて頂きたい。</p> <p>※デジタルフォレンジックとは、不正アクセスや機密情報漏洩などコンピュータに関する犯罪や法的紛争が生じた際に、原因究明や捜査に必要な機器やデータ、電子的記録を収集・分析し、その法的な証拠性を明らかにする手段や技術の総称である為。</p> <p>【仕様変更案】</p> <p>1.8.1 ⑩ サーバルーム監視サーバールーム内ではラック等で死角が発生しないよう監視カメラを設置し、委託範囲内及び出入口を24時間365日監視又はそれに相当する監視を適切に実施すること。なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。</p>	本意見を踏まえ、デジタルフォレンジックに関する記載を削除いたします。	有	別添資料08 BCP発動時に備えたバックアップDC要件の「1.8.1 ⑩ サーバルーム監視」の以下の記載を削除します。 「なお、デジタルフォレンジック対応等、必要に応じて画像の閲覧・提供が可能であること。」

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
280	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件	<p>【仕様書記載】 クライアントPC上に暗号化などの情報保護機能を施した特殊なエリアを設定し、ファイルの複製・保管ができるように設定すること。(※在外事務所の職員が、インターネットを使えない環境で過去のメールを見たい場合を想定しています。セキュリティ上、暗号化しないまま、ハードディスクへの保存は不可とすることを想定しています。)</p> <p>【意見内容】 誤記と思われる為 メール⇒ドキュメントライブラリ上のファイル</p> <p>【仕様変更案】 クライアントPC上に暗号化などの情報保護機能を施した特殊なエリアを設定し、ファイルの複製・保管ができるように設定すること。(※在外事務所の職員が、インターネットを使えない環境で過去のドキュメントライブラリ上のファイルを見たい場合を想定しています。セキュリティ上、暗号化しないまま、ハードディスクへの保存は不可とすることを想定しています。)</p>	ご指摘のとおり、表記を改めます。	有	別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件の該当箇所の記載内容を以下の通り修正します。 修正前:「※在外事務所の職員が、インターネットを使えない環境で過去のメールを見たい場合を想定しています。セキュリティ上、暗号化しないまま、ハードディスクへの保存は不可とすることを想定しています。」 修正後:「 ※在外事務所の職員が、インターネットを使えない環境でファイルを見たい場合を想定しています。セキュリティ上、暗号化しないまま、ハードディスクへの保存は不可とすることを想定しています。 」
281	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件	<p>【仕様書記載】 5.1.8 5.1.17項で特殊なエリアに保管したメールは、他のPCに複製できない、あるいは複製しても中身の確認が不可能であること。</p> <p>【意見内容】 提案製品が著しく狭まり調達の公平性を阻害すると考えます。</p> <p>【仕様変更案】 該当項目の削除</p>	機構の在外事務所のPCに導入済みのOutlookクライアントの標準の機能で対応することを想定しており、公平性は担保できると考えております。当機構の在外事務所や海外勤務においては、劣悪な通信環境下や治安の悪い環境での作業が発生することが想定されるため当要件はセキュリティ上必須要件となります。	無	
282	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料02基盤系サービスシステム要件_06情報共有基盤_01機能要件	<p>【仕様書記載】 8.4.12 9.4.11項で特殊なエリアに保管したファイルは、他のPCに複製できない、あるいは複製しても中身の確認が不可能なように設定すること。</p> <p>【意見内容】 提案製品が著しく狭まり調達の公平性を阻害すると考えます。</p> <p>【仕様変更案】 該当項目の削除</p>	機構の在外事務所のPCに導入済みのOutlookクライアントの標準の機能で対応することを想定しており、公平性は担保できると考えております。当機構の在外事務所や海外勤務においては、劣悪な通信環境下や治安の悪い環境での作業が発生することが想定されるため当要件はセキュリティ上必須要件となります。	無	
283	Ⅱ別添1調達仕様書		別添資料07 機構DC要件	<p>【仕様書記載】 1.2.5 非常用設備 ②非常用備蓄燃料 災害時等備蓄する燃料以上に自家発電装置を運転することに備えて、優先的に燃料供給が受けられる契約を複数の燃料供給会社と締結していること。</p> <p>【意見内容】 提案仕様が著しく狭まり調達の公平性を阻害すると考えます。</p> <p>【仕様変更案】 1.2.5 非常用設備 ②非常用備蓄燃料 災害時等備蓄する燃料以上に自家発電装置を運転することに備えて、優先的に複数の救急拠点より燃料供給が受けられる契約を燃料供給会社と締結していること。</p>	東日本大震災時、災害時優先供給契約を結んでいるにもかかわらず、燃料供給を受けられなかった多くの事例から、燃料供給先の冗長化はデータセンターの今後の在り方における標準とされており、競争性を阻害するとは考えておりません。記載のとおりとします。	無	
284	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		2.4サービス利用支援業務及び【補足】として参照する「別添資料 09」	本案件は、2021年度まで長期間に渡り運用サービスの提供が求められております。昨今サイバー攻撃やウイルス感染等によるセキュリティ脅威が高まる傾向にあることから、「安全、安心」を基軸とした運用サービスの提供がより重要になると捉えています。一方、「安全、安心」な運用業務はほかの業務要件とは異なり、セキュリティインシデントが発生しない限り、提供されている価値が顕在化しにくい要件であることから、提案者側でコストを費やして提案するインセンティブが働きにくい要件です。現状の評価観点からでもセキュリティ運用管理業務を重視される貴機構の傾向が見受けられる一方で、評価基準書の配点においては、セキュリティ運用要件についてブレークダウンされていません。セキュリティに関して提案者がよりインセンティブを持って積極的な提案を提示できるよう、明確な配点を付与する評価基準に設定頂くことを提案いたします。	ご指摘の通り、「サービス利用支援業務」において、セキュリティ運用管理業務は、特に重視する業務の1つであると考えております。その点がより明確になるよう別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表の「評価観点」欄の記載を修正いたします。	有	別添2.評価基準書(別紙)「2.4サービス利用支援業務」に関し、セキュリティ運用業務の観点をより具体的に記載するとともに、特に重視する観点であることを補足説明として追記します。 「・セキュリティインシデント対応の維持、向上に向けた取り組み」 ↓ 「・セキュリティインシデント対応に 関し、想定されるリスク分析とその対応策および安定的に対応が図られるための体制・仕組み 」 【補足】 昨今のセキュリティ動向を踏まえ、この点を重視している。

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
285	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		3 受託事業者(社)に望まれる経験・能力等3.1 社の経験・能力等加点	昨今、セキュリティ脅威が高まる傾向にあることから、受託事業社に求められる経験・能力等において、セキュリティ対策及びマネジメントの実績を問う要件は必須と考えます。ご検討願います。	ご指摘ありがとうございます。「5.1 社の経験・能力等」にセキュリティ対策の実施・マネジメント経験を有することを追記いたします。	有	別添1調達仕様書「5.1 社の経験・能力等」および別添2評価基準書(別紙)「3.1 社の経験・能力等」に以下の通り追記します。 「情報セキュリティ管理および対策実施業務に関し、過去5年間で3件以上の実績を有しているか。」
286	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		4.業務実施体制4.1 業務実施体制①プロジェクトマネージャー ②運用設計リーダー ③データセンター準備リーダー ④情報共有基盤切替リーダー ⑤運用業務主任 ⑥ITコンシェルジュ ⑦モニタリング主任 ⑧TV会議システム運用リーダー、及びTV会議システム運用技術者 ⑨ヘルプデスクリーダー ⑩システム監視リーダー ⑪セキュリティリーダー ⑫情報共有基盤運用保守・管理サービス担当者	「顧客からの評価が得られていることを確認できる資料を添付すること」とありますが、貴機構のようにアンケート等により評価を可視化している案件は例が希少であり、本調達の現行事業者を除き対応が困難であるため、公平性の観点から適切ではないと考えますので、再考願います。また、機密保持の観点から、証明書の提示が困難である場合に、公平性が担保できないと考えます。	「顧客からの評価が得られていることを確認できる資料」は、必ずしも顧客からの証明書や評価が数値により可視化されたものを求めているものではありません。例えば、「当該要員が類似案件において成果をあげ、顧客から高く評価された事実」等の説明を求めているものであり、顧客と十分なコミュニケーションをとったうえで、価値の高い業務を提供した実績とその時期を提示いただければと考えます。公平性の観点から、証明書等の提出を義務付けていないことをより明確にするため、「顧客からの評価が得られていることを確認できる資料を添付すること」を「顧客からの評価が得られていること」に表現を修正します。	有	当該箇所を以下の通り修正します。 「顧客からの評価が得られていることを確認できる資料を添付すること」 ↓ 「顧客からの評価が得られていること」
287	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		4.業務実施体制4.1 業務実施体制②運用設計リーダー	「ITサービスマネジメントファンデーション」については、その上位資格を有している場合、より評価される事が望ましいと考えます。	ご意見は承りましたが、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の資格のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
288	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		4.業務実施体制4.1 業務実施体制⑤運用業務主任	「ITサービスマネジメントファンデーション」については、その上位資格を有している場合、より評価される事が望ましいと考えます。	ご意見は承りましたが、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の資格のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
289	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		4.業務実施体制4.1 業務実施体制 ⑩システム監視リーダー	本項目においては、その業務及び扱うシステムの特性上、記載のある「ITサービスマネジメントファンデーション」の他に、以下の資格を有している場合、より評価される事が望ましいと考えます。追記をご検討いただけますでしょうか。・LPIC・CCNA・MCP、MCTS	ご意見は承りましたが、記載のままとさせていただきます。なお、それ以上の資格のご提案については、内容により加点評価対象とさせていただきます。	無	
290	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		2 本業務の具体的な実現方法 2.4 サービス利用支援業務加点	加点30点の中にセキュリティインシデント対応、TV会議システム、付加価値提案が一括されていて、どれに比重をおいているかを推察することができません。細分化したほうが的確な提案ができますので、ご検討いただきたく存じます。	「サービス利用支援業務」において、特に重視する業務がより明確になるよう別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表の「評価観点」欄の記載を修正いたします。	有	別添2.評価基準書(別紙)「2.4サービス利用支援業務」に関し、セキュリティ運用業務の観点より具体的に記載するとともに、特に重視する観点であることを補足説明として追記します。 「・セキュリティインシデント対応の維持、向上に向けた取り組み」 ↓ 「・セキュリティインシデント対応に 関し、想定されるリスク分析とその対応策および安定的に対応が図られるための体制・仕組み 」 【補足】 昨今のセキュリティ動向を踏まえ、この点を重視している。 また、付加価値重視の項目に関しても以下のとおり、補足説明を追記します。 【補足】付加価値(品質)重視の作業項目の詳細については、調達仕様書別添資料09「システム運用要件」を参照のこと。 ↓ 【補足】付加価値(品質)重視の作業項目の詳細については、調達仕様書別添資料09「システム運用要件」を参照のこと。 特に、刷新計画アクションプランを踏まえた提言、在外拠点への支援、ITコンシェルジュの具体的な取り組み、情報共有基盤保守・管理の進め方等の能動的な工夫・姿勢を期待する。
291	Ⅲ別添2.評価基準書(別紙) 評価項目一覧表		1.1 本業務の背景、目的	評価項目「1.1 本業務の背景、目的」に対する理解については、本業務にとって重要な業者の姿勢を問うことから、必須ではなく加点とし、良い提案とそうでない提案の差を明確にすることを提案します。	ご意見は承りましたが、「1.1 本業務の背景、目的」に対する理解は本業務にとって必須要件であると考えておりますため、現状のままさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
292	Ⅲ別添2.評価基準書 (別紙) 評価項目一覧表		1.1 本業務の背景、目的	本業務は、公的機関である特性も重要であることから、「3 受託事業者(社)に望まれる経験・能力等」に、官公庁における類似業務の経験を加点として追加することを提案します。	ご意見は承りましたが、競争性確保の観点から、現状の記載のままとさせていただきます。	無	
293	Ⅲ別添2.評価基準書		1 評価基準	各「評価観点」に関し、次の視点から何%満たされているか評価する。とありますが、公正な競争を促すためには事業者の提案内容が適切に評価される明確な評価基準が必要であると考えます。 貴機構の他案件で示された具体的な評価指標(下記)に該当する本案件の指標がありましたら、ご提示願います。 当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。:90%以上 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。:80% 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。:70% 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。:60% 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。:50%未満	ご意見は承りましたが、実施要項および評価基準書に記載の通り、本件の評価は、有効性(仕様の意図(要求仕様の背景)をくみ取り、より有効性の高い提案となっているか)、効率性(効率的な進め方の工夫(提案者の知見やノウハウ等)が盛り込まれた提案となっているか)、付加価値(評価観点の記載内容に留まらず、より付加価値が見込まれる提案がなされているか)、という視点から、各項目の評価観点が何%満たされるのかを評価することとしており、記載のままとさせていただきます。	無	
294	Ⅲ別添2.評価基準書 (別紙) 評価項目一覧表		4.1 業務実施体制⑧TV会議システム運用技術者	TV会議システム運用事業者の必須評価区分には人員が3人以上いることと記述がありますが、加点評価区分は、3人合わせて3点という理解でよろしいでしょうか。それとも、3人体制のうち、1人でも加点項目を満たす従事者がいれば加点されるのでしょうか。	当該加点項目を満たす従事者が1名以上いる場合には加点対象とし、該当者が3名あるいはそれ以上いる場合に満点(3点)加点とします。評価基準書の記載を明確にします。	有	別添2.評価基準書(別紙)TV会議システム運用技術者の加点項目に以下の通り追記します。 「該当者が1名以上いる場合には加点対象とし、3名あるいはそれ以上いる場合には満点加点とする。」
295	その他			共同企業体での契約も加味し、契約条項などを事前確認したい為、契約書(案)を予めご提示頂きたく、お願い致します。	入札公告時に、入札説明書類の一部として契約書(案)をご提示予定です。	無	

項	資料名	頁番号	該当箇所	意見等	回答	修正有無	修正内容
296	その他			<p>全体として、ほぼ全てのサービス要件において性能要件の記載がありません。提案事業者にとって具体的な条件が把握できないため、見積もりを行うことが非常に困難な状態であり、また、そのリスクを考慮することにより、無用な入札金額の上昇を招く可能性があります。そのため、現行のサーバスペック、ソフトウェア構成を把握している現行事業者に着しく有利な仕様となり、公平性が失われていると考えます。</p> <p>ついては、性能要件及び現状業務量の追記や現行のインフラ仕様の記載、もしくは入札前の資料閲覧の機会を設けることを推奨します。</p>	<p>性能要件として機構が必要と考えるものは、想定業務量も含め「別添02基盤系サービスシステム要件」において提示しておりますので、現行事業者に有利とは考えておりません。現行のシステム構成に関しまし、入札時の閲覧資料において、機構ルールにおいて開示可能なものについては出来る限りの情報開示をいたします。</p>	無	